

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

令和2年3月31日

静岡県監査委員 青 木 清 高

静岡県監査委員 城 塚 浩

静岡県監査委員 和 田 篤 夫

静岡県監査委員 曳 田 卓

令和元年度

包括外部監査結果報告書

静岡県包括外部監査人

## 目 次

第 1	監査の概要	1
A	外部監査の種類	1
B	選定した特定の事件	1
C	特定の事件を選定した理由	1
D	外部監査の方法	2
1	監査の対象	
2	監査の対象とする部局	
3	監査の要点	
4	監査手続の概要	
5	監査対象期間	
E	監査の実施期間	5
F	監査実施者	5
1	外部監査人	
2	補助者	
第 2	利害関係	5
第 3	監査の手続	6
A	日程	6
B	包括外部監査実施説明会	6
C	アンケート調査、実地監査	7
D	日程（ヒアリング）	8
E	意見交換会	9
F	監査結果の提示	9
G	数値の表示	9
第 4	静岡県の状況	10
A	人口推移	10
1	日本の人口推移（将来推計人口含む）	
2	静岡県の人口推移（将来推計人口含む）	
B	人口減少の背景	12
1	合計特殊出生率の推移	
2	合計特殊出生率の低下要因	

C	子育てを取り巻く環境（静岡県）	14
1	就学前の子ども	
2	就学後の子ども	
D	子どもと家庭を取り巻く環境（静岡県）	17
1	児童虐待相談件数の推移	
2	DV相談件数の推移	
3	ひとり親世帯数の推移	
4	認定里親数及び里親委託率の推移	
第5	静岡県の政策（子ども・子育て支援に関するもの）	19
A	総論	19
1	富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり （以下、新ビジョン）の構成と計画期間	
2	新ビジョンの基本構想	
3	新ビジョンの基本計画（監査の対象のみ抜粋）	
第6	監査結果	26
A	総論	26
1	監査結果	
B-01	しずおかふじさんっこ推進事業費	31
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-02	ふじのくに少子化対策特別推進事業費	37
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-03	ふじのくに少子化突破戦略応援事業費	44
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-04	こども体験・交流推進事業費	48
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-05	認定こども園整備事業費助成	52
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-06	保育所等整備事業費助成	55
1	事業の概要	
2	監査結果	

B-07	子育て支援施設整備費助成	58
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-08	保育対策促進事業費助成	62
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-09	多様な保育推進事業費助成	66
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-10	年度途中入所サポート事業費助成	70
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-11	子育て支援事業費助成	74
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-12	放課後児童クラブ運営費助成	77
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-13	保育士等確保対策事業費	80
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-14	保育士修学資金等貸付事業費助成	86
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-15	保育士等キャリアアップ研修事業費	89
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-16	保育士登録制度事業費	93
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-17	子育て支援員養成事業費	97
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-18	安心こども基金積立金	102
1	事業の概要	
2	監査結果	

B-19	身体障害児育成医療等扶助費	106
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-20	未熟児養育医療扶助費	110
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-21	こども医療費助成	113
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-22	不妊治療費助成	117
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-23	不妊・不育総合支援事業	121
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-24	乳幼児検査・健診事業費	128
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-25	難病・医療活動事業費	133
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-26	「健やか親子 21（第2次）」強化推進事業費	136
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-27	小児救急電話相談事業費	142
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-28	産科医療施設等整備事業費助成	146
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-29	産科医療確保事業費	151
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-30	東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	156
1	事業の概要	
2	監査結果	

B-31	児童虐待防止対策事業費	160
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-32	児童相談所等職員専門研修事業費	165
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-33	DV相談体制強化事業費	170
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-34	民間シェルター活用促進事業費	175
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-35	里親養育援助事業費	179
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-36	こどもの自立支援資金貸付事業費助成	185
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-37	施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費	189
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-38	社会的養護自立支援事業費	193
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-39	被措置児童等支援事業費	197
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-40	ひとり親家庭就学支援事業費	202
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-41	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成	206
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-42	吉原林間学園改築整備事業費	210
1	事業の概要	
2	監査結果	

B-43	ふじのくに型学びの心育成支援事業費	214
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-44	ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	220
1	事業の概要	
2	監査結果	
B-45	母子家庭等医療費助成	224
1	事業の概要	
2	監査結果	
第7	結び	228
	監査結果一覧	229

## 第1 監査の概要

### A 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに静岡県包括外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### B 選定した特定の事件

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

### C 特定の事件を選定した理由

日本の人口は、2008年に1億2,808万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2017年公表の国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）では、2053年には1億人を割り、2065年には8,808万人になると推計されている。同様に、静岡県の人口も、2007年に379万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2060年には239万人になると推計されている。

人口の減少は、国内需要の縮小と労働力人口の減少につながり、経済の活力を低下させ、生活全般に様々な影響を及ぼすことになる。静岡県においては、経済の停滞に伴い、財政が逼迫する可能性がある。そのため、静岡県では、2015年10月に「長期人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、2060年に300万人程度の人口を確保することを目指して、様々な施策を実施している。人口の減少の主たる要因とされる少子化については、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなどの、子ども・子育て支援事業を実施している。

当該事業は、県民にとって身近な内容であり、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、厳しい財政状況の中、当該事業を継続して実施しており、重要度が高いと考えられる。

上記を鑑み、子ども・子育て支援事業について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

## D 外部監査の方法

### 1 監査の対象

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくりの方針「子どもが健やかに学び育つ社会の形成」のうち、子ども・子育て支援に関する事業で、次に該当する事業を監査の対象とした。

- イ) 静岡県負担率が大半を占める事業
- ロ) 静岡県の新ビジョンを達成するために、重要性が高い事業
- ハ) 関連部局等とのヒアリングから、監査人が抽出した事業

No	事業名	担当部局		該当項目		
		部	局	イ	ロ	ハ
3-1 安心して出産・子育てができる環境づくり						
(1) 家庭・職場・地域の子育て支援の充実						
01	しずおかふじさんっこ推進事業費	健康福祉部	こども未来局	○	○	○
02	ふじのくに少子化対策特別推進事業費			○	○	
03	ふじのくに少子化突破戦略応援事業費			○	○	○
04	こども体験・交流推進事業費			○		
(2) 保育サービス・幼児教育の充実						
05	認定こども園等整備事業費助成	健康福祉部	こども未来局		○	
06	保育所等整備事業費助成				○	
07	子育て支援施設整備費助成			○	○	
08	保育対策等促進事業費助成			○	○	
09	多様な保育推進事業費助成			○	○	○
10	年度途中入所サポート事業費助成			○		
11	子育て支援事業費助成			○	○	○
12	放課後児童クラブ運営費助成			○		○
13	保育士等確保対策事業費				○	
14	保育士修学資金等貸付事業費助成				○	
15	保育士等キャリアアップ研修事業費				○	
16	保育士登録制度事業費					○
17	子育て支援員養成事業費					○
18	安心こども基金積立金					○

No	事業名	担当部局		該当項目		
		部	局	イ	ロ	ハ
(3) 子どもや母親の健康の保持・増進						
19	身体障害児育成医療等扶助費	健康福祉部	こども未来局	○		
20	未熟児養育医療扶助費			○		
21	こども医療費助成			○	○	○
22	不妊治療費助成					○
23	不妊・不育総合支援事業費				○	
24	乳幼児検査・健診事業費			○		○
25	難病・医療活動事業費			○		
26	「健やか親子21(第2次)」強化推進事業費			○		
27	小児救急電話相談事業費			○		
28	産科医療施設等整備事業費助成					○
29	産科医療確保事業費		○			
30	東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費		○			
3-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり						
(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実						
31	児童虐待防止対策事業費	健康福祉部	こども未来局			○
32	児童相談所等職員専門研修事業費					○
33	DV相談体制強化事業費					○
34	民間シェルター活用促進事業費			○		
35	里親養育援助事業費				○	
36	こどもの自立支援資金貸付事業費助成					○
37	施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費			○	○	○
38	社会的養護自立支援事業費				○	
39	被措置児童等支援事業費			○		
40	ひとり親家庭就学支援事業費			○		
41	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成					○
42	吉原林間学園改築整備事業費					○
(2) 子どもの貧困対策の充実						
43	ふじのくに型学びの心育成支援事業費	健康福祉部	福祉長寿局		○	
44	ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成		こども未来局	○		
45	母子家庭等医療費助成		こども未来局	○		○

## 2 監査の対象とする部局

監査対象とした部局は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくりの方針「子どもが健やかに学び育つ社会の形成」のうち、子ども・子育て支援に関する事業を所管する部局である。

## 3 監査の要点

監査の要点は、次のとおりである。

- ・子ども・子育て支援事業に関する財務事務等について、法律及び条例等に従い適切に実施されているか。(合規性)
- ・子ども・子育て支援事業に関する財務事務等について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に実施されているか。(経済性、効率性、有効性)

監査要点に照らして重要なポイントは、次のとおりである。

項目	重要なポイント
合規性	事業の事務執行は関連する法律等に、準拠しているか
	国への又は市町村からの報告事務に、誤りはないか
	補助金等の事務手続は、法律、条令、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか
	委託に際して、仕様書又は契約書等に従った手続きが行われているか
経済性 効率性	事業費の積算見積は、適切になされているか
	事業費と成果との比較を、分析しているか
	他事業との重複や、無理な細分化はないか
	市町村や他部署との連携や情報共有を図っているか
	補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか
	委託に際して、契約金額の低額努力がなされているか
有効性	事業の目的に整合する成果指標及び活動指標を設定し、目標値を明確に設定しているか
	事業の手法や実施内容は、目的や成果指標の目標値を達成するために効果的か
	外部環境や事業実績等に応じて、事業内容が見直されているか
	補助金は、事業目的に適合する形で使われているか
	委託内容は、事業目的を達成するために効果的か

#### 4 監査手続の概要

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・子ども、子育て支援に関する事業の担当部局に対し、ヒアリングを実施し、ヒアリング対象事業を抽出
- ・ヒアリング対象事業を所管する担当部局に対して、事前に、事業概要等に関するアンケート調査を実施
- ・ヒアリング対象事業を所管する担当部局に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧
- ・監査結果の取りまとめにあたって、事実誤認の発生防止に配慮し、必要に応じて監査対象部局と意見交換会を実施

#### 5 監査対象期間

原則として平成30年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### E 監査の実施期間

令和元年6月17日から令和2年3月31日まで

#### F 監査実施者

##### 1 外部監査人

公認会計士 原田 俊輔

##### 2 補助者

公認会計士 加山 秀剛

公認会計士 兼高 則之

公認会計士 佐藤 豪

公認会計士 上杉 昌代

公認会計士 坂田 妃佐恵

弁護士 岡村 真央

#### 第2 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

### 第3 監査の手続

#### A 日程

時期	内容	備考
令和元年6月	・ 監査テーマの決定	
令和元年7月	・ 監査実施計画策定	
令和元年8月	・ 包括外部監査実施説明会 ・ アンケート調査	
令和元年8月～ 令和元年9月	・ 実地監査の実施	
令和元年10月～ 令和元年11月	・ 追加調査 (実地調査の補完)	
令和元年12月～ 令和2年1月	・ 報告書の内容調整	必要に応じて、監査対象部局と意見交換会を実施
令和2年3月	・ 監査結果の報告	知事、議会、監査委員宛て

#### B 包括外部監査実施説明会

日時	令和元年8月8日
説明者	外部監査人 原田俊輔
出席者	・ 経営管理部総務課 ・ 監査対象部局、及び、監査とりまとめ担当課（経理課等） ・ 監査委員事務局
説明事項	令和元年度包括外部監査実施計画の説明 ・ 特定事件（テーマ）の選定理由 ・ 監査の観点 ・ 監査対象部局及び事業 ・ 監査日程概要及び事前準備書類等

### C アンケート調査、実地監査

ヒアリング対象事業を所管する担当部局に対して、事業概要等に関するアンケート調査を実施したうえで、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧を実施した。

アンケート及びヒアリングでの主な設問は、以下のとおりである。

区分	設問
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業名、事業開始年度、事業終了年度</li> <li>・ 根拠法令、要綱、規程の名称</li> <li>・ 事業の目的、事業の必要性及び廃止した場合の影響、事業の対象、具体的な事業内容</li> <li>・ 事業の実施方法、実施主体</li> <li>・ 資金の流れ、予算及び決算の状況 など</li> </ul>
市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携する市町村名</li> <li>・ 連携内容、頻度</li> <li>・ 成果、今後の課題 など</li> </ul>
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標数値、開始時の数値</li> <li>・ 目標設定の考え方、設定理由</li> <li>・ 目標達成率、要因分析の有無</li> <li>・ 自己評価、外部評価 など</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標数値、開始時の数値</li> <li>・ 目標設定の考え方、設定理由</li> <li>・ 目標達成率、要因分析の有無</li> <li>・ 自己評価、外部評価 など</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出実績の比較分析（対前年比、対予算比）</li> </ul>
事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容の見直しの有無</li> <li>・ 今後の見直し予定の有無 など</li> </ul>
補助金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の流れ、補助金交付要綱の有無</li> <li>・ 補助金の交付申請日、交付決定日、実績報告日、交付確定日</li> <li>・ 実績報告の有無、補助対象経費の確認方法</li> <li>・ 消費税等の仕入税額控除の報告 など</li> </ul>
委託事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託費の算定方法、用途の確認方法</li> <li>・ 事業者の選定方法、入札参加者数</li> <li>・ 再委託の有無、実績報告書の有無 など</li> </ul>

#### D 日程（ヒアリング）

No	事業名	実施日
01	しずおかふじさんっこ推進事業費	令和元年8月23日
02	ふじのくに少子化対策特別推進事業費	令和元年8月23日
03	ふじのくに少子化突破戦略応援事業費	令和元年8月23日
04	こども体験・交流推進事業費	令和元年8月23日
05	認定こども園等整備事業費助成	令和元年8月26日
06	保育所等整備事業費助成	令和元年8月26日
07	子育て支援施設整備費助成	令和元年8月29日
08	保育対策等促進事業費助成	令和元年9月5日
09	多様な保育推進事業費助成	令和元年9月5日
10	年度途中入所サポート事業費助成	令和元年9月5日
11	子育て支援事業費助成	令和元年9月5日
12	放課後児童クラブ運営費助成	令和元年9月3日
13	保育士等確保対策事業費	令和元年9月2日
14	保育士修学資金等貸付事業費助成	令和元年9月2日
15	保育士等キャリアアップ研修事業費	令和元年9月2日
16	保育士登録制度事業費	令和元年9月2日
17	子育て支援員養成事業費	令和元年8月29日
18	安心こども基金積立金	令和元年8月26日
19	身体障害児育成医療等扶助費	令和元年8月20日
20	未熟児養育医療扶助費	令和元年8月20日
21	こども医療費助成	令和元年8月20日
22	不妊治療費助成	令和元年8月20日
23	不妊・不育総合支援事業費	令和元年8月21日
24	乳幼児検査・健診事業費	令和元年8月21日
25	難病・医療活動事業費	令和元年8月21日
26	「健やか親子21（第2次）」強化推進事業費	令和元年8月21日
27	小児救急電話相談事業費	令和元年9月3日
28	産科医療施設等整備事業費助成	令和元年8月29日
29	産科医療確保事業費	令和元年8月29日
30	東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	令和元年9月3日
31	児童虐待防止対策事業費	令和元年8月26日
32	児童相談所等職員専門研修事業費	令和元年8月26日
33	DV相談体制強化事業費	令和元年8月20日
34	民間シェルター活用促進事業費	令和元年8月20日

No	事業名	実施日
35	里親養育援助事業費	令和元年8月30日
36	こどもの自立支援資金貸付事業費助成	令和元年8月30日
37	施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費	令和元年8月30日
38	社会的養護自立支援事業費	令和元年8月30日
39	被措置児童等支援事業費	令和元年9月4日
40	ひとり親家庭就学支援事業費	令和元年9月4日
41	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成	令和元年9月4日
42	吉原林間学園改築整備事業費	令和元年8月26日
43	ふじのくに型学びの心育成支援事業費	令和元年8月20日
44	ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	令和元年9月4日
45	母子家庭等医療費助成	令和元年8月20日

#### E 意見交換会

必要に応じて、外部監査人と監査対象部局との意見交換会を実施し、報告書の記載事項に事実誤認等がないよう、相互の認識の確認・調整を行った。

#### F 監査結果の提示

監査の結果は、次表に基づき、「指摘」又は「意見」に整理して提示する。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

#### G 数値の表示

報告書の数値は、

- ・すべて切捨て表示である。そのため、単位未満の端数の関係で、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。
- ・「-」は0円、「0」は表示単位未満の正数を示している。

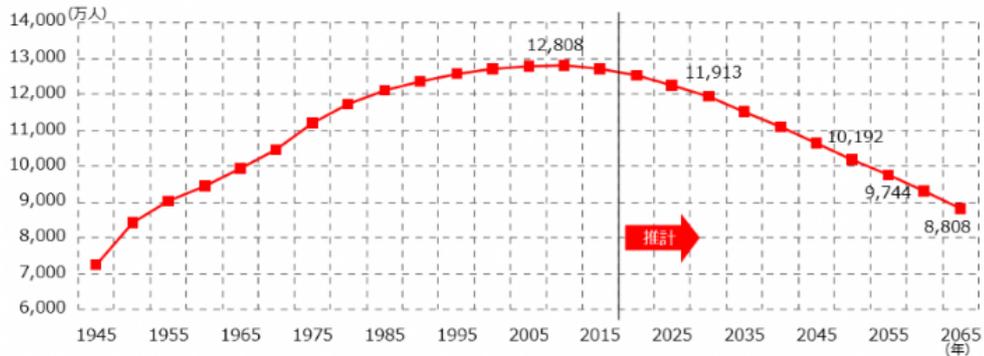
## 第4 静岡県の状況

### A 人口推移

#### 1 日本の人口推移（将来推計人口含む）

日本の人口は、2008年に1億2,808万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2017年公表の国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）では、2053年には1億人を割り、2065年には8,808万人になると推計されている。

<日本の人口推移（将来推計人口含む）>



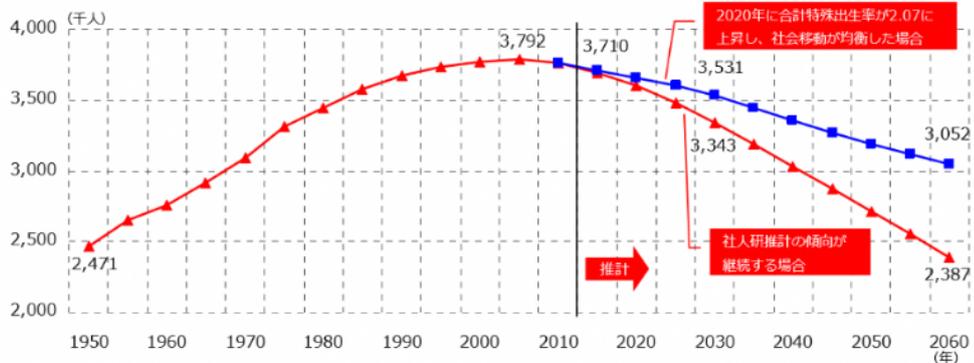
国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の将来推計人口（2017年推計）出生中位（死亡中位）推計」

#### 2 静岡県の人口推移（将来推計人口含む）

##### (1) 静岡県の状況

日本の人口推移と同様に、静岡県の人口も、2007年に379万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2060年には239万人になると推計されている。

<静岡県の人口推移（将来推計人口含む）>



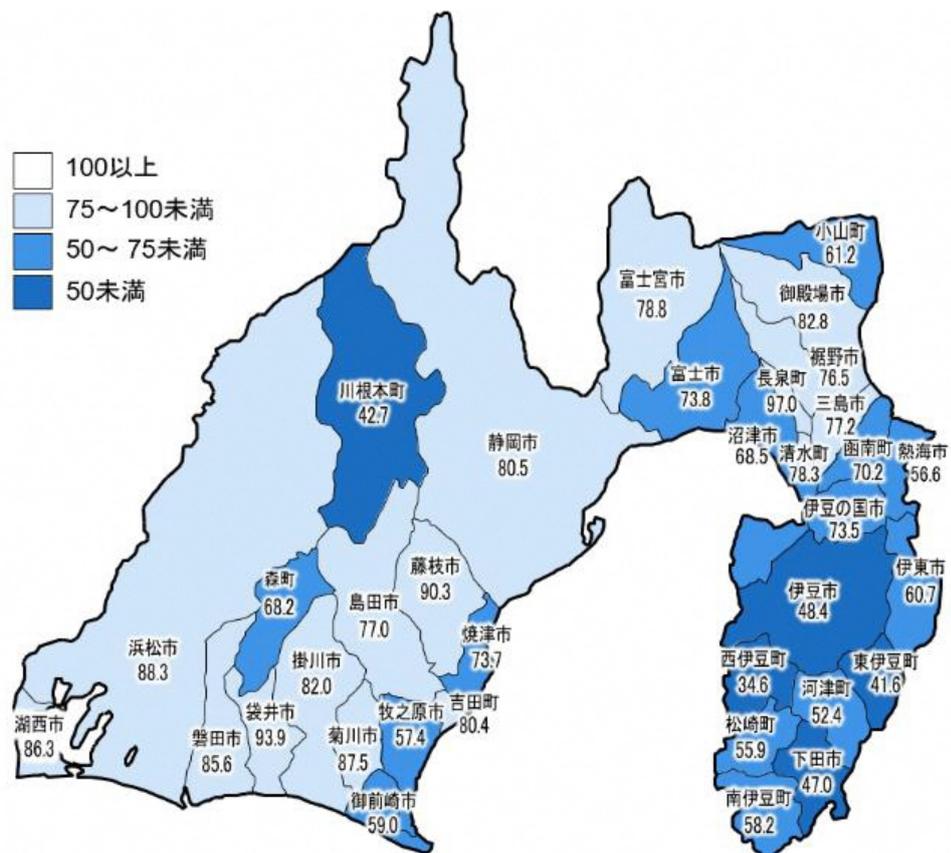
総務省「国勢調査」、静岡県「長期人口ビジョン（静岡県独自推計）」  
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」

## (2) 静岡県内の市町別の状況

静岡県内の市町別の将来人口（平成27年の人口を100としたときの、令和27年の人口）は、すべての市町が100を切っており、中には50未満の市町がある。

<静岡県内の市町別将来人口>

（平成27年の人口を100としたときの、令和27年の人口）



出典：推計値は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（平成30年3月推計）

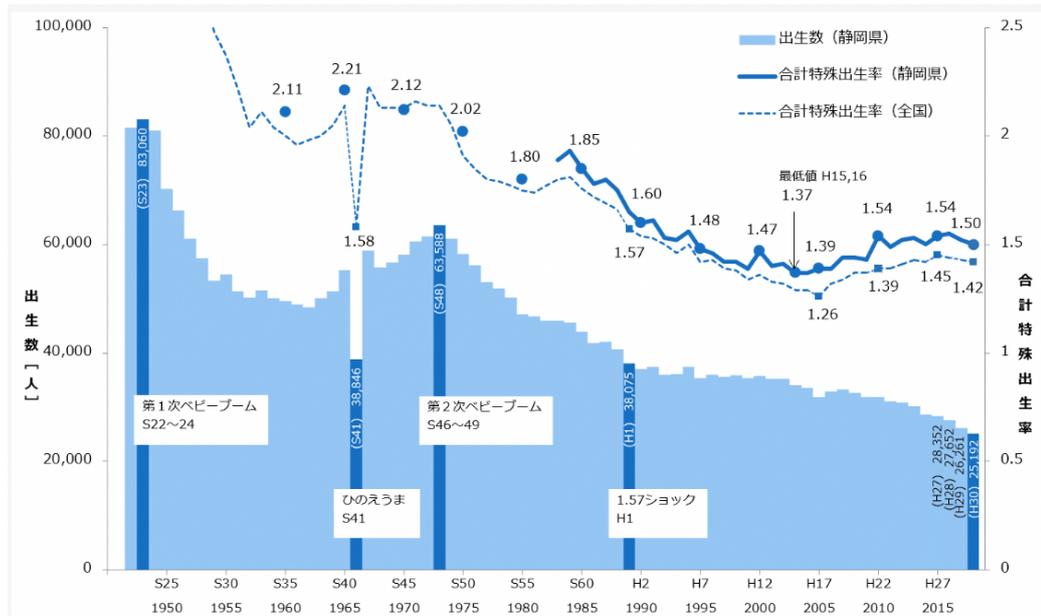
## B 人口減少の背景

### 1 合計特殊出生率の推移

少子化の現状として、全国の合計特殊出生率が、年々低下傾向にあることがあげられる。

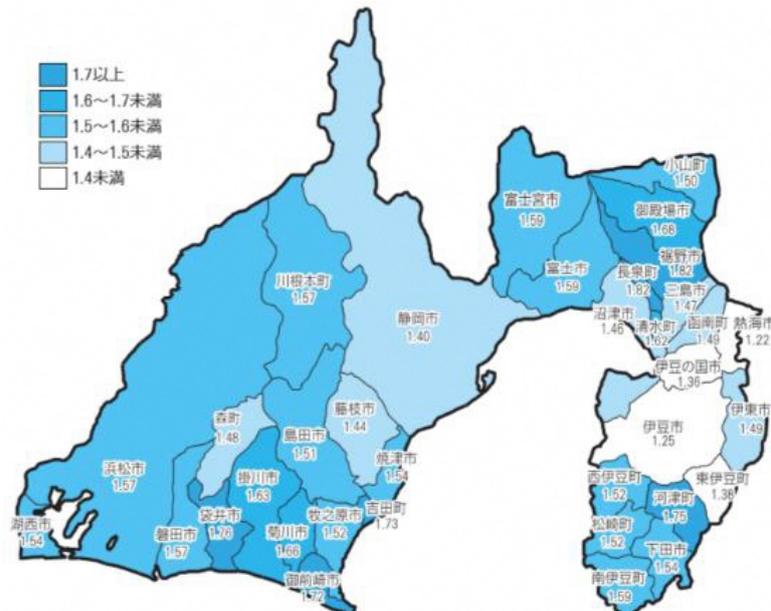
静岡県の合計特殊出生率は、全国と同様に低下傾向にあるが、全国を上回って推移しており、県内の市町においては 1.8 を超える市町もある。

<全国の合計特殊出生率の推移>



出典：厚生労働省「人口動態統計」

<静岡県市町別の合計特殊出生率（平成 20 年～24 年）>



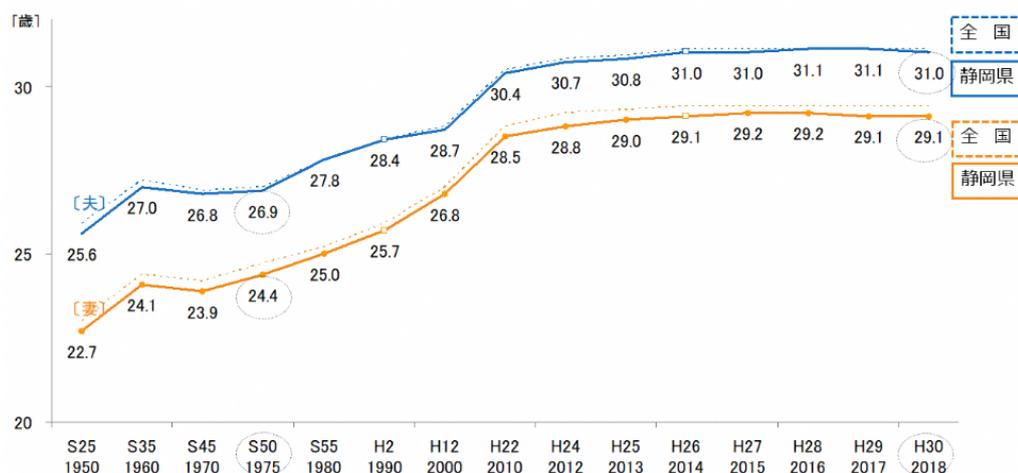
出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

## 2 合計特殊出生率の低下要因

### (1) 平均初婚年齢

合計特殊出生率の低下要因として、晩婚化があげられる。全国の平均初婚年齢は、年々上昇傾向（近年は横ばい）にある。静岡県の平均初婚年齢は、男性は全国とほぼ同じ、女性は全国平均を下回る状況で推移している。

<平均初婚年齢の推移>

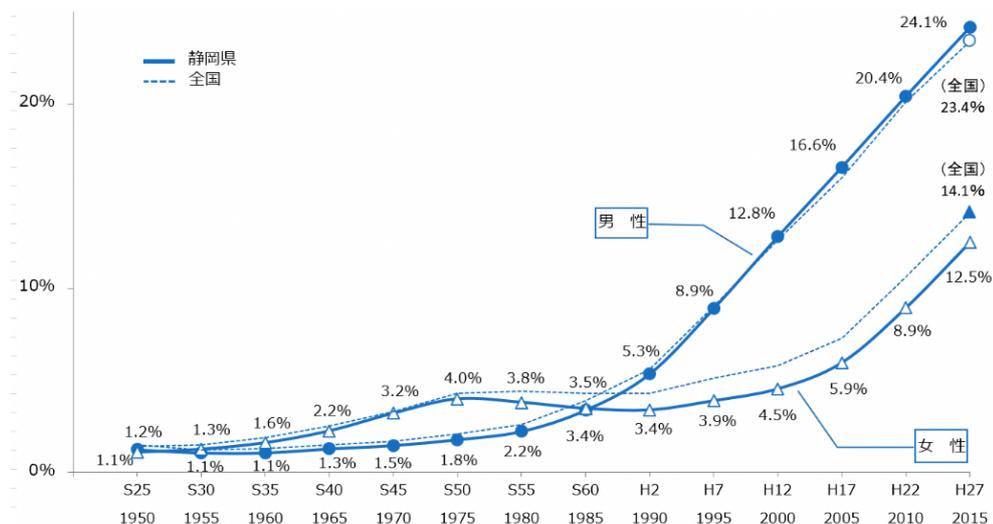


出典：総務省「国勢調査」 ※未婚率は、配偶関係不詳を除く人口を分母としている。

### (2) 50歳時の未婚率（生涯未婚率）

合計特殊出生率の低下要因として、未婚化があげられる。全国の50歳時の未婚率は、年々上昇傾向にある。静岡県の50歳時の未婚率は、男性は全国平均を若干上回り、女性は全国平均を下回る状況で推移している。

<50歳時の未婚率（生涯未婚率）の推移>



出典：総務省「国勢調査」  
※生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

## C 子育てを取り巻く環境（静岡県）

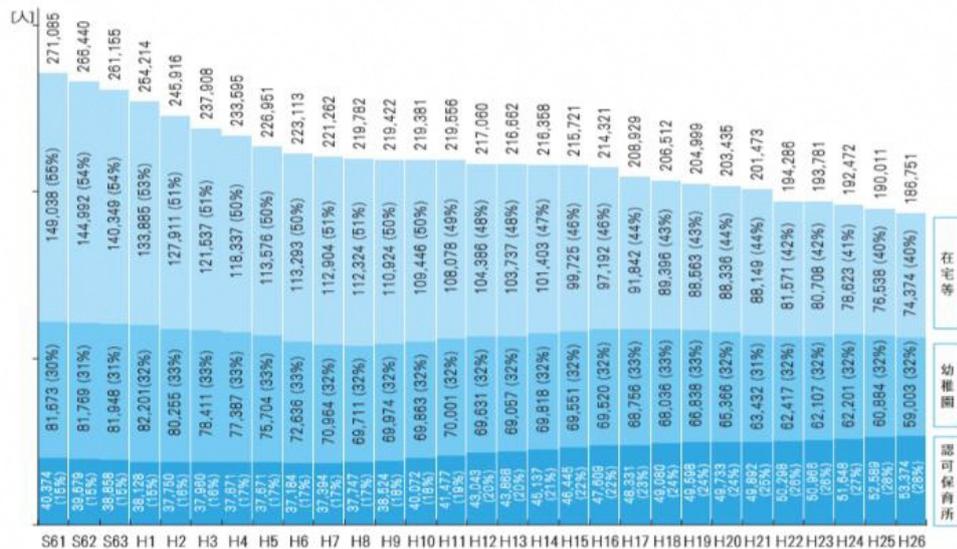
### 1 就学前のこども

#### (1) 在籍状況

就学前のこどもの総数は、合計特殊出生率の低下等を受け、年々減少している。

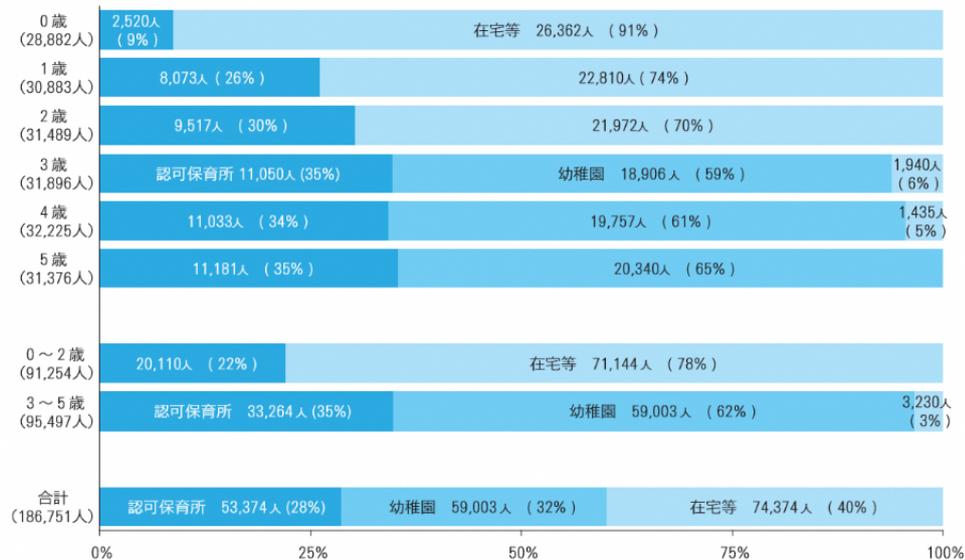
就学前のこどもの在籍状況を見ると、幼稚園の比率は30%程度で推移しており、大きな変化はない。一方、認可保育所の比率は年々上昇しており、その分、主に家庭で養育されている在宅等の比率が下落している。

<静岡県における就学前のこどもの在籍状況の推移>



S61 S62 S63 H1 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26  
 出典：認可保育所：静岡県子ども未来課調べ（平成26年4月1日時点）、幼稚園：学校基本調査（平成26年5月1日時点）、各歳の児童数：静岡県年齢別人口推計（県計、平成26年10月1日時点）、在宅等：各歳の児童数から認可保育所児童数と幼稚園在園数を差し引いて算出（ただし、5歳においては、在宅等の人数が府になるため表示しない）

<静岡県における就学前のこどもの年齢別在籍状況の推移>



出典：同上

## (2) 幼稚園及び認可保育所の状況

### ① 幼稚園

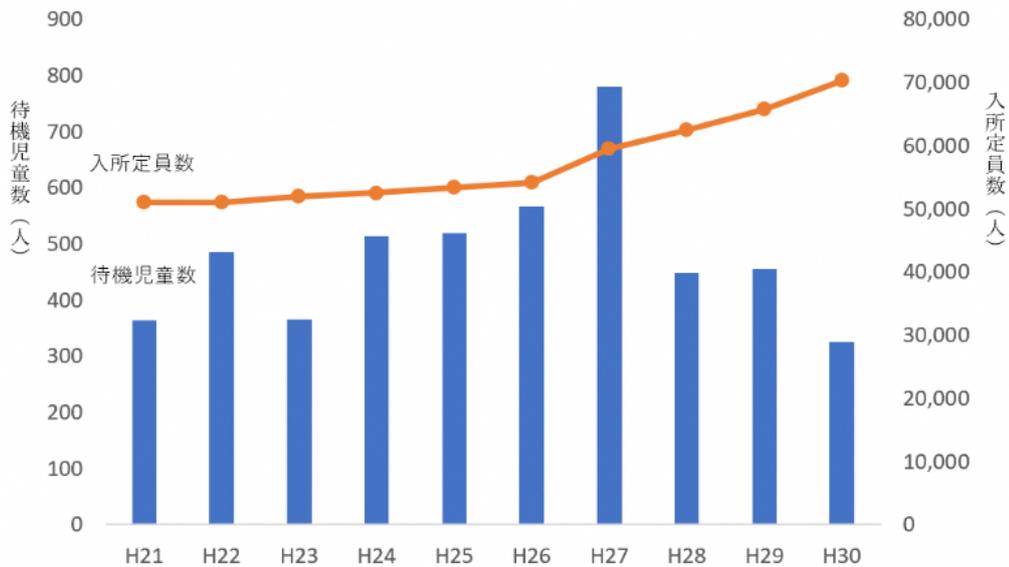
上述のとおり、幼稚園の比率は横ばいで推移しているが、少子化に伴い子どもの総数が減少していることから、幼稚園の園児数も減少している。

### ② 認可保育所

上述のとおり、認可保育所の比率は上昇傾向にあり、1、2歳児の受入児童数も増加傾向にあるため、入所定員を年々増やしており、平成30年時点では、平成21年比で約19,000人増となっている。

しかし、待機児童については増減を繰り返しながら、概ね400人台前後で推移していたが、子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度以降は減少傾向にある。

<静岡県における認可保育所の入所定員と待機児童数の年次推移>



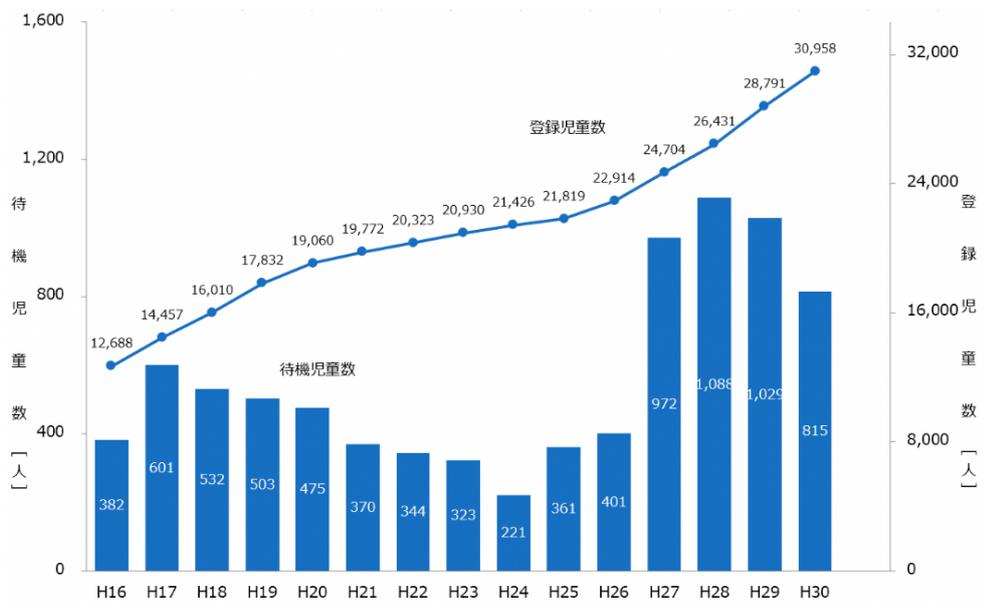
出典：静岡県子ども未来課調べ（各年4月1日時点）

## 2 就学後のこども

### (1) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの登録児童数及びクラブ数は年々増加している。一方、待機児童については、平成24年に221人までいったん減少したものの、子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度以降は1,000人前後で推移している。

<静岡県における放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数の年次推移>



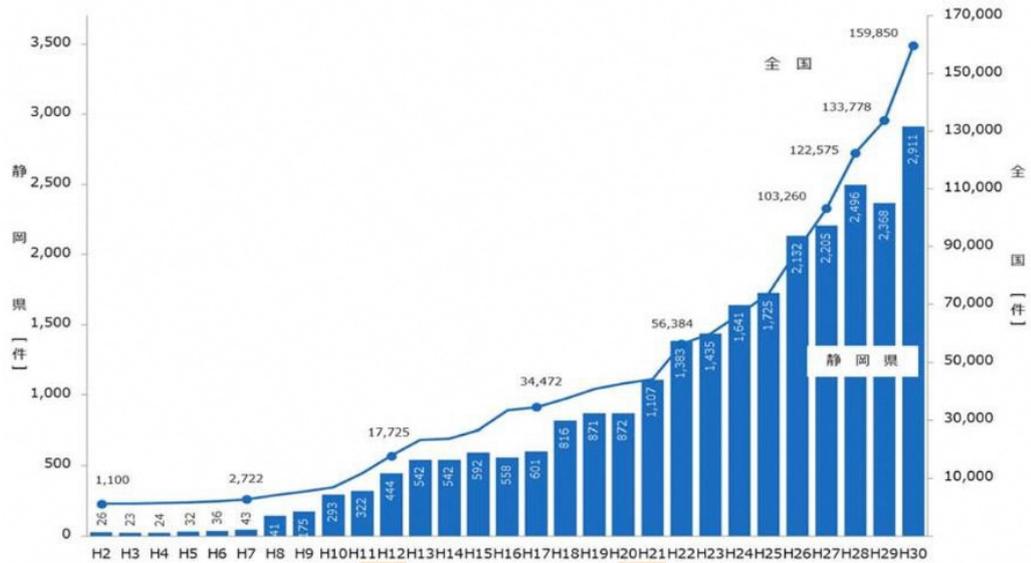
出典：放課後児童クラブ実地状況調査（厚生労働省）各市町回答 ※各年5月1日時点

## D 子どもと家庭を取り巻く環境（静岡県）

### 1 児童虐待相談件数の推移

子育てを取り巻く環境は厳しく、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々があり、児童虐待の発生件数が右肩上がりです。年々増加しています。

<児童相談所における児童虐待相談件数の推移（年度）>

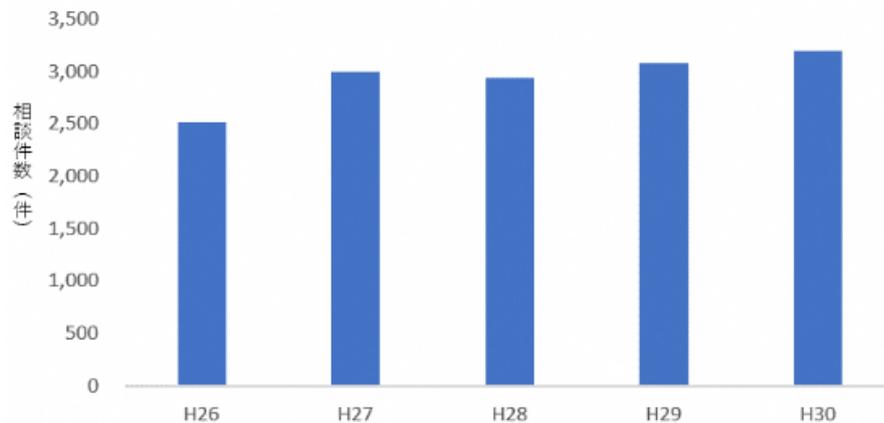


出典：厚生労働省調べ、静岡県子ども家庭課調べ

### 2 DV相談件数の推移

静岡県女性相談センターのほか、女性相談員を設置している県内の各健康福祉センター（東部・中部・西部・賀茂の4か所）と、市区福祉事務所（県内17市）の女性相談員が受けた相談件数は、増加傾向にある。

<DV相談件数の推移（年度）>



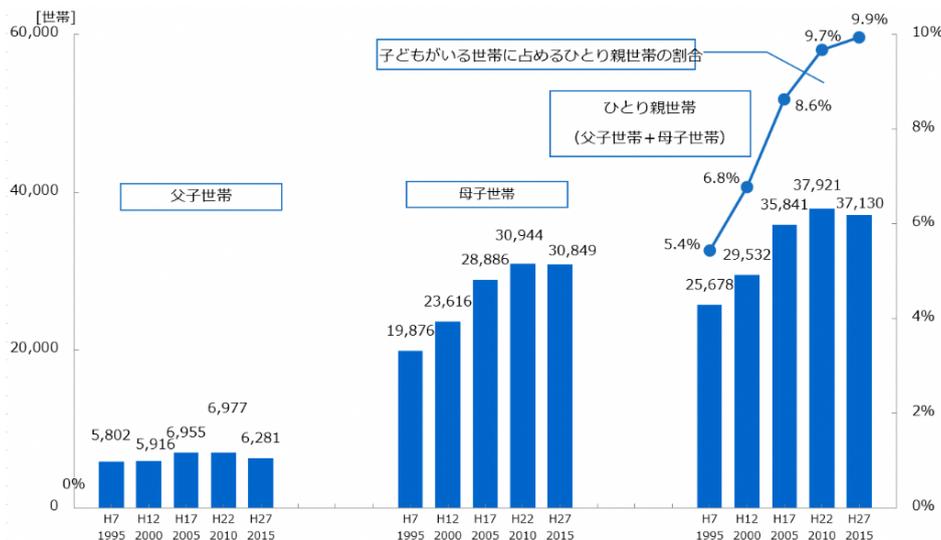
出典：静岡県子ども家庭課調べ

### 3 ひとり親世帯数の推移

近年、家族形態が多様化し、ひとり親家庭の割合が上昇している。

子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成 27 年時点では 9.9%と、20 年前と比べて約 2 倍となっている。

<子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯数の推移>

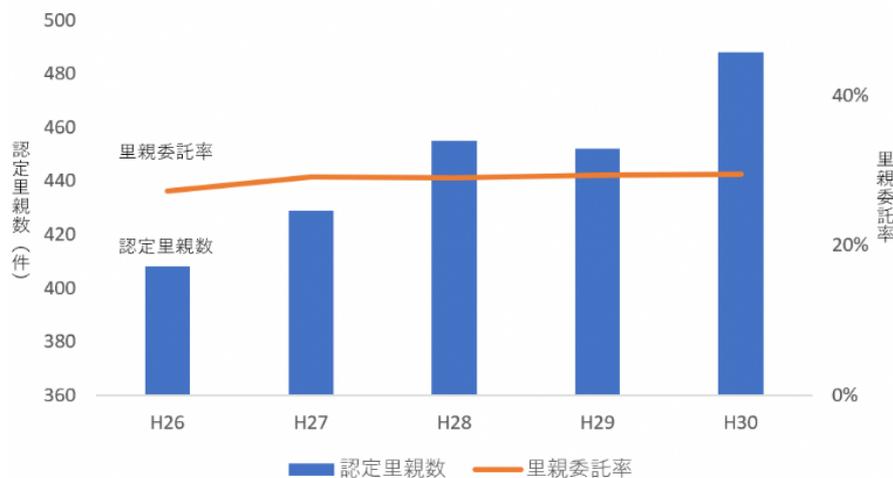


出典：総務省「国勢調査」 ※ひとり親世帯は、他の世帯員がいる世帯を含む。  
平成 7～17 年は、新分類区分による訴求集計

### 4 認定里親数及び里親委託率の推移

認定里親数は年々増加傾向にあるが、里親委託率（里親委託数÷認定里親数）は、概ね 30%の水準で推移している。

<認定里親数及び里親委託率の推移>



出典：厚生労働省調べ、静岡県こども家庭課調べ

## 第5 静岡県の政策（子ども・子育て支援に関するもの）

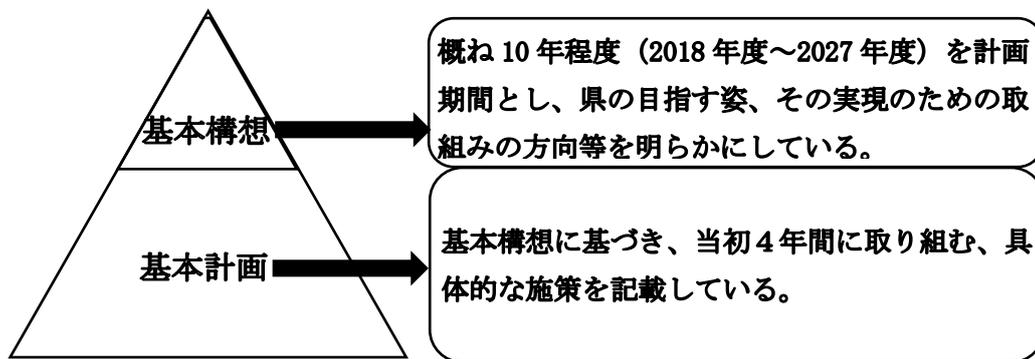
### A 総論

#### 1 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり（以下、新ビジョン）の構成と計画期間

##### （1）新ビジョンの構成

静岡県は、上述の状況等を踏まえ、新ビジョンを作成している。

新ビジョンは、「基本構想」と「基本計画」で構成されている。



##### （2）新ビジョンの計画期間

新ビジョンの計画期間は、以下のとおりである。



## 2 新ビジョンの基本構想

基本構想の概要は、以下のとおりである。

### 【基本理念】

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり

～ 静岡県を Dreams ドリームズ come カム true トゥルー in イン  
Japan ジャパン の拠点に ～

基本理念に基づく、静岡県の目指すべき姿

### 【目指すべき姿】

県民幸福度の最大化

- ・生まれてよし 老いてよし
- ・生んでよし 育ててよし
- ・学んでよし 働いてよし
- ・住んでよし 訪れてよし

具体的なイメージ

- ・想定される大規模地震・津波による犠牲者（最小）
- ・健康寿命（延伸）
- ・合計特殊出生率（向上）
- ・1人当たり県民所得（増加）
- ・人口の社会増減率（増加）
- ・観光交流客数（拡大）

基本理念を具体化し、目指すべき姿を実現するための、4つの  
基本方向

### 【基本方向】

(1) 安全・安心な地域づくり

政策1 命を守る安全な地域づくり

政策2 安心して暮らせる医療・福祉の充実

(2) 未来を担う有徳の人づくり

政策3 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

政策4 誰もが活躍できる社会の実現

(3) 豊かな暮らしの実現

政策5 富を作る産業の展開

政策6 多彩なライフスタイルの提案

(4) 魅力の発信と交流の拡大

政策7 “ふじのくに”の魅力の向上と発信

政策8 世界の人々との交流の拡大

うち、「政策3」の一部が、子ども・子育て支援に関する事項であり、監査の対象である。

**【政策3】**

核家族化や地域のつながりの希薄化により、家族や地域の人々から助言や支援、協力を得ることが困難になるなど、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、就労環境の多様化や共働き世帯の増加など、仕事と家庭の両立を可能とする環境の整備が求められ、保育所や多様な保育サービスに対するニーズがますます高まっています。

本県の将来を担う子どもたちは、社会に希望と活力をもたらす一番の宝物です。将来にわたり人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.07であり、意識調査によると、多くの若者は結婚して、家庭を持ち、2人から3人の子どもを持ちたいという希望を持っています。

県民が望む数の子どもを安心して生み育てることができるよう、「子育ては尊い仕事」を基本理念に、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、保育サービスの量と質の充実やそれを支える保育人材の確保、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実などに取り組みます。

また、児童虐待の早期発見・早期対応や子どもの貧困対策の充実、特別支援教育の推進など、すべての子どもが大切にされる社会づくりを進めます。

さらに、学問を学び、スポーツに親しみ、芸術を愛する「文・武・芸」三道を鼎立させ、子どもたちが将来に夢を持てるよう、家庭、学校、地域などの連携による社会総がかりでの教育に取り組むとともに、確かな学力の向上や技芸を磨く実学の奨励により、社会に貢献できる自立した「有徳の人」づくりを進めます。

### 3 新ビジョンの基本計画（監査の対象のみ抜粋）

上述した政策3「子どもが健やかに学び育つ社会の形成」は、大きく3つの柱に分かれており、監査の対象は、3-1と3-2の一部である。

- ・ 3-1 安心して出産・子育てができる環境づくり
- ・ 3-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり
- ・ 3-3 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

#### (1) 「3-1 安心して出産・子育てができる環境づくり」の概要

##### 【現状と課題】

- ・ 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立化などにより、子育てに関する負担や不安感が増加しており、社会全体で子育て家庭を応援していく必要があります。
- ・ 就労環境の多様化や共働き世帯の増加などにより、多様な保育サービスに対する需要がますます高まっており、安心して子どもを預けられる環境の整備が求められています。
- ・ 集団生活に馴染めない小1プロブレム等が問題となっており、人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実が求められています。
- ・ 乳幼児とふれあう機会がないまま妊娠・出産を迎えることが多くなってきていることから、母子に対する支援の充実や医療との連携が求められています。

現状と課題を踏まえて、計画期間後の目指す姿と到達点

##### 【目標】

- ・ 社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成し、職場や地域で子育てを応援する活動に取り組む人を増やします。
- ・ 待機児童ゼロの実現と多様化する需要に応える保育サービスの量と質を充実させ、それを支える保育人材を確保します。
- ・ 市町の幼児教育推進体制を支援し、幼稚園、保育所等と小学校の連携、接続を強化します。
- ・ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、出産・育児にかかる負担を軽減します。

目標の達成に向けた施策、取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標

### 【成果指標】

- ・ふじさんっこ応援隊参加団体数
- ・保育所待機児童数
- ・認定こども園、保育所等の保育教諭、保育士数
- ・幼児教育アドバイザー等配置市町数
- ・子育て世代包括支援センター設置数

↓ 目標の達成に向けて、計画期間に推進する取組の方向、具体的な内容

### 【施策・主な取組】

- ① 家庭、職場、地域の子育て支援の充実
  - ・社会全体で子育てを応援する気運の醸成
  - ・県民が望む数の子どもを生み育てやすい環境整備
  - ・働きながら子育てがしやすい環境整備
  - ・家庭教育の支援体制の確立
- ② 保育サービス、幼児教育の充実
  - ・待機児童の解消を目指す施設整備の促進
  - ・多様な保育、子育てサービスの提供と充実
  - ・保育士、保育教諭等の人材確保と資質向上
  - ・幼児教育の充実
  - ・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の強化
- ③ 子どもや母親の健康の保持・増進
  - ・妊娠、出産期から子育て期までの母子への支援
  - ・子育て支援における医療との連携

↓ 施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標

### 【活動指標】

- ① 家庭、職場、地域の子育て支援の充実
  - ・しずおか子育て優待カード事業協賛店舗数
  - ・ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤を活用して少子化対策に取り組む市町数
  - ・子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数
  - ・家庭教育に関する交流会実施園、学校数

- ② 保育サービス、幼児教育の充実
  - ・ 公的保育サービス受入児童数
  - ・ 延長保育実施箇所数
  - ・ キャリアアップの仕組みを導入している民間保育所、認定こども園の割合
  - ・ 小学校等との交流、連携を実施した幼稚園等の割合
- ③ 子どもや母親の健康の保持・増進
  - ・ 産婦健康診査実施市町数
  - ・ 新生児聴覚スクリーニング検査受検率
  - ・ 医療従事者向け母子保健研修受講者数

(2) 「3-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり」の概要

**【現状と課題】**

- ・ 児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、特に複雑・困難なケースが増加するなど、専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要となっています。
- ・ 貧困は子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼすことから、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、社会全体で支援していく必要があります。
- ・ 特別支援教育に対する教育的ニーズが拡大し、支援が必要な児童生徒が増加しており、専門性の向上と体制の強化が求められています。



現状と課題を踏まえて、計画期間後の目指す姿と到達点

**【目標】**

- ・ 関係機関と連携して相談支援体制を強化し、児童虐待やDVを減少させます。
- ・ 社会的養育が必要な子どもへの支援や子どもの貧困対策を充実させ、すべての子どもが健やかに育ち、学べる環境を整備します。
- ・ 特別支援教育の指導・支援における専門性を高め、地域と連携して推進体制を強化します。



目標の達成に向けた施策、取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標

**【成果指標】**

- ・虐待による死亡児童数
- ・ひとり親の就職率
- ・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率
- ・特別な支援が必要な幼児児童生徒の個別の指導計画を作成している学校の割合

↓ 目標の達成に向けて、計画期間に推進する取組の方向、具体的な内容

**【施策・主な取組】**

- ① 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実
  - ・児童虐待、DV防止対策の推進
  - ・児童福祉施設、里親等で暮らす子どもへの支援の充実
  - ・ひとり親家庭の自立の促進
- ② 子どもの貧困対策の充実
  - ・成長段階に応じたきめ細かな学習支援
  - ・適切な養育環境確保のための経済的支援
- ③ 特別支援教育の充実（監査の対象外のため記述省略）

↓ 施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標

**【活動指標】**

- ① 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実
  - ・児童虐待防止の普及啓発活動参加者数
  - ・子ども家庭総合支援拠点設置市町数
  - ・里親登録者数
  - ・社会的養護児童の18歳到達時進路決定率
  - ・母子家庭等就業・自立支援センター支援による就職者数
- ② 子どもの貧困対策の充実
  - ・スクールソーシャルワーカー配置人数
  - ・生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数
  - ・ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の放課後児童クラブ利用料軽減市町数
- ③ 特別支援教育の充実（監査の対象外のため記述省略）

## 第6 監査結果

### A 総論

#### 1 監査結果

##### (1) 指摘

なし

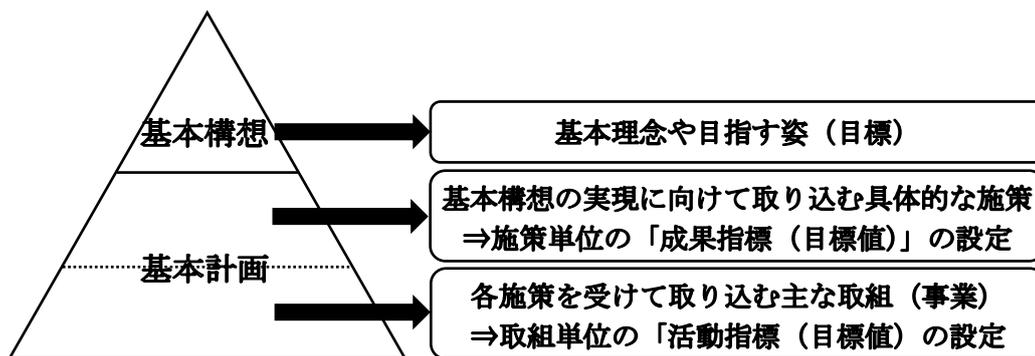
##### (2) 意見

###### ① 成果指標と活動指標について

###### ア 新ビジョンにおける成果指標と活動指標の設定

静岡県では、「世界から見た静岡県」という視点に立ち、国内はもとより、世界に占める静岡県の存在感を高めるため、「静岡県の新ビジョン富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり（以下、新ビジョン）」を策定している。

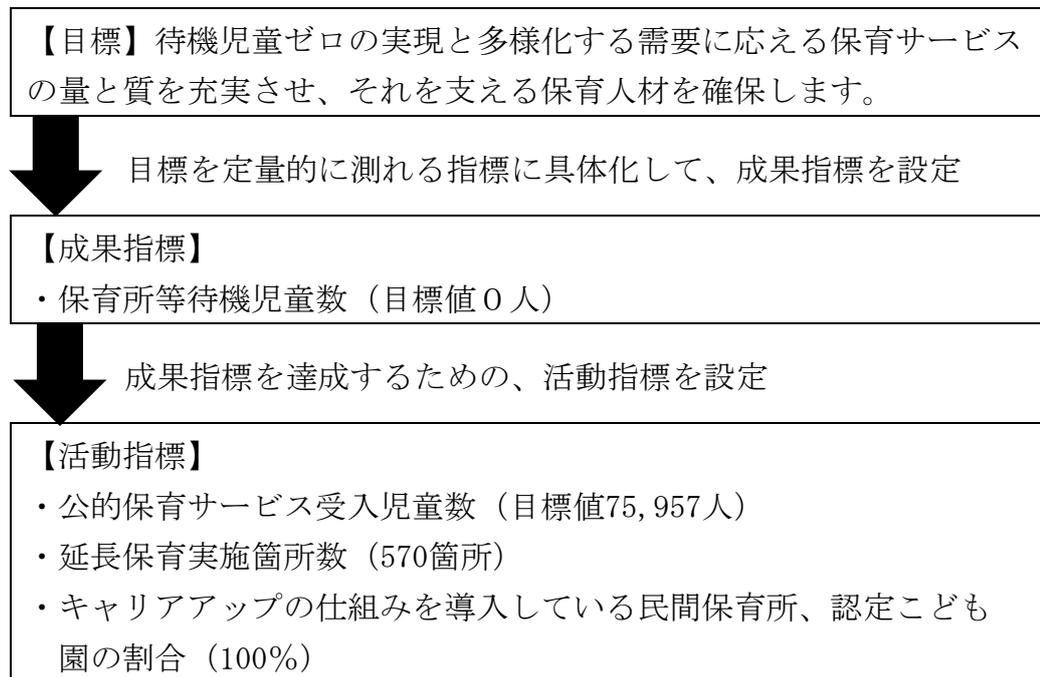
新ビジョンは「基本構想」と「基本計画」で構成されており、「基本構想」を実現するために、「基本計画」が策定されている。



「基本計画」においては、今後取り組む具体的な施策や主な取組がまとめられており、施策及び取組ごと、成果指標や活動指標が設定されている。

成果指標：基本構想に基づく「目標」達成に向けた、施策及び取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標である。  
活動指標：施策及び取組の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標である。

各指標のイメージは、以下のとおりである。



イ 各実施事業における成果指標と活動指標の設定

「基本計画」に記載された施策及び取組は、実施事業として具体化されることから、事業ごとに、成果指標、活動指標が設定されることになる。

監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊦成果指標がない」、「㊧活動指標がない」、「㊨成果指標及び活動指標が直接的ではない」ものが散見された。

No	事業名	結果			意見 記載
		㊦	㊧	㊨	
04	こども体験・交流推進事業費		○		○
10	年度途中入所サポート事業費助成			○	○
13	保育士等確保対策事業費			○	○
14	保育士修学資金等貸付事業費助成			○	○
15	保育士等キャリアアップ研修事業費			○	○
16	保育士登録制度事業費	○	○		
17	子育て支援員養成事業費			○	○
18	安心こども基金積立金		○		
19	身体障害児育成医療等扶助費	○			
21	こども医療費助成	○			○

No	事業名	結果			意見
		㉞	㉟	㊱	
22	不妊治療費助成	○			
23	不妊・不育総合支援事業費	○			
28	産科医療施設等整備事業費助成			○	○
29	産科医療確保事業費			○	○
30	東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費			○	○
33	DV相談体制強化事業費	○	○		○
34	民間シェルター活用促進事業費	○	○		○
35	里親養育援助事業費			○	○
38	社会的養護自立支援事業費		○		○
39	被措置児童等支援事業費			○	○
40	ひとり親家庭就学支援事業費	○	○		○
41	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成	○	○		○
42	吉原林間学園改築整備事業費		○		○
43	ふじのくに型学びの心育成支援事業費	○		○	○
44	ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	○			○
45	母子家庭等医療費助成	○	○		○

㉞については、事業の成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。

㉟については、事業の活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。

それぞれ、成果指標及び活動指標は定量的に設定する必要があるため、事業によっては指標を数値化しづらいものがあると考え。また、事業が義務的経費又は準義務的経費であるため、県としてのコントロールができず、成果指標及び活動指標を設定できないものがあると考え。事業の性質上、やむを得ない理由もあると考えるが、基本的には、成果指標及び活動指標がない事業は考えられない。

㊱については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。

とくに、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。

② 補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

県の補助金事業では、それぞれの補助金交付要綱（以下、要綱）に、以下の記載がある。

・事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

これは、課税事業者が課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除をした場合、補助金を交付された事業者（以下、補助事業者）は仕入れに係る消費税を負担しないことを防止するための取扱いである。

課税事業者は、課税売上高に対する消費税等（以下、㊷）から、課税仕入れに係る消費税等（以下、㊸）を控除した額を、消費税として納付する。

ここで、課税事業者が補助金収入を得て経費に使用した場合、補助金収入は消費税が課税されず、㊷は0になる。一方、経費には消費税が課税されるため（課税されないものもある）、㊸は0以上になる。その結果、㊷から㊸を控除するとマイナスになり、課税事業者は消費税の還付を受けることもできる。課税事業者からすると、仕入れに係る消費税を実質的に負担しないことになる。

すなわち、補助事業者が、補助金事業を実施することで消費税の還付を受けた場合は、その旨を県に報告することになる。

ここで、県の補助金事業においては、県から民間事業者に補助金を直接交付するだけでなく、県から市町を通じて民間事業者に補助金を間接交付することもある。そのため、前者の場合においては、民間事業者は県に報告し、後者の場合においては、民間事業者は市町に報告し、市町は県に報告することになる。

監査対象事業の補助金事業について、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、「03. ふじのくに少子化突破戦略応援事業費（以下、事業 03）」で、県への報告漏れが発見された。事業 03 は県から市町を通じて民間事業者に補助金を間接交付するケースであり、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していた。

補助金交付要綱の取扱いでは、課税事業者が消費税の還付に該当した場合にのみ、県に報告することを求めているが、課税事業者からすると、報告をすることで補助金を返還する可能性があるため、積極的に報告する誘因はないとも考えられる。

そのため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町（及び県）への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。同じ補助金交付要綱の記載でも、実務上の運用は、該当するか否かを問わず、報告を求めている事業もある。

また、補助金の流れが同様の他事業費（No 8. 保育対策等促進事業費助成、No 9. 多様な保育推進事業費助成）については、報告漏れはないとの回答を得ているが、事業 03 と同様、実務上の運用も「該当した場合にのみ報告」の取扱いであることから、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、県への報告を求めるようにすべきである。

## B-01 しずおかふじさんっこ推進事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 21 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	子どもを安心して生み育てやすい地域環境づくりを進めるため、地域の人材や団体等の子育て支援活動への参画を促進するとともに、子育て支援に携わる人材の育成に取り組むことにより、地域の子育て力の向上を図る。		
事業の必要性	社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成するため、ふじさんっこ応援キャンペーン等を行う必要がある。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施、専門業者への委託		
実施主体	県		
事業内容	○H30 実施状況		
		メニュー事業名	概要
		ふじさんっこ応援隊普及・促進事業	ふじさんっこ応援フェスタの開催 ふじさんっこ応援隊大賞の表彰
		「子育ては尊い仕事」を未来につなぐプロジェクト推進事業	あいのうた短歌コンテストの実施
		父親の子育て参加推進事業	父親の子育て参加を促すイベントを開催
		ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業	子育て支援ポータルサイトの保守管理
		しずおか子育て優待カード事業	協賛店舗表示用ステッカー等の作成・配布、企業等の協賛の働きかけ
		子育て未来マイスター研修事業	地域子育て支援拠点職員に対する研修の実施
		しずおか保育ママ推進事業	家庭的保育実施者に対する研修の実施
		ファミリー・サポート・センターアドバイザー講習会	アドバイザーの講習会を実施
		主任児童委員研修事業	主任児童委員や民生児童委員に対する研修の実施
	シニア世代と子どもとの共通体験の機会創出事業	長寿者と子どもとの交流活動を実施	

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ふじさんっこ応援隊普及・促進事業	7	7	7
しずおか子育て優待カード事業	0	2	2
「子育ては尊い仕事」を未来につなぐプロジェクト推進事業	—	4	5
その他	12	9	6
合計	20	24	22

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ふじさんっこ応援隊普及・促進事業	—	—	6	78%	1	21%	7
しずおか子育て優待カード事業	—	—	2	100%	—	—	2
「子育ては尊い仕事」を未来につなぐプロジェクト推進事業	—	—	5	100%	—	—	5
その他	0	5%	6	94%	—	—	6
合計	0	1%	20	90%	1	7%	22

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ふじさんっこ応援 隊普及・促進事業	—	—	7	96%	0	3%	7
しずおか子育て 優待カード事業	—	—	—	—	2	100%	2
「子育ては尊い 仕事」を未来につ なぐプロジェクト 推進事業	—	—	3	64%	1	35%	5
その他	—	—	5	81%	1	18%	6
合計	—	—	16	74%	5	25%	22

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
ふじさんっこ応援隊普及・ 促進事業	企画コンペ	(株)SBS プロモーション	7
「子育ては尊い仕事」を 未来につなぐプロジェクト 推進事業	一般競争入札	(株)富士テレネット	3
その他	記載省略(※)		5
合計			16

※ メニュー事業名は「その他」であることから、詳細を省略している。

< 随意契約の理由 >

・ ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業

本ポータルサイトの運用に当たっては、サイト開設時に構築業務を委託した事業者のみが提供できるシステムプログラムを使用する必要があるため、株式会社ピーエーシーと単独随意契約を締結している。

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
しずおか子育て優待カード事業 ほか	子育て優待カード 協賛店舗数 (※)	6,332 店	6,430 店	6,314 店	7,500 店

※ メニュー事業ごとに、活動指標を設定していない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ふじさんっこ応援隊普及・促進 事業 ほか	ふじさんっこ応援 隊参加団体数 (※)	1,333 団体	1,366 団体	1,591 団体	2,000 団体

※ メニュー事業ごとに、成果指標を設定していない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 活動指標の設定について

本事業では、子どもを安心して生み育てやすい地域環境づくりを進めるため、地域の人材や団体等の子育て支援活動への参画を促進するとともに、子育て支援に携わる人材の育成に取り組むことにより、地域の子育て力の向上を図ることも目的として、各メニュー事業を立案、実施している。

現状、メニュー事業ごとの活動指標が設定されていないため、事業活動の「結果 (アウトプット)」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。

そのため、各メニュー事業の活動指標を設定すべきである。また、各メニュー事業は委託に出しているケースが多いため、委託先に対して、仕様書や契約書等で活動指標の目標値を明示し、県と目標を共有することも有益と考える。

② 「ふじさんっこ応援隊の参加状況」の達成にむけて、インターネットモニターアンケートの活用について

本事業の成果指標は「ふじさんっこ応援隊の参加団体数」であり、目標数は2,000団体としている。参加団体数を増やすためには、まず、ふじさんっこ応援隊の存在を知ってもらい、その目的を理解してもらう必要がある。

ここで、県は、「子育ては尊い仕事」であるという理念の浸透に関する意識調査として、インターネットモニターアンケートを実施している。その中に、「ふじさんっこ応援隊を知っていますか」との問いがあり、「知らない」と回答した率は、平成28年度から平成30年度にかけて、64.4%、67.3%、71.2%と悪化している。ここで「知らない」と回答した人は、ふじさんっこ応援隊に参加する可能性は低く、「知らない」を「知っている」にするため、どのような広報方法が適当か、情報収集が重要である。

現状、インターネットモニターアンケートで、「知っている」と回答した人に対して、「何を通じて知りましたか」という設問があり、その点の情報収集はできている。一方、「知らない」と回答した人に対して、特段、他の設問はない。「知らない」と回答した人に対して、どのような広報方法だと知る機会があるか、確認してはどうだろうか。「知っている」と回答した人とは異なる媒体が選択される可能性があり、今後の広報方法の見直しに繋がっていくことができると考える。

③ 単独随意契約先からの委託事業費収支計算書の入手について

本事業のメニュー事業においては、単独随意契約が多いが、その委託費予算額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

メニュー事業名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
シニア世代と子どもとの共通体験の機会創出事業	4,411	3,529	3,529
ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業(※)	1,000	800	800
ファミリー・サポート・センター講習会(※)	—	—	762

※ 当メニュー事業は、上述した概要では、メニュー事業名の「その他」に含まれている

ここで、単独随意契約は競争入札の方法によらず、事業者が提出した見積額が委託費の積算根拠額以内であれば、見積額が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。

現状、上記のメニュー事業については、委託費の見直しが行われているが、委託先からの委託事業費収支決算書の入手が義務付けられていないため、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていない。これでは、委託費の積算根拠に基づく契約額が適切か否か、実績を基にした検証ができないと考える。そのため、毎年、委託事業費収支決算書を入手して、委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。

## B-02 ふじのくに少子化対策特別推進事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 26 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深刻な少子化問題への対応</li> <li>・ 結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行う体制の構築</li> </ul>		
事業の必要性	<p>危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う必要がある。</p>		
事業対象	若者、子育て中の親、市町、企業等		
実施方法	直接実施、業務委託		
実施主体	県、市町		
事業内容	<p>令和元年度は、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うため、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さんきゅうパパ普及促進事業</li> <li>・ イクボス養成推進事業</li> <li>・ 子育てに優しい職場環境づくり推進事業</li> <li>・ 国の同交付金を活用した取組を行う市町への助成（市町助成分）</li> </ul> <p>※事業内容は、毎年度異なる。</p>		

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名 (※)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
男の家事・育児が静岡を救うプロジェクト推進事業	—	—	2
さんきゅうパパピカイチコンテスト事業	—	—	3
はっぴー子育てモデル事業	—	—	3
その他	109	51	42
合計	109	51	52

※ 毎年度、本事業を実施しているが、具体的な事業内容（メニュー事業）は異なる。

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
男の家事・育児が静岡を救うプロジェクト推進事業	1	66%	0	33%	—	—	2
さんきゅうパパピカイチコンテスト事業	1	50%	1	50%	—	—	3
はっぴー子育てモデル事業	1	50%	1	50%	—	—	3
その他	34	78%	8	21%	—	—	42
合計	39	75%	12	24%	—	—	52

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
男の家事・育児が 静岡を救うプロ ジェクト推進事業	—	—	2	94%	0	5%	2
さんきゅうパパピ カイチコンテスト 事業	—	—	3	100%	0	0%	3
はっぴー子育て モデル事業	—	—	2	81%	0	18%	3
その他	21	51%	19	46%	0	1%	42
合計	21	41%	28	55%	1	2%	52

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
その他	詳細省略(※)	21
合計		21

※ メニュー事業名は「その他」であることから、詳細を省略している。

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
男の家事・育児が静岡を救うプロジェクト推進事業	一般競争入札	(株)浜名湖国際頭脳センター	1
	随意契約 見積もり合わせ	国立大学法人静岡大学	0
		NPO法人浜松結婚フォーラム市民支援センター	0
さんきゅうパパピカイチコンテスト事業	随意契約 プロポーザル	(株)エイエイピー静岡支店	3
はっぴー子育てモデル事業	随意契約 プロポーザル	(福)下田市社会福祉協議会	0
		このゆびとーまれ 代表 石野 弓子	0
		FUJICOプロジェクト 代表 永谷 亜季子	0
		NPO法人妊娠・子育てネット ふじ	0
その他	詳細省略(※)		19
合計			28

※ メニュー事業名は「その他」であることから、詳細を省略している。

< 随意契約の理由（メニュー事業のその他は記載省略） >

- ・ 男の家事・育児が静岡を救うプロジェクト推進事業（2件）  
業務内容が、国立大学法人静岡大学が集計・分析・監修した調査の結果をテーマとした会議の開催であることから、他に的確に実施できる事業所はない 等。
- ・ さんきゅうパパピカイチコンテスト事業、はっぴー子育てモデル事業（4件）  
業務の企画内容等の要件を加えて総合的に優れているものを選定する必要があることから、公募方式による企画提案を実施している。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名 (※)	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 30年度
男の家事・育児が静岡を 救うプロジェクト推進	アンケート調査回答率	—	—	35%	50%
	トップセミナー参加者	—	—	74人	70人
	ふじさんっこ応援隊 参加団体	—	—	1,591件	1,600件
	地域連携会議に出席 する市町	—	—	27市町	35市町
	地域連携会議に出席 する団体、企業等	—	—	15人	50人
さんきゅうパパ ピカイチコンテスト	さんきゅうパパピカイ チコンテスト表彰式 参加者数	—	—	61人	150人
	さんきゅうパパピカイ チコンテスト表彰式 参加者達成率	—	—	41%	100%
	さんきゅうパパ研修会 参加者数	—	—	61人	150人
	さんきゅうパパ研修会 参加者達成率	—	—	41%	100%
	家事・育児に積極的に なった参加者の割合	—	—	98%	80%
	研修会を受講し、家 事・育児に対する意識 向上が生まれた参加 者の割合	—	—	93%	100%
	研修会等を友人等に 勧めたいと思った 参加者の割合	—	—	86%	100%
はっぴー子育てモデル	子育て支援団体が 支援をした者の数	—	—	1,618人	960人
	成果普及研修会の 参加者数	—	—	67人	200人

※ 毎年度、本事業を実施しているが、具体的な事業内容（メニュー事業）は異なるため、年度毎に目標値を設定している。

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 30年度
男の家事・育児が静岡を救うプロジェクト推進	地域連携会議参加により、子育て支援対策に対する必要性の認知や知識向上に繋がった参加者の割合	—	—	100%	80%
さんきゅうパパピカイチコンテスト	さんきゅうパパ研修会参加者の研修後の家事・育児時間	—	—	180.6分/日	100分/日
はっぴー子育てモデル	研修会参加者のうち、支援事業に取り組む必要性を感じた市町、子育て支援団体の割合	—	—	100%	80%
	モデル事業を施策立案の参考にしたと感じた市町、子育て支援団体の割合	—	—	100%	80%
	地域に子育てを応援されていると感じた相談者（支援を受けた者）の割合	—	—	93%	70%

※ 毎年度、本事業を実施しているが、具体的な事業内容（メニュー事業）は異なるため、年度毎に目標値を設定している。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① プロポーザルの参加者数について

はっぴー子育てモデル事業では、身近に相談できる人がいない子育て家庭をきめ細やかに支援するため、県内を4地区に分け、地元の子育て支援団体等に、業務を委託している。業務の委託方法は、プロポーザル方式を採用し、審査委員の評価点の合計点が基準点を超え、かつ、最も内容が優れている（合計点が高い）業者を選択することとなっている。プロポーザル方式を採用した理由は、民間の知恵を積極的に活用するためである。

平成 30 年度のプロポーザル参加者数は、4 地区のうち 3 地区が各 1 者であった。各参加者は、全て基準点を満たしているため、手続き上の問題点はない。しかし、4 地区中 3 地区のプロポーザル参加者数が 1 者では、プロポーザル方式を採用した効果が、十二分に発揮されていないと考える。また、基準点を設ける評価形式であることから、基準点を下回る結果が出る可能性があり、再度プロポーザルを実施することで業務開始が遅れる可能性がある。

今後も同様のケースが起こりうるため、プロポーザル参加者数が少ない理由や原因を把握し、同様の事態にならないように準備する（繋げていく）ことが望ましいと考える。

② 委託事業費収支決算書の記載について

さんきゅうパピカイチコンテスト事業では、プロポーザル方式で選定候補者を決定したうえで、委託先と随意契約を締結している。委託先は業務終了時に、実績報告書と併せて委託事業費収支決算書を提出することになるが、今回、平成 30 年度の委託事業費収支決算書を閲覧したところ、各科目の予算額と決算額が、全て一致していた。

委託事業費収支決算書の支出を抜粋 (単位: 円)

科目	予算額	決算額	増減
出場者募集費	1,692,730	1,692,730	0
最終選考会実施費	715,000	715,000	0
表彰式の開催費	119,500	119,500	0
研修会参加者募集費	790,000	790,000	0
研修会講師講演に係る業務費	123,000	123,000	0
研修会グループワークに係る業務費	167,000	167,000	0

委託先の事業実施に当たり、各科目が、1 円単位まで、予算額と決算額が一致することは稀であると考え。一致の理由を、県を通じて委託先に対して確認したところ、委託事業費収支決算書は、取組単位で委託事業費収支予算書と一致させるもの、との理解だった。

これでは、委託事業費の各科目の予算が実績に対して適当な金額か否か、事後的に確認することができない。また、仮に事業が継続する場合、委託事業費の実績を基に、予算を適切に見直すことができない。そのため、委託先に対し、委託事業費収支決算書に収支を正確に記載するよう指導すべきである。

## B-03 ふじのくに少子化突破戦略応援事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 29 年度	事業終了予定	令和元年度
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機的な少子化問題への対応</li> <li>・「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」の分析結果を踏まえた地域の特性に応じた効果的な事業の実施</li> </ul>		
事業の必要性	危機的な少子化問題に対応するため、「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」を踏まえた、地域の特性に応じた効果的な事業展開が必要である		
事業対象	若者、妊産婦、子育て中の親、市町、企業		
実施方法	補助金		
実施主体	市町		
事業内容	<p>「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」の分析結果を踏まえ、県民の 2 人から 3 人の子どもを持ちたいという希望をかなえるため、効果的な事業を行う市町に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象 市町（政令市を除く）</li> <li>・交付上限額 10,000 千円／1 市町</li> <li>・補助率 1 / 2</li> <li>・実施期間 3 年間（H29 選定市町を継続支援）</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ふじのくに少子化突破戦略応援事業	—	62	84
合計	—	62	84

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ふじのくに少子化突破戦略応援事業	—	—	84	100%	—	—	84
合計	—	—	84	100%	—	—	84

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ふじのくに少子化突破戦略応援事業	84	100%	—	—	—	—	84
合計	84	100%	—	—	—	—	84

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
ふじのくに少子化突破戦略応援事業 (少子化突破世代 welcome 事業外 62 事業)	沼津市外 21 市町	84

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ふじのくに少子化突破戦略 応援事業	市町、民間団体との 少子化突破に向け たワークショップ の参加者数	—	—	65人	毎年度 100人

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ふじのくに少子化突破戦略 応援事業	出生数の増加	27,652人	26,261人	25,192人	なし

#### <成果指標の目標がない理由>

県内の各市町が、年度毎に出生数の目標値を設定しており、県としての目標値は設定していない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 消費税仕入控除税額等に係る取扱いについて

本事業では、補助金交付要綱（以下、要綱）に、以下の記載がある。

・事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

これは、課税事業者が、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除をした場合、補助金を交付された事業者（以下、補助事業者）は仕入れに係る消費税を負担しないことを防止するための取扱いである。

すなわち、補助事業者が、補助金事業を実施することで消費税の還付を受けた場合は、その旨を県に報告することになる。本事業においては、県から市町を通じて民間事業者へ補助金を交付しているため、上記に該当した場合は、民間事業者は市町に報告し、市町は県に報告することになる。

今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、市町から県への報告漏れが1件、発見された。

現在の補助金交付要綱の取扱いでは、課税事業者が消費税の還付に該当した場合にのみ、市町から県に報告することを求めているが、課税事業者からすると、報告をすることで補助金を返還する可能性があるため、積極的に報告する誘因はないとも考えられる。

そのため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。

## ② 補助対象経費の確認

担当課は、市町から提出された補助金関連書類により、補助対象経費の確認を行っている。今回、補助金関連書類を閲覧したところ、市町の会計伝票を、支出の根拠資料として添付している市町があった。その伝票には、支払い先は「〇〇明細参照」と記載されているが、その明細は添付されず、誰に対して支払われているのかわからないものがあった。担当課に確認したところ、〇〇明細は枚数が多く、既に市町で確認済であることから、補助金関連書類には入っておらず、電話で内容をヒアリングして、補助対象経費か否かの確認をしたとのことであった。

県による補助対象経費の確認に際して、具体的な取引内容を把握する必要があるが、枚数が複数にわたる〇〇明細を、電話で確認するのは、効果性や効率性に疑問が残る。また、県の手元に〇〇明細が残っていないため、事後的な検証も行いづらい。

補助対象経費か否かの確認は、補助金事業において、非常に重要な手続きである。今回のケースにおいては、具体的な取引内容を把握するため、複数枚にわたる紙資料の提出を依頼するのは、事務処理上、現実的ではないかもしれないが、現行の方法が、効果的かつ効率的とは考えづらい。紙資料の提出を該当部分に限って枚数を減らす、又はデータで入手するなど、現行の方法を改善すべきと考える。

## B-04 こども体験・交流推進事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	昭和 48 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	社会性豊かな子どもの育成を図るため、地域社会を活動拠点とする異年齢の交流集団である子ども会に委託して、「食育体験」や「安心・安全の実践」事業を行うことで、社会性豊かな子どもを育成する。		
事業の必要性	核家族化や少子化により、異年齢の子どもと触れ合う機会が減少していることから、子ども会の活動を通じて、異年齢の子どもと触れ合うことで、地域で社会性豊かな子どもの育成を行うことができるため。		
事業対象	子ども会、子ども		
実施方法	一般社団法人 静岡県子ども会連合会へ委託して実施		
実施主体	県		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育体験教室事業 地元農家や地域との多世代交流を通じて、農作業体験や調理体験を実施 (H30：20 地区、1,027 人参加)</li> <li>・「安心」「安全」普及・実践事業 地域をめぐり、探訪し、地域の人たちと交流しながら、防災の視点も取り入れ、地域の危険箇所の発見や安全点検を実施 (H30：3 地区、112 人参加)</li> <li>・子ども・乳幼児ふれあい交流事業 兄弟が少なく、乳幼児とふれあう機会の少ない子どもたちに、乳幼児との交流機会を提供するとともに、命の大切さを啓発 (H30：6 地区、827 人参加)</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こども体験・交流推進事業	2	2	2

(3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
こども体験・交流推進事業	—	—	2	100%	—	—	2

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
こども体験・交流推進事業	—	—	2	100%	—	—	2

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
こども体験・交流推進事業	単独随意契約	(一社) 静岡県子ども会連合会	2

<随意契約の理由>

本事業は、子どもたちの健全育成を図るため、地域社会を拠点に異年齢の交流集団が共同してさまざまな「交流」「体験」を行うものであり、それには異年齢の子供による活動に取り組む各地域の子ども会の協力が不可欠である。

一般社団法人静岡県子ども会連合会は、県内各市町子ども会の連合組織として、県内唯一の団体であり、本事業についてほぼ県内全域を対象に効果的に実施することができるため、単独随意契約を締結している。

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 2年度
こども体験・交流推進事業	なし				

##### <活動指標がない理由>

静岡県の新ビジョン及び分野別計画において、本事業の活動指標を設定していない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
こども体験・交流推進事業	ふじさんっこ応援隊参加団体数	1,333 団体	1,366 団体	1,591 団体	2,000 団体

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 活動指標の設定について

本事業は、社会性豊かな子どもの育成を図るため、地域社会を活動拠点とする異年齢の交流集団である子ども会に委託して、「食育体験」や「安心・安全の実践」事業を行っている。

本事業は上述のとおり活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えることから、活動指標を設定すべきである。活動指標としては、事業内容が体験教室事業や普及・実践事業であることから、その参加人数が適当と考える。

#### ② 委託費の積算根拠について

本事業は単独随意契約であり、平成 25 年度以降、委託先及び委託費(2,870 千円)は同一である。

単独随意契約は競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しををかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、委託事業費収支決算書は入手しているが、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていないとの回答であった。

直近年度を見ると、委託先では、委託支出が委託収入を上回る状況が続いていることから、将来、受託を見送り、県は他の代替先が見つからない可能性がある。そのため、委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。

③ メニュー事業の参加人数について

県は、メニュー事業の各個別事業について、毎年、目標参加人数を設定している。平成 30 年度の各個別事業の参加人数は平成 29 年度より減少しているが、その主たる理由及び内訳は、以下のとおりである。

減少理由	個別事業名	平成 29 年度	平成 30 年度
実施時期変更	「食育」体験教室事業	夏休み開催 A市：110人	秋開催 A市：30人
規模が小さい 子供会への変更	「食育」体験教室事業	B市：130人 C市：60人	D町：35人
	「安心」・「安全」普及・実践事業	E子供会:159人	F子ども会:52人

県は、各個別事業の具体的な内容（実施時期や子供会の選択）は委託先に委任しているが、参加人数の目標を明示していないため、各個別事業の計画段階で、適切な指示を出すべきである。例えば、委託要領に各個別事業の目標参加人数を記載し、委託先に対して目標値を具体的に明示すべきである。このとき、実施時期等の変更で、明らかに参加人数が減少し目標が達成できないと想定される場合に、県は委託先に対して開催数を増やす等、指示を出すべきである。また、県として「実施時期を固定せずに実施してほしい」や「子供会の規模を問わず実施してほしい」という指示のもと、明らかに参加人数が減少すると想定される場合は、現状に即した目標に変更すべきである。

## B-05 認定こども園整備事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 21 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産、子育てができる環境づくり		
事業目的	保育需要に対応した保育の受け皿の提供による保育所待機児童解消		
事業の必要性	増大する保育需要に対応するため		
事業対象	認定こども園		
実施方法	認定こども園の整備等を実施する市町に対する助成		
実施主体	市町		
事業内容	保育所等利用待機児童解消のため、認定こども園の整備等により、新たな保育需要へ対応することで、子どもを安心して生み育てることができる体制の整備		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園整備	1,805	2,670	1,095
認定こども園研修	1	1	2
合計	1,807	2,672	1,098

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
認定こども園整備	1,095	100%	—	—	—	—	1,095
認定こども園研修	2	100%	—	—	—	—	2
合計	1,098	100%	—	—	—	—	1,098

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
認定こども園整備	1,095	100%	—	—	—	—	1,095
認定こども園研修	2	100%	—	—	—	—	2
合計	1,098	100%	—	—	—	—	1,098

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
認定こども園整備	10 市町	1,095
認定こども園研修	4 市町	2
	合計	1,098

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
認定こども園整備	認定こども園数	147 園	195 園	247 園	(※)

※ 目標値は現在策定中であり、令和2年3月に決定予定である。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
認定こども園整備	保育所等待機児童数	449 人	456 人	325 人	(※)

※ 目標値は現在策定中であり、令和2年3月に決定予定である。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 実績報告書の竣工年月日について

認定こども園の補助金を交付された民間事業者は、事業終了後、実績報告書として、国庫分は保育所等整備交付金交付要綱（以下、国の要綱）に定められた提出書類を作成して市町に提出し、市町は県に、県は国に提出することになる。県費分は保育所等整備事業費補助金交付要綱に定められた提出書類を作成して市町に提出し、市町は県に提出する。

県においては、市町から提出された提出書類をチェックし、不備がないか、確認することとなっている。ここで、提出書類の1つである実績報告書には、竣工年月日の記載が求められている。国の要綱等には、竣工年月日を何の日にするべきか、具体的な記載方法が記載されていないが、一般的に、竣工年月日は、工事が完了した日になると考えられる。現状、提出書類には、工事完了を確認するため検査済証の提出を求め、県費分は、実績報告書に記載された竣工年月日と提出書類である検査済証の日付が、契約書の契約期間終了日以内かどうか、確認していた。

原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。

対象	竣工年月日 (実績報告書)	契約期間終了日 (契約書)	工事完了日
Aこども園	12月22日	1月31日	12月28日
Bこども園	2月28日	2月28日	12月27日
Cこども園	3月22日	3月22日	2月21日
D幼稚園	1月25日	12月21日	12月19日

契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。認定こども園の提出書類には、放課後児童クラブのように、国庫分での工事完了日がわかる証憑の添付も求められておらず、同じ施設整備でも添付書類が異なっているのが現状であるため、他の施設整備と統一し、検査済証のほか工事完了日がわかる証憑も添付するようすべきである。

## B-06 保育所等整備事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 21 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産、子育てができる環境づくり		
事業目的	保育需要に対応した保育の受け皿の提供による保育所待機児童解消		
事業の必要性	増大する保育需要に対応するため		
事業対象	保育所		
実施方法	保育所の整備を実施する市町に対する助成		
実施主体	市町		
事業内容	保育所等利用待機児童解消のため、保育所の整備により、新たな保育需要へ対応することで、子どもを安心して生み育てることができる体制の整備		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所整備	1,174	—	683
合計	1,174	—	683

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育所整備	683	100%	—	—	—	—	683
合計	683	100%	—	—	—	—	683

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育所整備	683	100%	—	—	—	—	683
合計	683	100%	—	—	—	—	683

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
保育所整備	5市町	683

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
保育所整備	保育所整備数 (※1)	452所	433所	422所	(※2)

※1 県内の保育所数（保育所型認定こども園含む）。

※2 幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図っているため、保育所単体（又は幼稚園単体）の目標値は設定していない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
保育所整備	保育所待機児童数	449人	456人	325人	(※)

※ 目標値は現在策定中であり、令和2年3月に決定予定である。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 実績報告書の竣工年月日について

保育所の補助金を交付された民間事業者は、事業終了後、実績報告として、国庫分は保育所等整備交付金交付要綱に定められた提出書類を作成して市町に提出し、市町は県に、県は国に提出することになる。県費分は保育所等整備事業費補助金交付要綱に定められた提出書類を作成して市町に提出し、市町は県に提出する。

県においては、市町から提出された提出書類をチェックし、不備がないか、確認することとなっている。ここで、提出書類の1つである実績報告書には、竣工年月日の記載が求められている。国の要綱等には、竣工年月日を何の日にすべきか、具体的な記載方法が記載されていないが、一般的に、竣工年月日は、工事が完了した日になると考えられる。現状、提出書類には、工事完了を確認するため検査済証の提出を求め、県費分は、実績報告書に記載された竣工年月日と提出書類である検査済証の日付が、契約書の契約期間終了日内かどうか、確認していた。

原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースはなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。保育所の提出書類には、放課後児童クラブのように、国庫分での工事完了日がわかる証憑の添付も求められておらず、同じ施設整備でも添付書類が異なっているのが現状であるため、他の施設整備と統一し、検査済証のほか工事完了日がわかる証憑も添付するようにすべきである。

## B-07 子育て支援施設整備費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成11年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産、子育てができる環境づくり		
事業目的	放課後児童クラブ、児童館、病児保育施設を整備する市町に対する助成		
事業の必要性	放課後児童クラブの整備等の推進により、次世代を担う児童の健全育成を支援するため		
事業対象	放課後児童クラブ		
実施方法	放課後児童クラブの整備等を実施する市町に対する助成		
実施主体	市町		
事業内容	放課後児童クラブの整備等により、新たな子育て環境充実への需要へ対応することで、子どもを安心して生み育てることができる体制の整備		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
放課後児童クラブ整備	125	146	131
児童館整備	2	17	—
病児保育施設整備	—	—	12
合計	127	163	144

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
放課後児童クラブ整備	—	—	0	0%	131	99%	131
病児保育施設整備	—	—	12	100%	—	—	12
合計	—	—	13	9%	131	90%	144

その他は、県債である。

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
放課後児童クラブ整備	131	100%	—	—	—	—	131
病児保育施設整備	12	100%	—	—	—	—	12
合計	144	100%	—	—	—	—	144

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
放課後児童クラブ整備	16 市町	132
病児保育施設整備	1 市町	12
	合計	144

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
放課後児童クラブ整備	放課後児童クラブ数	617 クラブ	643 クラブ	667 クラブ	(※)

※ 目標値は現在策定中であり、令和2年3月に決定予定である。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
放課後児童クラブ整備	放課後児童 クラブ登録児童数	26,431 人	28,791 人	30,958 人	(※)

※ 目標値は現在策定中であり、令和2年3月に決定予定である。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 実績報告書の竣工年月日について

放課後児童クラブの補助金を交付された民間事業者は、事業終了後、実績報告として、国庫分は子ども・子育て支援整備交付金交付要綱に定められた提出書類を作成して市町に提出し、市町は県に、県は国に提出することになる。県費分は社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に定められた提出書類を作成して市町に提出し、市町は県に提出する。

県においては、市町から提出された提出書類をチェックし、不備がないか、確認することとなっている。ここで、提出書類の1つである実績報告書には、竣工年月日の記載が求められている。国の要綱等には、竣工年月日を何の日にするべきか、具体的な記載方法が記載されていないが、一般的に、竣工年月日は、工事が完了した日になると考えられる。現状、提出書類には、工事完了を確認するため検査済証の提出を求め、県費分は、実績報告書に記載された竣工年月日と提出書類である検査済証の日付が、契約書の契約期間終了日以内かどうか、確認していた。

原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。

対象	竣工年月日 (実績報告書)	契約期間終了日 (契約書)	工事完了日
A市	2月28日	2月28日	2月25日
B町	3月25日	3月25日	3月20日

契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。放課後児童クラブの提出書類には、国庫分では工事完了日がわかる証憑の添付があるが、県費分では添付を求めず添付書類が異なっているのが現状であるため、検査済証のほか工事完了日がわかる証憑も県費分に添付するようにすべきである。

## ② 放課後児童クラブの設置について

本事業の対象となる施設は、放課後児童クラブの他に、児童館と病児・病後保育施設もあるが、活動指標も成果指標も放課後児童クラブだけを対象にしている。これは、国も市町も待機児童を減らすために放課後児童クラブを増やすことに積極的であるのに対して、児童館の整備はほぼ完了していることと、病児・病後保育施設については、逆に運営が難しく、施設自体が少ないために毎年のように整備計画があがってこないという事情がある。

担当課では、放課後児童クラブについては、毎年、5月1日時点の状況（施設数、利用児童数、待機児童数など）を集計し、特に待機児童数の状況に重点を置いて、市町別の計画と実績対比や各市町に対して状況のヒアリングを行っている。

上記の調査資料の中では、放課後児童クラブの設置状況と小学校の設置状況についての対比が行われていないので、今回、市町別の放課後児童クラブの数と小学校の数を比較してみたところ、放課後児童クラブ数÷小学校数でみると、100%以下の市町が8つあることが確認できた。これについて、担当課に状況を確認したところ、クラブがない小学校区の児童については、全ての市町において、専用バスでの送迎やタクシー代負担などで対応しており、大きな問題にはなっていないとのことである。

放課後児童クラブは、名古屋市で行われているトワイライトスクールのように、放課後にそのまま小学校の教室を利用して、そこに、教職員のOBに参加してもらうような形で運営できれば、児童の安全管理上も教育上も望ましいと考える。静岡県でも、放課後や週末等に教室や公民館を利用した放課後子供教室という取り組みも行われており、放課後児童クラブについて、小学校の設置状況を考慮し、優先的に学校施設を活用していくことで利用希望者の増加に対応しながら、待機児童解消を図っていくべきである。

## B-08 保育対策促進事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成元年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育サービスの提供を促進する。		
事業の必要性	廃止した場合、国と連携して多様な保育ニーズに対応したサービスを促進する事業であることから、根幹をなす延長保育等の実施に支障をきたすこととなる		
事業対象	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等		
実施方法	補助金		
実施主体	市町等		
事業内容	市町が実施する保育関係の国庫補助事業（延長保育、利用者支援事業等）の補助を実施		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者支援事業	45	59	81
延長保育事業	83	90	88
病児保育事業	113	132	129
その他	44	53	51
合計	287	335	351

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
利用者支援事業	—	—	81	100%	—	—	81
延長保育事業	—	—	88	100%	—	—	88
病児保育事業	—	—	129	100%	—	—	129
その他	29	57%	21	42%	—	—	51
合計	29	8%	321	91%	—	—	351

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
利用者支援事業	81	100%	—	—	—	—	81
延長保育事業	88	100%	—	—	—	—	88
病児保育事業	129	100%	—	—	—	—	129
その他	51	100%	—	—	—	—	51
合計	351	100%	—	—	—	—	351

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
利用者支援事業	県内 25 市町	81
延長保育事業	県内 26 市町	88
病児保育事業	県内 24 市町	129
その他	県内 14 市町、社会福祉施設 9 法人	51
	合計	351

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
利用者支援事業	事業実施市町数	18市町	22市町	25市町	なし
延長保育事業	事業実施市町数	27市町	27市町	26市町	なし
病児保育事業	事業実施市町数	24市町	24市町	24市町	なし

<活動指標の目標がない理由>

県は、市町に対してどのメニュー事業が適しているかの助言は行うが、どのメニュー事業を採択するかは保育の実施者である市町の判断によるため、県としての目標値を設定していない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
利用者支援事業	待機児童数	449人	456人	325人	0人
延長保育事業	待機児童数	449人	456人	325人	0人
病児保育事業	待機児童数	449人	456人	325人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて

本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱（以下、要綱）に、以下の記載がある。

- ・補助金等事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第11号により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- ・知事は(6)の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

これは、課税事業者が、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除をした場合、補助金を交付された事業者（以下、補助事業者）は仕入れに係る消費税を負担しないことを防止するための取扱いである。

すなわち、補助事業者が、補助金事業を実施することで消費税の還付を受けた場合は、その旨を県に報告することになる。本事業においては、県から市町を通じて民間事業者へ補助金を交付しているため、上記に該当した場合は、民間事業者は市町に報告し、市町は県に報告することになる。

今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。しかし、現在の補助金交付要綱の取扱いでは、課税事業者が消費税の還付に該当した場合にのみ、市町から県に報告することを求めているが、課税事業者からすると、報告をすることで補助金を返還する可能性があるため、積極的に報告する誘因はないとも考えられる。

そのため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。

## B-09 多様な保育推進事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	昭和 45 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	保育の質及び保育士の処遇向上を図るとともに、多様化する保育ニーズにきめ細やかに対応すること		
事業の必要性	乳幼児保育事業については、多くの県所管施設で活用され、本事業の廃止や縮小は子育て支援施策の推進の大きな後退となるため		
事業対象	民間保育所、民間幼保連携型認定こども園、認可外保育施設		
実施方法	補助金		
実施主体	市町		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児保育事業（0～2 歳児を年間延べ 72 人以上保育する施設に対して、保育士を手厚く配置する費用を助成）</li> <li>・障害児保育事業（障害児を受け入れる認可外保育施設に助成）</li> <li>・緊急・リフレッシュ事業（緊急一時的に保育に欠ける児童を受け入れる認可外保育施設に助成）</li> <li>・外国人保育事業（外国人を受け入れる認可保育所等に助成）</li> <li>・休日保育事業（休日保育を実施する認可外保育施設を助成）</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児保育事業	648	672	685
外国人保育事業	1	2	2
休日保育事業	1	0	0
その他	0	0	0
合計	652	675	689

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
乳幼児保育事業	—	—	685	100%	—	—	685
外国人保育事業	—	—	2	100%	—	—	2
休日保育事業	—	—	0	100%	—	—	0
その他	—	—	0	100%	—	—	0
合計	—	—	689	100%	—	—	689

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
乳幼児保育事業	685	100%	—	—	—	—	685
外国人保育事業	2	100%	—	—	—	—	2
休日保育事業	0	100%	—	—	—	—	0
その他	0	100%	—	—	—	—	0
合計	689	100%	—	—	—	—	689

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
乳幼児保育事業	県内 32 市町	685
外国人保育事業	県内 5 市	2
休日保育事業	県内 2 市	0
その他	県内 9 市	0
	合計	689

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
乳幼児保育事業	事業実施市町数	31市町	32市町	32市町	なし
外国人保育事業	事業実施市町数	5市町	5市町	5市町	なし
休日保育事業	事業実施市町数	2市町	2市町	2市町	なし

<活動指標の目標がない理由>

県は、市町に対してどのメニュー事業が適しているかの助言は行うが、どのメニュー事業を採択するかは保育の実施者である市町の判断によるため、県としての目標値を設定していない。

- ・乳幼児保育事業：政令市と対象となる施設がない町を除き、既に全ての市町で実施されている。
- ・外国人保育事業：通訳を派遣するなど独自の事業を行う等の理由により、事業を採択しない市町もある。
- ・休日保育事業：実施する認可外保育施設がない等の理由により、事業を採択しない市町もある。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
乳幼児保育事業	待機児童数	449人	456人	325人	0人
外国人保育事業	待機児童数	449人	456人	325人	0人
休日保育事業	待機児童数	449人	456人	325人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて

本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱（以下、要綱）に、以下の記載がある。

- ・補助金等事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第11号により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- ・知事は(6)の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

これは、課税事業者が、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除をした場合、補助金を交付された事業者（以下、補助事業者）は仕入れに係る消費税を負担しないことを防止するための取扱いである。

すなわち、補助事業者が、補助金事業を実施することで消費税の還付を受けた場合は、その旨を県に報告することになる。本事業においては、県から市町を通じて民間事業者へ補助金を交付しているため、上記に該当した場合は、民間事業者は市町に報告し、市町は県に報告することになる。

今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。しかし、現在の補助金交付要綱の取扱いでは、課税事業者が消費税の還付に該当した場合にのみ、市町から県に報告することを求めているが、課税事業者からすると、報告をすることで補助金を返還する可能性があるため、積極的に報告する誘因はないとも考えられる。

そのため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。

## B-10 年度途中入所サポート事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 25 年度	事業終了予定	令和元年度
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	年度途中に増加する低年齢児（0～2歳児）の待機児童解消を図る		
事業の必要性	年度途中の低年齢待機児童が増加し、仕事と子育ての両立を望む保護者にとって、子育てしづらい環境が生まれる。その結果、出生数が抑制され、県人口の減少等につながってしまう。		
事業対象	民間保育所、民間幼保連携型認定こども園		
実施方法	補助金		
実施主体	市町		
事業内容	年度途中に入所する0～2歳児に対応するための保育士を、年度当初から配置する民間保育所を支援する市町に対して助成する		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年度途中入所サポート事業費助成	53	53	50
合計	53	53	50

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
年度途中入所 サポート事業費助成	—	—	50	100%	—	—	50
合計	—	—	50	100%	—	—	50

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
年度途中入所 サポート事業費助成	50	100%	—	—	—	—	50
合計	50	100%	—	—	—	—	50

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
年度途中入所サポート 事業費助成	県内 23 市町	50

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
年度途中入所サポート 事業費助成	事業実施延べ 市町数	29市町	33市町	33市町	なし

##### <活動指標の目標がない理由>

県は、市町に対してどのメニュー事業が適しているかの助言は行うが、市町が地域の実情に応じて事業を採択するのか決定しており、待機児童が生じていない等の理由により事業を実施しない市町もあるため、県としての目標値を設定していない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
年度途中入所サポート 事業費助成	待機児童数	449人	456人	325人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

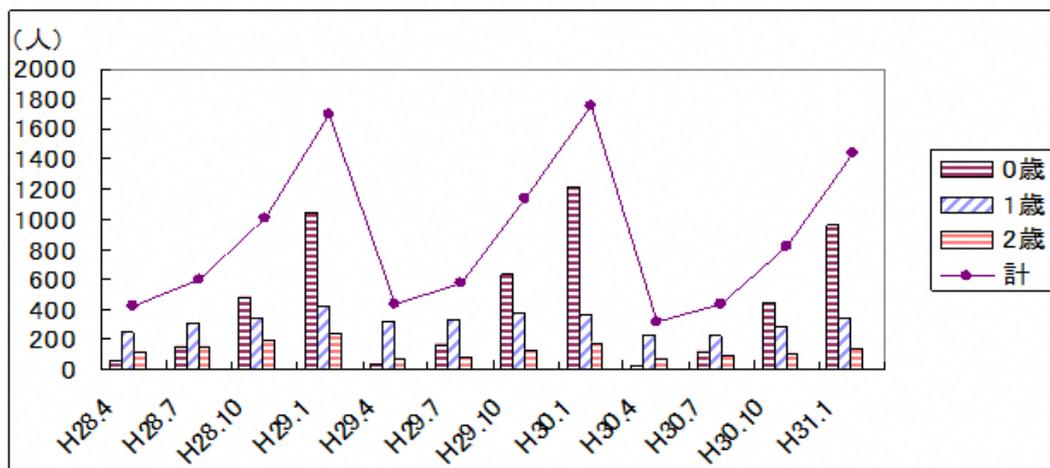
### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

年度途中の低年齢児待機児童の増加は、仕事と子育ての両立を望む保護者にとって子育てしづらい環境であるため、放置すると出生数が抑制され人口の減少に繋がる可能性がある。実際に年度初めである4月から待機児童は増加の一途を辿っており(下図参照)、その増加を少しでも防ぐため、本事業では、年度途中に入所する0～2歳児に対応するための保育士を、年度当初から配置する民間保育所を支援する市町に対して助成し、年度途中の低年齢児待機児童の増加を抑制することを目的とし、成果指標を待機児童0としている。

成果指標とは、基本構想に基づく「目標」達成に向けた、施策及び取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標である。待機児童数は、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業での成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。

成果指標（又は成果指標を補足する指標）としては、本事業は年度途中に増加する低年齢児（0～2歳児）の待機児童解消を図る目的で実施されることから、年度途中入所する児童のための保育士等を配置した施設の数を設定することが適当と考える。



## B-11 子育て支援事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 25 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	地域における子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項に基づき、市町子ども・子育て支援事業計画に従って実施される地域子ども・子育て支援事業の内、子育て支援事業を実施する市町に対して交付する。		
事業の必要性	地域の子育て支援事業を充実したものとするため、運営費等の助成を市町に行う必要がある。		
事業対象	市町		
実施方法	交付金		
実施主体	県		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 国 1 / 3（国から市町へ直接交付）、県 1 / 3 ※「補助基準額」と「対象経費の合計額（収入額控除後）」のいずれか低い額の補助率</li> <li>・H30 実施状況</li> </ul>		
		実施市町数	交付額（千円）
	子育て短期支援事業	9	1,672
	乳児家庭全戸訪問事業	34	29,769
	養育支援訪問事業	23	12,253
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	12	4,788
	地域子育て支援拠点事業	33	538,643
	一時預かり事業	31	269,275
	ファミリー・サポート・センター事業	26	34,116
	合計		890,516

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援事業費助成	849	869	890
合計	849	869	890

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
子育て支援事業費助成	—	—	890	100%	—	—	890
合計	—	—	890	100%	—	—	890

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
子育て支援事業費助成	890	100%	—	—	—	—	890
合計	890	100%	—	—	—	—	890

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
子育て支援事業費助成	35 市町	890

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
子育て支援事業費助成	子育て支援事業 実施市町数	35市町	35市町	35市町	なし

<活動指標の目標がない理由>

静岡県の新ビジョンや分野別計画で、本事業の目標値を設定していない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
子育て支援事業費助成	ふじさんっこ応 援隊参加団体数	1,333 団体	1,466 団体	1,599 団体	2,000 団体

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

なし

## B-12 放課後児童クラブ運営費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成11年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	放課後児童クラブを運営する市町に対し、県が助成		
事業の必要性	放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に適切な遊びと生活の場を提供する役割を担っているため、運営の補助が必要である。		
事業対象	放課後児童クラブ		
実施方法	補助金		
実施主体	市町		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費：職員雇上費、活動費等の年間運営費</li> <li>・補助率：県 1/3</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
放課後児童クラブ運営費助成	963	1,120	1,268
合計	963	1,120	1,268

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
放課後児童クラブ運営費助成	—	—	1,268	100%	—	—	1,268
合計	—	—	1,268	100%	—	—	1,268

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
放課後児童クラブ運営費助成	1,268	100%	—	—	—	—	1,268
合計	1,268	100%	—	—	—	—	1,268

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
放課後児童クラブ運営費助成	県内 35 市町	1,268

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
放課後児童クラブ運営費助成	放課後児童クラブにおける支援の単位毎の実施箇所数	693箇所	754箇所	795箇所	なし

<活動指標の目標がない理由>

放課後児童クラブの運営費助成は、県が負担すべき費用を支出するものであり、放課後児童クラブの実施箇所数の増加を促すものではない。

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
放課後児童クラブ運営費助成	放課後児童クラブの受入人数	26,431	28,791	30,958	(※)

※ 目標値は、現在策定中である。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 市町からの交付申請や実績報告のチェックについて

本事業は、放課後児童クラブの運営費(主に人件費)の補助を国と県が市町に対して行うものであり、担当課では、市町からの交付申請や実績報告のチェックを行っている。平成30年度のファイルを確認したところ、申請書類や内容に関するチェックリストに、本来、全ての項目について問題がないことを確認して「はい」の欄にチェックマークがついているべきところ、「いいえ」の欄にチェックマークがついたままのものや、空欄のままになっているものが散見された。

これについて県担当者に確認したところ、いずれのケースも、一次チェックでエラー事項を発見し、交付申請書や実績報告書の修正を市町に指導し、修正もできているものの、チェックリストについては、一次チェックの状態のままで、修正された結果を反映させていないとのことであった。また、上長も、チェックリストによって発見されたエラー事項が、その後、修正されたか否かの確認をしていないことがわかった。

今後の内部統制の整備・運用を進める観点からも、毎年、エラー事項が発見されることが多いのであれば、チェックリストに一次チェックと二次チェックの欄を設けることや、一次チェックと二次チェックの実施日や上長の確認日を記録することなど、チェックリストの様式や活用方法を見直すべきである。

## B-13 保育士等確保対策事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 26 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	保育の受入枠の増加		
事業の必要性	保育所整備量の増加に対する保育士の配置が困難となる		
事業対象	保育所等事業者、個人		
実施方法	補助金		
実施主体	県、政令市		
事業内容	保育士・保育所支援センター 潜在保育士現場復帰支援研修 保育士資格取得支援事業 保育教諭確保のための幼稚園免許状取得支援 保育教諭の新任者研修		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育士・保育所支援センター	6	5	5
保育士資格取得支援事業	0	0	0
保育教諭確保のための 幼稚園教諭免許状取得 支援事業費助成	2	2	1
その他	2	6	3
合計	12	15	11

(3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士・保育所支援センター	2	50%	2	50%	—	—	5
保育士資格取得支援事業	0	50%	0	50%	—	—	0
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費助成	1	82%	0	17%	—	—	1
その他	—	—	3	96%	0	3%	3
合計	4	39%	6	59%	0	1%	11

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士・保育所支援センター	—	—	5	100%	—	—	5
保育士資格取得支援事業	0	100%	—	—	—	—	0
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費助成	1	100%	—	—	—	—	1
その他	—	—	—	—	3	100%	3
合計	2	17%	5	50%	3	31%	11

その他は、非常勤報酬、社会保険料、賃金、その他報償費、その他旅費普通旅費、その他需用費、役務費、使用料である。

## イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
保育士資格取得支援事業	(学) 今村学園ほか2人	0
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費助成	静岡市、熱海市外15法人	1
合計		2

## ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
保育士・保育所支援センター	随意契約	(福) 静岡県社会福祉協議会	5

### < 随意契約の理由 >

地方自治法施行令第167の2第1項第2号該当

財務規則施行通達第23の1(1)タ該当

(1) 契約の相手方が特定されるときや入札を実施することが困難な場合など令第167条の2第1項第2号に該当する場合

タ 事業上必要な特殊な物品及び他に代替性のない物品の購入製造並びに他に代替性のない技術及びサービスの提供に係る契約をするとき並びに他の相手方では契約ができない特殊な事情があるとき。

(福) 静岡県社会福祉協議会は、社会福祉法に規定する都道府県福祉人材センターの指定を受け、社会福祉事業者の確保と就業の援助を行っている県内唯一の団体である。

## (4) 事業の活動と成果

### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
保育士・保育所支援センターほか	新規求職登録者数	679人	644人	776人	なし

### < 活動指標の目標がない理由 >

新規求職登録者数の増減は、保育士の需給によるため、目標を設定するのにそぐわない。

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
保育士・保育所支援センター ほか	待機児童数	449人	456人	325人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、待機児童解消のため、保育所及び認定こども園を整備し保育の受入枠を増加させることを目的としており、成果指標を待機児童0としている。

成果指標とは、基本構想に基づく「目標」達成に向けた、施策及び取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標である。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。

成果指標としては、本事業は潜在保育士の掘り起こしや就職支援、保育士と保育所とのマッチング、保育士資格未取得者への支援等を通じて保育士増員を目的とすることから、保育士等の就業数とすることがより適切と考える。

#### ② 活動指標の設定について

本事業の目的は上述のとおりであり、活動指標を新規求職登録者数としている。

活動指標とは、施策及び取組の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標である。事業を進めていくにあたり、「何を持って進捗とするのか」を定義するために用いられる尺度であり、現在の状況を表す様々な数値などの中から、測定可能かつ進捗を最も表現すると考えられるものを選択すべきである。

現在、新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。活動指標としては、各メニュー事業の実施内容を踏まえると、イベント・就職説明会・研修の開催数あるいは参加者数とすることがより適当と考える。

③ イベント・就職説明会（以下、イベント等）の参加者数について

担当課では、イベント等の開催告知について、県庁、各市町役所、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下、県社会福祉協議会）、ハローワーク、保育士指定養成施設、各高校でのポスターやチラシの配布、保育士・保育所支援センターのホームページでの広報を行っている。また、一部規模の大きい就職フェアは女性をメインターゲットにしたタウン誌への広告掲載を行っている。これらの広告掲載箇所について、県庁や各市町役所、県社会福祉協議会は、一般的に就職という意図をもって訪れる場所ではないため、広告箇所として効果的かつ効率的とは言えないと考える。

一方、参加者アンケートを見る限り、イベント等の内容についての参加者の評価は高く、イベント等に参加することで保育士の仕事への意欲を増している感想が多数見受けられ、満足度が高いことは明らかである。もし、参加者のニーズに沿った広告方法にすることで、さらに多数の参加者を募集できたとしたら、イベント等の効果をより高めることが可能になると考える。

現在、アンケートでは、「どこでイベントの開催を知ったか」の項目はあるものの、「他にどの場所に広告があると見つけやすいか」の質問項目はない。参加者を増やすために、また、広報活動の評価及び見直しに向けて、できるだけアンケート項目を充実して確認すべきと考える。

④ 保育士・保育所支援センター事業の委託業務の随意契約について

本事業では、事業を県社会福祉協議会へ委託し、随意契約を結んでいる。担当課では随意契約の理由を、県社会福祉協議会が社会福祉法に規定する都道府県福祉人材センターの指定を受け、「社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと」を実施している県内唯一の社会福祉法人であるとしている。また、これまでも保育士等の就職斡旋を行ってきた実績があることをもって、他に代替する契約の相手方はないとしている。そのため他法人との比較ができず、委託先選定の妥当性を実質的に判断するのが困難と考えられる。

随意契約は競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをしていく必要がある。委託費の積算根拠と委託事業実施後の実績報告書を照らし合わせ、節項目ベースの支出分析を行い必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。

#### ⑤ 再委託の承認について

保育士・保育所支援センター事業においては、県社会福祉協議会に事業全般を委託している。そのうち、保育士の就業を支援するためのイベント等において、会場設営やチラシ・ポスターの製作、イベント開催告知のホームページの管理運営については、県社会福祉協議会から外部業者へ再委託している。

ここで、県と県社会福祉協議会との間で交わされている委託契約書の第9条（権利義務の譲渡等の禁止）において、再委託を行う場合には、事前に県社会福祉協議会から県に承認を求めることとなっている。これは、契約の核心部分に関わる業務が再委託されることのないよう確認を行うためである。しかし当該契約書では、再委託を実施する場合の具体的な指針は記載されていない。現在、県社会福祉協議会では、事業の核心的な部分の再委託ではないことを理由に県への承認請求を行っていないが、何をもって核心的な部分か否かを判断する基準が明確になっていないため、承認請求の範囲が不明確となっている。

現状の方法を継続するのであれば、契約書等で、委託事業のうち核心的な部分を明確にすべきである。また、契約書等で核心的な部分を明確にしづらいのであれば、再委託については全て県へ承認請求を行うこととすべきである。

## B-14 保育士修学資金等貸付事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 28 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	待機児童解消のため、保育所及び認定こども園を整備し、保育の受入枠を増加させることに伴う保育士等の確保を行う。		
事業の必要性	保育所整備量の増加に対応する保育士の配置が困難となる。		
事業対象	保育士等		
実施方法	補助金		
実施主体	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会		
事業内容	修学資金等貸与		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育士修学資金貸付事業	1,879	40	49
合計	1,879	40	49

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士修学資金貸付事業	—	—	49	100%	—	—	49
合計	—	—	49	100%	—	—	49

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士修学資金貸付事業	49	100%	—	—	—	—	49
合計	49	100%	—	—	—	—	49

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
保育士修学資金貸付事業	(福)静岡県社会福祉協議会	49

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
保育士修学資金貸付事業	新規求職登録者数	679人	644人	776人	なし

<活動指標の目標がない理由>

新規求職登録者数の増減は、保育士の需給によるため、目標を設定するのにそぐわない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
保育士修学資金貸付事業	待機児童数	449人	456人	325人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 活動指標の設定について

本事業は、保育士資格取得を目指す学生の保育士修学資金貸付や、潜在保育士の就業のための保育料貸付等を行い、保育士数の確保を促し、もって待機児童問題を解消することを目的としている。修学資金貸付を受けた者は、貸付金返済義務を一旦は負うことになるが、県内で保育士として就業することにより、返済義務は免除される制度である。

活動指標とは、施策及び取組の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標である。事業を進めていくにあたり、「何を持って進捗とするのか」を定義するために用いられる尺度であり、現在の状況を表す様々な数値等の中から、測定可能かつ進捗を最も表現すると考えられるものを選択すべきである。

現在、新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。活動指標としては、本事業の実施内容を踏まえると、貸付件数及び貸付者数とすることが適切と考える。しかし、貸付件数の増加又は減少のいずれが望ましいとも言えないため、目標値の設定が困難であるが、具体的な実施方法や体制等が変わらない条件下では、目標値は前年実績や過年度実績平均を目安にせざるを得ないと考えられる。

## B-15 保育士等キャリアアップ研修事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 30 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	<p>処遇改善を伴う専門性の高い指導的役割を担う保育士の養成を目的とした研修を実施する。</p> <p>この研修の受講が、平成 29 年度に国が創設した処遇改善加算Ⅱの要件であり、2022 年度を目処に必須化される見込みである。また、県がこの研修の実施主体である。</p>		
事業の必要性	<p>保育士の処遇を改善し、保育所整備量の増加に対応する保育士を確保するため。</p> <p>保育の質の確保のため、保育士の専門性の向上を図る。</p>		
事業対象	保育士等		
実施方法	委託		
実施主体	県		
事業内容	国が定める保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づいて研修を実施する		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育士等キャリアアップ研修	—	—	22
合計	—	—	22

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士等キャリアアップ研修	11	50%	11	50%	—	—	22
合計	11	50%	11	50%	—	—	22

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士等キャリアアップ研修	—	—	22	100%	—	—	22
合計	—	—	22	100%	—	—	22

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
保育士等キャリアアップ研修	随意契約	静岡県保育連合会	22

<随意契約の理由>

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当  
財務規則施行通達第 23 条の 1 (タ) に該当

(1) 契約の相手方が特定されるときや入札を実施することが困難な場合  
など令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する場合

タ 事業上必要な特殊な物品及び他に代替性のない物品の購入製造並び  
に他に代替性のない技術及びサービスの提供に係る契約をするとき  
並びに他の相手方では契約ができない特殊な事情があるとき。

保育連合会は、県内全域の保育所等から組織される唯一の団体であり、県  
内保育所等の実状を踏まえた上で、県内全域の保育士を対象とした研修  
を実施できる団体は他にはない。

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
保育士等キャリアアップ研修	新規求職登録者数	679人	644人	776人	なし

<活動指標の目標がない理由>

新規求職登録者数の増減は、保育士の需給によるため、目標を設定するのにそぐわない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
保育士等キャリアアップ研修	待機児童数	449人	456人	325人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、処遇改善を伴う専門性の高い指導的役割を担う保育士の養成を目的とした研修を実施することを目的としており、成果指標を待機児童0としている。

成果指標とは、基本構想に基づく「目標」達成に向けた、施策及び取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標である。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。

成果指標としては、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修修了者数とすることがより適当と考える。

## ② 活動指標の設定について

本事業の具体的な事業内容は、保育士の専門性向上を図るための研修を実施することであり、本事業では、保育士が保育現場で必要とされる知識・専門性を習得するための研修を開催している。

活動指標とは、施策及び取組の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標である。事業を進めていくにあたり、「何を持って進捗とするのか」を定義するために用いられる尺度であり、現在の状況を表す様々な数値等の中から、測定可能かつ進捗を最も表現すると考えられるものを選択すべきである。

現在の活動指標は新規求職登録者数としているが、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修開講数とすることがより適切と考える。

## B-16 保育士登録制度事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成15年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	児童福祉法に基づき、保育士登録の決定、登録証の交付、登録簿の管理を行い、保育士資格を保証するとともに、保育士名称の詐称を防止する。		
事業の必要性	義務的経費		
事業対象	保育士(保母)資格取得者		
実施方法	業務委託		
実施主体	実施主体（社会福祉法人日本保育協会）		
事業内容	<p>本事業は、児童福祉法等に基づく県の事務であるが、保育士登録申請者の便宜や行政事務の効率化の観点から、国は、保育団体、保育士養成施設団体等との連携の下で、当団体に登録事務処理センターを設置し、各都道府県からの委託を受けて全国的に同一水準で保育士登録事務が行えるよう準備したものである。</p> <p>保育士試験合格者の場合は合格地の都道府県、指定保育士養成施設卒業者の場合は住所地の都道府県に登録することと規定されているため、申請者ごとに申請先が異なり、都道府県ごとの申請方法、手数料の支払等が必要になるが、委託先を一元化することにより申請書の各都道府県への振り分け作業は委託先で一括して行うことができ、また申請者が誤った都道府県に申請しても、都道府県間で送達する必要もないこと等を理由とし、委託による業務を全国で実施している。</p> <p><b>【委託料(税込単価)】</b></p> <p>新規登録 1件あたり 3,628円  書換え 1件あたり 1,382円  再交付 1件あたり 950円</p>		

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育士登録業務	8	8	7
合計	8	8	7

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士登録業務	—	—	—	—	7	100%	7
合計	—	—	—	—	7	100%	7

その他は、諸収入である。

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
保育士登録業務	—	—	7	100%	—	—	7
合計	—	—	7	100%	—	—	7

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
保育士登録業務	随意契約	(福)日本保育協会	7

< 随意契約の理由 >

地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号該当

財務規則施行通達第 23 の 1 (1) オ該当

(1) 契約の相手方が特定されるときや入札を実施することが困難な場合  
など令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する場合オ 国又は地方公  
共団体以外の公法人、公益法人と直接契約するとき。

この事業を委託する上で、保育士や保育団体、保育士養成施設団体等との  
連携がとれ、全国的に一元処理できる団体は、(福)日本保育協会以外に存  
在しない。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
保育士登録業務	なし				

< 活動指標がない理由 >

法令に従って、申請による保育士登録業務を行っているにすぎず、活動  
指標及び目標を設定して進捗を管理するのにそぐわない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
保育士登録業務	なし				

< 成果指標がない理由 >

法令に従って、申請による保育士登録業務を行っているにすぎず、成果  
指標及び目標を設定して進捗を管理するのにそぐわない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 保育士登録事務処理について

本事業では、児童福祉法に基づき、保育士登録の決定、登録証の交付及び登録簿の管理を行い、保育士資格を保証すると共に、保育士名称の詐称を防止している。児童福祉法では、第十八条の十八において「保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。」と規定されている。

県は保育士登録事務を、社会福祉法人日本保育協会に委託しているが、保育士登録内容に変更があった場合、保育士は委託先に対し保育士証書換交付申請書を用いて、変更内容を申請することになっている。しかし、保育士証書書換交付申請書に申請者の捺印を要する様式であるにもかかわらず、申請者の捺印がないものが複数散見された。

県では、捺印箇所に捺印のないものも、自署されていることから、法的効力には問題はないとして、捺印のない申請書も受け付けているが、捺印を失念する申請者も多く、さらに申請書として法的に問題ないのであれば、申請者の手間を省く観点から、申請書様式から捺印欄を除くことも検討してはどうだろうか。

## B-17 子育て支援員養成事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課				
事業開始	平成 27 年度	事業終了予定	—		
次期総合計画における位置付け（主たるもの）					
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成				
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり				
事業目的	子ども・子育て支援新制度の多様な子育てに係る事業の担い手等を確保するため、子育て支援分野に従事するために必要な研修を実施し、研修を受講した者を「子育て支援員」として認定する。				
事業の必要性	市町が運営する子育て支援拠点等に従事する「子育て支援員」を養成する必要がある。				
事業対象	県民（子育てに係る事業に従事を希望する者）				
実施方法	専門業者へ委託して実施（一般競争入札により選定）				
実施主体	県				
事業内容	概要				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が示すガイドラインに則り、全国共通の「子育て支援員研修」を実施</li> <li>・ 様々な子育て分野に従事できるよう、分野横断の基本研修と各分野の専門研修を設定</li> <li>・ 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定（全国共通の資格）</li> </ul>				
	子育て支援員養成数（専門研修修了者数）				
	H27	H28	H29	H30	計
	専門研修実施せず	446 人	408 人	509 人	1,363 人
	<p>「子育て支援員」が従事する子育てに係る事業</p> <p>小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、認可保育所、認定こども園、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ</p>				

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援員養成事業費	12	11	10
合計	12	11	10

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
子育て支援員養成事業費	5	49%	5	49%	0	1%	10
合計	5	49%	5	49%	0	1%	10

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
子育て支援員養成事業費	—	—	7	69%	3	30%	10
合計	—	—	7	69%	3	30%	10

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
子育て支援員養成事業費	一般競争入札	(株)東海道シグマ	7

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	(※)
子育て支援員養成事業費	子育て支援員 養成人数	446人	854人	1,363人	2,000人

※ 活動指標である「子育て支援員養成人数」の目標値は2,000人としているが、静岡県の新ビジョン及び分野別計画で、目標値の達成時期は設定していない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
子育て支援員養成事業費	ふじさんっこ応 援隊参加団体数	1,333 団体	1,366 団体	1,591 団体	2,000 団体

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、子育て支援員を増やすために研修を実施することを目的としており、成果指標はふじさんっこ応援隊参加団体数を2,000団体にすることとしているが、その成果は、本来、子育て支援員（として働く人）がどれだけ増えたのかで測るべきであり、現在の成果指標は直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。

また、「子育て支援員研修事業実施要綱」では、全国共通の研修カリキュラムを各都道府県で展開させ、専門研修コースまで修了すると、各都道府県の知事が子育て支援員（全国共通）の認定をし、研修修了者名簿も各都道府県単位でデータ管理することになっている。しかし研修修了者名簿には、次のような問題点があり、支援員として活動している人の実態は把握できないものになっている。

- ・子育て支援員への就業状況が、捕捉されていない
- ・医師のように定期的な届出制度がなく、名簿の記載内容（たとえば氏名や連絡先）に変更が生じた場合、本人からの申請がなければ、データの更新が行われない。
- ・都道府県間の転入、転出の際の、名簿データのやり取りが整備されていない。

研修修了者名簿の住所を集計すれば、変更届が多少漏れていたとしても、市町別に事業開始時に確認した必要数に対する充足状況のある程度把握することはできるはずであり、充足状況が遅れている市町をどのレベルまで引き上げられたかどうかを成果指標として設定することが適当と考える。そのうえで、充足状況が遅れている市町や地域での研修開催など、下記②の研修のやり方の見直しとあわせて事業を進めるべきである。

## ② 今後の事業の継続と研修プログラムの検討について

本事業は、国が定めた「子育て支援員研修事業実施要綱」に則り、平成27年度から全国共通の「子育て支援員研修」を各都道府県で実施している。静岡県では、本事業の活動指標の目標値を、子育て支援員養成人数（研修修了者数）2,000人としている。目標値2,000人は、事業開始年度（平成27年度）に、市町が必要と考える子育て支援員の数を集計し、全員が就労するわけではないことを考慮して、その2倍に設定したものである。

研修受講生は毎年400人程度募集しており、平成30年度までの4年間で研修の専門課程の修了者数が1,363人に達している。このままのペースで研修を行っていくと、令和2年度には、ほぼ目標に到達する見込みである。したがって、本事業については、市町が必要と考える子育て支援員の数の再確認や、事業開始時に暫定的に設定した2倍という基準値についての妥当性を再検証したうえで、今後の事業の継続性を検討すべき時期に来ている。

また、研修は、全国共通のカリキュラムに沿って、各都道府県で展開されている。静岡県では、研修の運営は民間事業者に委託しているものの、講師の選任は県が直接行っており、限られた予算内でカリキュラムの内容に沿ったそれぞれの分野の専門家に依頼をしている。分野によっては専門家が限られ、報酬額も決して高くもないため、今後、後任の講師の選任が難しくなるものが出てくる恐れもある。このような状況や制約があるため、研修会場を多くの市町に設けて行うことは難しく、現状、県内の東・中・西部の中核市である沼津市、静岡市、浜松市だけで行わざるを得ない。

本事業については、これからも今までどおりのやり方で研修を継続する必要があるのか、また、継続的に研修を行うとしても、今までよりも小規模、ローコストで行えるようなやり方がないのか、ということを検討する必要がある。この点、研修プログラムについては、一部、実技指導のようなものがあるものの、多くは座学であることから、本来は、国が研修教材ビデオやテキストを制作して都道府県や市町に配布することで運営側の負担を軽減するのが望ましいと考える。県としても、すぐには実現できないかもしれないが、テレビ会議システムなどを使って静岡市のメイン会場と遠方の市町のサブ会場を接続して同時に複数の会場での受講ができるようなやり方の研究や、委託業者に対する提案を検討すべきであると考え

## B-18 安心こども基金積立金

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども未来課		
事業開始	平成 20 年度	事業終了予定	令和 2 年度
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産、子育てができる環境づくり		
事業目的	静岡県安心こども基金の運用益の積み立て		
事業の必要性	運用益を積み立てる必要がある		
事業対象	運用益		
実施方法	運用益を積み立てる		
実施主体	県		
事業内容	静岡県安心こども基金の運用益の積み立て		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基金積み立て	2,069	0	0
合計	2,069	0	0

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
基金積み立て	—	—	—	—	0	100%	0
合計	—	—	—	—	0	100%	0

その他は、財産収入である。

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
基金積み立て	－	－	－	－	0	100%	0
合計	－	－	－	－	0	100%	0

その他は、積立金である。

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
基金積み立て	なし				

<活動指標がない理由>

本基金は、待機児童対策として、平成20年度から22年度分の施設整備を前倒しするために平成20年度に創設されたが、その後たびたび延長されたものであり、元々運用を想定していない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
基金積み立て	保育所等待機児童数	449人	456人	325人	(※)

※ 目標値は、現在策定中であり、令和2年3月に決定予定である。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 基金の運用について

県は、将来の事業に充てるために積み立てている基金について、目的を損なわない範囲で、出納局が一括運用している。基金の運用方法については、出納局が担当課からの希望に基づき、以下のように分けている。

連絡内容	運用方法
1年以内に取り崩すなど預託運用を希望	定期預金又は別段預金
1年超の運用を希望	債券(※1)

※1 国債、地方債等

基金の運用益が大きくなれば、その分、事業実施に回せる資金が増えることになる。直近年度の定期預金と債券の運用利回りは、以下のとおりであり、差が大きいことから、できるだけ債券の運用をすることが望ましいといえる。

	利回り	
	預金	債券
平成28年度	0.018 %	1.090 %
平成29年度	0.001 %	0.793 %
平成30年度	0.011 %	0.614 %

各利回りは、県作成の「歳計現金及び基金の管理運用」から抜粋

安心こども基金積立金について、担当課であるこども未来課が、その運用方法を出納局に連絡することになるが、急な取り崩しなど、柔軟的な補正対応も考えられるため、全て預金運用を希望し、定期預金又は別段預金で運用していた。当該基金については、こども未来課が毎年の基金執行見込表を作成していることから、これをベースに、1年以内と1年超の資金に分けて運用することもできたと考える。

「毎年の基金執行見込表」と「歳計現金及び基金の管理運用」を基にした「ア. 過去実績」と、「イ. 基金を1年以内と1年超の資金に分けて運用した場合」の、簡便的な試算額は以下のとおりである。

#### ア. 過去実績

(単位：百万円)

	基金の期首残高		運用益 (各利回りは上記参照)		
	1年以内に取り崩	1年超で取崩	預金	債券	合計
平成 28 年度	2,781	2,314	1	—	1
平成 29 年度	1,679	2,704	0	—	0
平成 30 年度	1,578	1,125	0	—	0
	合計				1

・基金の期首残高を、全て、預金で運用している。

#### イ. 基金を1年以内と1年超の資金に分けて運用した場合

(単位：百万円)

	基金の期首残高		運用益 (各利回りは上記参照)		
	1年以内に取り崩	1年超で取崩	預金	債券	合計
平成 28 年度	2,781	2,314	0	25	25
平成 29 年度	1,679	2,704	0	21	21
平成 30 年度	1,578	1,125	0	7	7
	合計				53

・基金の期首残高を、1年以内に取り崩した基金を預金、1年超に取り崩す基金を債券で運用した場合。

結果論ではあるが、もし分けて運用していたら、52百万円の運用益（イの運用益合計－アの運用益合計）も得ることができていたことになる。

預金と債券の運用利回りに差が大きい現状下において、基金の運用に当たっては、目的を損なわない範囲で、できるだけ運用益が確保できるよう、債券運用を行い、事業実施に回せる資金を自ら増やしていく姿勢を求めたい。

## B-19 身体障害児育成医療等扶助費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	昭和30年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、確実な治療効果が期待できる医療給付を行う。		
事業の必要性	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条第1項第2号の規定により、県は市町が支弁する費用の1/4を負担することとなっており、身体に障害のある児童の健全な育成を図るために必要である。		
事業対象	身体に障害のある児童及び長期の療養を必要とする結核罹患児		
実施方法	事業を行う市町に対し、医療費の1/4を負担する。		
実施主体	市町		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象要件 申請時に18歳未満である児童のうち、①又は②に該当し、かつ確実な治療効果が期待できる者 ①身体障害者福祉法別表に定める障害を有する者 ②現に持つ疾患を放置すれば将来①に掲げる障害と同程度の障害を残すものと認められる者</li> <li>・給付内容 保険診療の自己負担分（高額療養費該当分を除く）を給付する。原則として医療費の1割の自己負担金有り。ただし、低所得者や重度かつ継続の対象者には負担上限額を設定している。なお、障害者自立支援法の規定により指定された更生医療機関及び児童福祉法の規定により指定された指定療育機関での給付が該当する。</li> <li>・負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4</li> </ul>		

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体障害児育成 医療等扶助費	31	32	21
合計	31	32	21

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
身体障害児育成 医療等扶助費	—	—	21	100%	—	—	21
合計	—	—	21	100%	—	—	21

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
身体障害児育成 医療等扶助費	21	100%	—	—	—	—	21
合計	21	100%	—	—	—	—	21

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
身体障害児育成医療等 扶助費	県内 34 市町 (※ 1 市町は交付申請なし)	21

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

(単位：百万円)

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
身体障害児育成医療等扶助費	対象経費	114	84	40	なし

※ 平成30年度の実績値は、確定前のため実績報告額を記載している。

<活動指標の目標がない理由>

市町が実施する医療費助成に要する費用の一部を県が補助する事業であり、申請件数や申請額の増加又は減少のいずれかが望ましいとも言えないため、目標設定が困難である。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
身体障害児育成医療等扶助費	なし				

<成果指標がない理由>

本事業の目的は対象児への確実な医療給付だが、静岡県の新ビジョン及び分野別計画等において、事業成果を評価できる適切な指標がない。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

## (2) 意見

### ① 平成 30 年度「福祉行政報告例」「実績調査」の誤りについて

本事業の実施主体は市町村であるが、上述のとおり扶助費の 1/2 を国、1/4 は県が負担している。県では、市町から提出された資料にもとづき、4 月に「福祉行政報告例」、5 月に自立支援医療の「実績調査」、6 月に「実績報告」を作成し、国(厚生労働省)に報告を行っている。平成 30 年度の上記資料を確認したところ、2 市の報告内容に誤りがあった。

市名	項目		誤	正	理由
A 市	入院外肢体	公費負担額	5,058 円	93,735 円	補装具費の
	不自由	社会保険負担額	△51,942 円	154,969 円	漏れ
B 市	入院内臓障害 心臓	公費負担額	532,146 円	567,586 円	公費負担額の 計算誤り

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部からの事務連絡「自立支援医療の実績調査について(依頼)」では、留意事項として、「必ず前年度と比較し、不自然に大きい(小さい)数値となった場合は、その要因を分析してください」という記載がある。これに従い、県でも提出書類間のつながりの確認や簡易な前年度比較は行っていたが、上記の誤りには気が付かず、全市町の情報を集計して、国への報告を行っていた。

なお、最終的な国との精算は、6 月の「実績報告」をもとに行っており、この報告の前に誤りに気がつき修正したことから、補助金の交付は正しい数値を基礎に行われている。しかし、実績調査は国の施策反映等に用いられるものであるから、この数値が誤ったままであるのは適切でない。また、実績報告の提出前に、集計をやり直したことで、事務が不効率となっている。

県が直接の事業の実施主体ではないことを考慮すると、県がすべての基礎資料を市町から提出させてチェックや分析を行うことは、現実的でない。しかし、例えば、A 市からの当初の誤報告数値では値がマイナスになっているが市への確認を行っていないこと、分析の証跡が残っていないこと等を考慮すると、県には現状より踏み込んだチェック機能が求められていると考える。県は報告数値の誤りを減らすために、以下の対応をとることが望ましいと考える。

- ・市町に対し、前年度と比較して「多額の増減」があった場合には、その理由を記載してもらうように求める。その際、どのような増減が「多額」にあたるかについては、金額・率の基準を設ける。
- ・県で確認する事項をまとめたチェックリストを作成し運用することで、県の確認作業を明確化する。
- ・県は、誤りがあった事例を他市町へ共有し、注意喚起を行う。

## B-20 未熟児養育医療扶助費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	昭和 34 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やか学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・育児ができる環境づくり		
事業目的	医師が入院養育を必要と認めた未熟児や妊娠・出産に支障を及ぼす疾患に罹患している妊産婦に医療給付（救護）を行い、児・母の健全な育成を図る。		
事業の必要性	母子保健法第 20 条の規定により、市町は支弁する費用を負担し、県は 1 / 4 を負担することとなっており、児・母の健全な育成を図るために必要である。		
事業対象	入院が必要な未熟児や妊娠、出産に支障を及ぼす疾患に罹患している妊産婦		
実施方法	① 交付申請書の提出（市町） ② 補助金の交付決定・概算払（県） ③ 変更交付申請書の提出（市町） ④ 変更交付決定・概算払（県） ⑤ 実績報告書の提出（市町） ⑥ 補助金の交付確定（県） ⑦ 請求書の提出（市町） ⑧ 補助金支出（県）		
実施主体	市町		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象要件 乳児で①又は②で医師が入院養育を必要と認めたもの ①出生時体重が 2,000 g 以下 ②生活力が特に薄弱なもの</li> <li>・給付内容 保険診療の自己負担分（高額療養費該当分を除く）及び入院時食事療養費標準負担額分を給付する。（所得に応じて自己負担金有り） なお、母子保健法の規定により指定された指定養育医療機関での給付が該当する。</li> <li>・負担割合 国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4</li> </ul>		

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
未熟児養育医療扶助費	48	45	37
合計	48	45	37

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
未熟児養育医療扶助費	—	—	37	100%	—	—	37
合計	—	—	37	100%	—	—	37

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
未熟児養育医療扶助費	37	100%	—	—	—	—	37
合計	37	100%	—	—	—	—	37

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
未熟児養育医療扶助費	35 市町	37

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
未熟児養育医療扶助費	給付件数	1,977件	1,632件	1,599件	なし

##### <活動指標の目標がない理由>

市町が実施する医療費助成に要する費用の一部を県が補助する事業であり、給付件数の増加又は減少のいずれかが望ましいとも言えないため、目標設定が困難である。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
未熟児養育医療扶助費	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数	54.2人	47.8人	48.5人	45人以下

## 2 監査結果

### (1) 指摘

該当なし

### (2) 意見

該当なし

## B-21 こども医療費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課														
事業開始	昭和 48 年度	事業終了予定	—												
次期総合計画における位置付け（主たるもの）															
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成														
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり														
事業目的	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期治療を促す。														
事業の必要性	子どもの医療費への助成は市町の重要施策であり、県内市町の財政規模により助成内容に大きな差が生じないよう、県が市町財政を一定程度支援する必要がある。														
事業対象	市町がこどもの入院及び通院に係る医療費を助成する事業に要する経費。														
実施方法	① 交付申請書の提出（市町） ② 補助金の交付決定（県） ③ 実績報告書の提出（市町） ④ 補助金の交付確定（県） ⑤ 請求書の提出（市町） ⑥ 補助金支出（県）														
実施主体	市町（政令市を除く）														
事業内容	・補助率 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">1歳未満</th> <th style="width: 30%;">～未就学児</th> <th style="width: 30%;">～18 歳年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 院</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/3（1/2 財政力指数が県未満）</td> </tr> <tr> <td>通 院</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/4（1/3 財政力指数が県未満）</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	1歳未満	～未就学児	～18 歳年度末	入 院	1/2		1/3（1/2 財政力指数が県未満）	通 院	1/2	1/3	1/4（1/3 財政力指数が県未満）
	区 分	1歳未満	～未就学児	～18 歳年度末											
	入 院	1/2		1/3（1/2 財政力指数が県未満）											
	通 院	1/2	1/3	1/4（1/3 財政力指数が県未満）											
	・その他の事業内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象者</td> <td>県内の市町の住民基本台帳に記載されている医療の給付を受けたこどもを現に監護する保護者</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>入院 500 円/日、通院 500 円/回（月 4 回まで）</td> </tr> <tr> <td>所得制限準</td> <td>改正前児童手当の所得制限基準を準拠</td> </tr> <tr> <td>食事療養費</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	内 容	助成対象者	県内の市町の住民基本台帳に記載されている医療の給付を受けたこどもを現に監護する保護者	自己負担	入院 500 円/日、通院 500 円/回（月 4 回まで）	所得制限準	改正前児童手当の所得制限基準を準拠	食事療養費	対象外		
区 分	内 容														
助成対象者	県内の市町の住民基本台帳に記載されている医療の給付を受けたこどもを現に監護する保護者														
自己負担	入院 500 円/日、通院 500 円/回（月 4 回まで）														
所得制限準	改正前児童手当の所得制限基準を準拠														
食事療養費	対象外														

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こども医療費助成	2,000	1,970	2,044
合計	2,000	1,970	2,044

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
こども医療費助成	—	—	2,044	100%	—	—	2,044
合計	—	—	2,044	100%	—	—	2,044

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
こども医療費助成	2,044	100%	—	—	—	—	2,044
合計	2,044	100%	—	—	—	—	2,044

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
こども医療費助成	県内 33 市町	2,044

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

(単位:千件)

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
こども医療費助成	助成件数	3,866	3,830	3,905	なし

##### <活動指標の目標がない理由>

市町が実施する医療費助成に要する費用の一部を県が補助する事業であり、助成件数の増加又は減少のいずれかが望ましいとも言えないため、目標設定が困難である。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
こども医療費助成	なし				

##### <成果指標がない理由>

本事業の目的は子育て家庭の経済的負担の軽減だが、事業成果が測定しづらく、成果指標となりうる適当な指標がない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成することを目的として実施している。

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。

成果指標としては、事業が子育て家庭の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思う人の割合とするのが適当と考える。

## ② 受給者証の自動更新の取り扱いについて

担当課による補助対象市町に対する調査結果である、「平成 30 年度静岡県単独福祉医療費助成事業市町事務調査の調査結果について（通知）（以下、通知）」を閲覧したところ、受給者証の更新についての助言事項として、「更新及び自動更新手続きに関する事項が、〇〇市こども医療費助成要綱（以下、市町の要綱）に記載されていないので改めること」と記載されていた。

一方で、静岡県の「こども医療費助成事業事務取扱要領（以下、県の要領）」では、受給者証の更新は、「対象者は、受講者証の有効期限が経過したときは、当該受給者証を添えて、こども医療費受給者証の交付（※）に定める手続きに準じて更新の手続きを行うものとする」とされている。

※現物給付により医療費の補助を行う市町は、助成対象者の要件の有無を確認し、医療の給付を受けようとするこどもごとに、助成対象者に対してこども医療費受給者証を交付するものとする。この場合において、当該対象者から様式 1 によるこども医療費受給者証交付申請書を提出させるものとする。

すなわち、現状の運用では、県の要領では受給者証の自動更新を認めるか否かは明示されていないが、事務調査を行った市町に対しては、調査結果で実質的に認めている状況である。

事務の効率性の観点から、現状の市町の自動更新の取り扱いを認めるのであれば、県の要領においても、自動更新の取り扱いも可能である旨を明示することが望ましいと考える。

## B-22 不妊治療費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 16 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	特定不妊治療及び男性不妊治療を行う夫婦に対し、治療費の一部を助成し、子育て家庭への経済的負担を軽減する。		
事業の必要性	不妊症に悩む夫婦が希望する妊娠・出産ができるよう、体外受精等の治療を受けやすい環境を整える必要がある。		
事業対象	不妊に悩む夫婦		
実施方法	① 交付申請（県民） ② 審査（県） ③ 交付決定及び確定（県） ④ 請求書の提出（県民） ⑤ 補助金の支出（県）		
実施主体	県		
事業内容	項 目	制度内容	
	対象治療	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣上体から採取するための手術）	
	給付の内容	治療費のうち 1 回あたり上限額 15 万円（凍結胚移植については 7.5 万円） ※男性不妊治療を行う場合は 15 万円の追加助成 ※特定不妊治療で初めて助成を行う場合は 15 万円の追加助成、 ※【H31 新規】男性不妊治療で初めて助成を行う場合は、15 万円の追加助成	
	所得制限	夫婦の所得合計額が 730 万円未満	
	補助率	国 1/2、県 1/2	

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不妊治療費助成	437	450	444
合計	437	450	444

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
不妊医療費助成	222	50%	222	50%	—	—	444
合計	222	50%	222	50%	—	—	444

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
不妊治療費助成	443	99%	—	—	0	0%	444
合計	443	99%	—	—	0	0%	444

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
不妊治療費助成	不妊治療を行う夫婦 (2,558 件)	443

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
不妊治療費助成	助成件数	2,435人	2,572人	2,558人	なし

##### <活動指標の目標がない理由>

特定不妊治療に要する費用の一部を県が補助する事業であり、助成件数の増加又は減少のいずれかが望ましいとも言えないため、目標設定が困難である。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
不妊治療費助成	なし				

##### <成果指標がない理由>

本事業の目的は、子育て家庭の経済的負担の軽減だが、事業成果が測定しづらく、成果指標となりうる適当な指標がない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① データの入手と分析について

本事業は、特定不妊治療および男性不妊治療を行う夫婦に対し治療費の助成を行う制度であり、財源のうち、国及び県がそれぞれ1/2を負担している。

厚生労働省では申請者に対し、医療機関及び公益社団法人日本産科婦人科学会（以下、日本産科婦人科学会）を通じて、特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過を報告するよう求めている。これに従い、県では、治療の内容等について行政への報告を行うことを申請者に説明して、同意を得ている。医療機関及び日本産科婦人科学会では、この同意に基づき、厚生

労働省へ直接報告を行っている（県は報告には関与していない）。

日本産科婦人科学会が作成・公表している資料は、全都道府県のデータが集計対象とされているため、静岡県の制度利用者の特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過に関するデータは把握できていない。また、当該データがないため、実態の分析等も行っていない。

本事業に県負担（1/2）があることから、県は厚生労働省・日本産科婦人科学会等に静岡県の詳細な情報の提供を働きかけ、実績を把握すべきと考える。そのうえで、現制度（年齢制限、年収要件等）の適切性や、実施医療機関の治療の適切性の検討、事業の指標の一つとしての活用等を行うべきと考える。

## ② 「保健所チェックリスト」の様式及び運用について

本事業の利用に当たって、申請者は「特定不妊治療費補助金交付申請書」をはじめとした数種類の書類を、各県民の住所地を管轄する健康福祉センター（以下、センター）に提出し、各センターの担当者は、「特定不妊治療費助成 保健所チェックリスト」を用いて、提出書類の記載内容・各種要件・添付書類等のチェックを行っている。

各センターが作成したチェックリストを閲覧したところ、チェック欄が空白になっているもの、担当者欄に記載がないもの等が散見された。

現状の運用では、空白となっている部分については、該当なしなのか、フォローが必要なものなのかが判別できない。また、受付者が記載されていないと、受付の担当者が分からず、個別対応が必要となった場合に時間がかかってしまう恐れがある。

したがって、まず、チェックリストの各項目について、その要否の検討を行い、内容の見直しを行うべきと考える。そのうえで、各センターのチェックのばらつきをなくし、各担当者が記載方法の判断に迷った時のよりどころとするため、チェックリストの記載方法について、マニュアルを設けるべきと考える。すでに、来年度から様式を変更する方向で、新様式を検討中とのことであるから、上記の点を考慮されたい。

## B-23 不妊・不育総合支援事業

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課												
事業開始	平成13年度	事業終了予定	—										
次期総合計画における位置付け（主たるもの）													
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成												
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり												
事業目的	不妊症、不育症で悩む夫婦やその家族に対し、治療方法や費用への不安などに対する心のケアを提供する。保険適用となっていない一般不妊治療（人工授精）・不育症治療の治療費の一部を助成し、子育て家庭への経済的負担を軽減する。												
事業の必要性	不妊・不育症に悩む夫婦の精神的、経済的不安を軽減することにより、正しい治療の選択を支援する必要がある。												
事業対象	不妊症・不育症で悩む夫婦とその家族、妊婦及び児												
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の相談員による電話相談</li> <li>・治療費の助成</li> </ul>												
実施主体	県、市町（政令市を除く）												
事業内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">不妊・不育専門相談センター運営事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談（保健師・助産師）</li> </ul>                     H29 毎週火・金 10～15時                      H30 毎週火 10～19時                      毎週土 10～15時                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接相談（医師）</li> </ul>                     H29 第2・4金 10～15時                      H30 第2・4土 10～15時                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不育症患者交流活動支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>一般不妊治療費助成</td> <td>一般不妊（人工授精）治療費補助を行う市町に対する助成</td> </tr> <tr> <td>不育症治療費助成</td> <td>不育症治療費補助を行う市町に対する助成</td> </tr> </tbody> </table>			区分	内容	不妊・不育専門相談センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談（保健師・助産師）</li> </ul> H29 毎週火・金 10～15時 H30 毎週火 10～19時 毎週土 10～15時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接相談（医師）</li> </ul> H29 第2・4金 10～15時 H30 第2・4土 10～15時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不育症患者交流活動支援</li> </ul>	一般不妊治療費助成	一般不妊（人工授精）治療費補助を行う市町に対する助成	不育症治療費助成	不育症治療費補助を行う市町に対する助成
	区分	内容											
	不妊・不育専門相談センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談（保健師・助産師）</li> </ul> H29 毎週火・金 10～15時 H30 毎週火 10～19時 毎週土 10～15時											
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接相談（医師）</li> </ul> H29 第2・4金 10～15時 H30 第2・4土 10～15時											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不育症患者交流活動支援</li> </ul>													
一般不妊治療費助成	一般不妊（人工授精）治療費補助を行う市町に対する助成												
不育症治療費助成	不育症治療費補助を行う市町に対する助成												

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不妊・不育専門相談 センター運営事業	3	3	3
一般不妊治療費助成	6	7	7
不育症治療費助成	—	0	0
合計	10	10	11

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
不妊・不育専門相談 センター運営事業	1	49%	1	50%	—	—	3
一般不妊治療費 助成	—	—	7	100%	—	—	7
不育症治療費助成	—	—	0	100%	—	—	0
合計	1	14%	9	85%	—	—	11

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
不妊・不育専門相談 センター運営事業	—	—	0	6%	3	93%	3
一般不妊治療費 助成	7	100%	—	—	—	—	7
不育症治療費助成	0	100%	—	—	—	—	0
合計	7	68%	0	2%	3	29%	11

## イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
一般不妊治療費助成	26 市町	7
不育症治療費助成	24 市町	0
合計		7

## ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
不妊・不育専門相談センター運営事業	随意契約	アプライズ(株)	0

### <随意契約の理由>

委託料が 100 万円以下であり、少額随意契約に該当するため、入札手続きを省略している。

## (4) 事業の活動と成果

### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
不妊・不育専門相談センター運営事業	相談件数	273 人	389 人	261 人	400 人
一般不妊治療費助成	相談件数	579 人	571 人	579 人	なし
不育症治療費助成	助成件数	-	16 人	65 人	なし

### <活動指標の目標がない理由>

市町が実施する医療費助成に要する費用の一部を県が補助する事業であり、一般不妊治療費助成の相談件数や不育症治療費の助成件数の増加又は減少のいずれかが望ましいとも言えないため、目標設定が困難である。

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
不妊・不育専門相談 センター運営事業	なし				
一般不妊治療費助成	なし				
不育症治療費助成	なし				

### <成果指標がない理由>

本事業の目的は、不妊症や不育症で悩む方の心のケアや経済的負担の軽減だが、新ビジョン等の県計画において事業成果を評価できる適当な指標がない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 不妊・不育専門相談センター 電話相談事業について

本制度では、毎週2回、保健師及び助産師が電話で不妊症・不育症に関する相談に応じており、利用者数の推移は以下のとおりである。

年度 (※)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
不妊症	277人	239人	214人	303人	207人
不育症	30人	29人	38人	42人	21人
計	307人	268人	252人	345人	228人
前年比		△39人	△16人	+93人	△117人

※ 電話相談の時間帯が変更となっている。

- ・平成29年度まで 毎週火曜・金曜 10時～15時
- ・平成30年度から 毎週火曜 10時～19時、毎週土曜 10時～15時

平成30年度からの相談時間帯の変更は、仕事をしている方でも相談がしやすい体制の確保を目的としていたが、上記のとおり、実際には、相談件数は前年比△117件（△34%）と減少している。

相談件数の減少要因について、県では「相談の内容からして、家族が在宅している休日や夜間よりも、平日の昼間に一人で落ち着いて相談したいというニーズのほうが強かった可能性がある」とみているが、利用者アンケート等を行っていないため、詳細な分析はできていない。また、「相談内容が以前より深刻化しており、1件当たりの相談時間が長くなっている影響で、相談件数は減少している可能性もある」とみているが、これもデータを蓄積はしているが分析が十分に行われていない。

本事業をより効果的に実施するためには、まずは、利用者ニーズの把握・分析と、それに沿った活動指標の設定が必要である。本事業に関しては、今後、委託事業とすることも検討中とのことである。委託化に際しては、「事業評価につなげるためには、どのような情報が必要か」という観点で十分検討し、当該情報の収集についても、委託の要領の中に盛り込む必要があると考える。

## ② 不妊・不育専門相談センターの面接相談事業について

本事業における年度別の面接相談件数の推移は、以下のとおりである。

(単位：枠)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
不妊	17	18	14	20	14
不育	2	3	4	10	4
計	19	21	18	30	18

面接相談実施日は、原則として隔週土曜日（平成 29 年度以前は隔週金曜日）の月 2 回であり、1日あたり 4 枠ずつとしている。そのため、本事業において、年間を通じて 96 枠（1日 4 枠×月 2 回×12 ヶ月）の面接相談が行える環境を整備している。

しかし、平成 30 年度において面接相談を実施したのは 18 枠であり、残りの 78 枠は面談がなかった。その理由は、以下のとおりである。

ア 面接相談を担当する医師の日程調整がつかなかった。(26 枠)

イ 面接相談の予約がなかった。(52 枠)

### <アについて>

面談を担当する医師の日程調整がつかない 1 つの要因として、以下のとおり、医師の負担が大きいことがあげられる。

- ・医師の日程を長期間拘束するにもかかわらず、報酬が約束されない  
 県内の指定医療機関等に、面接相談を担当する医師の協力要請をしており、毎年3月に翌年度分の日程調整を行っているが、面接相談1週間前までに予約がなければ、その時点で医師に連絡して面接相談をキャンセルすることになる。この場合、面接相談は行われていないため、医師への報酬は支払われないことになる。
- ・面接相談の実施場所は、常に、静岡市の貸会議室である  
 県西部や東部の医師にとっては、面接場所である静岡市の貸会議室への移動時間がかかる。平成30年度においては、相談者及び担当医師が共に県西部または東部に居住しているにもかかわらず、予め予約している会場が静岡市内のため、同会場で面談を行ったのが2枠あった。

#### <イについて>

面接相談希望者は1週間前までに電話予約することが必要であり、県はホームページに面談予約カレンダーを掲示し、予約の可否を周知している。県担当者に確認したところ、ホームページの更新頻度は月1回程度とのことであるが、今回、2019年7月24日にホームページの面談予約カレンダーを確認したところ、7月13日と7月27日の予約の可否が表示されているのみで、それ以降の日程及び予約の可否が不明、という状態であった。

ア及びイの現状を踏まえると、本事業の運営は、利用率の向上、医師の負担軽減、サービスへのアクセスの公平性・容易性の向上といった面で改善が必要である。従来と比較して不妊治療が一般的になる中で、本事業の役割期待を踏まえ、事業の在り方・必要性の観点から、見直しを必要があると考えられる。担当課においては、既に利用者アンケート等を通じて需要調査をしており、事業の見直しに着手しているとのことであるが、上記の点に留意して改善されたい。

#### ③ 一般不妊治療費助成・不育症治療費助成 事務調査について

本事業では、一般不妊症・不育症の治療を行う夫婦に対する補助制度がある市町に対し、その補助額の一部を県が支給している。具体的には、県は市町から不妊症・不育症の補助実績報告が提出されたあと、治療費の2/10を補助している。その際は、県は、実績報告の適切性を確認するため、各市町に対して「静岡県単独福祉医療費助成事業市町事務調査」を行っている。

平成 30 年度の事務調査結果を閲覧したところ、この年に補助制度の一部が変更になったこともあり、いくつかの市町に対して改善指導・助言事項があった。

県内市町への事務調査は、3年周期で行っているため、全ての市町に指導が行き届くまでにはタイムラグがある。市町の誤りを防止する観点から、県は以下のようなサポートも実施することが望ましいと考える。

- ・定期的に、改善指導や助言事項のうち「よくある誤り」を県内市町に発信して共有する
- ・制度変更の際に、県内市町に対して注意喚起を強化する

## B-24 乳幼児検査・健診事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	昭和 52 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	放置すると心身や知能に障害をもたらす先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）の早期発見・早期治療により、乳幼児の心身の健康を確保する。		
事業の必要性	早期に発見されれば確実な治療効果が見込める先天性代謝異常症やクレチン症等の早期発見、早期治療を促し、死亡や障害の予防を図る必要がある。		
事業対象	生後 5～7 日の新生児		
実施方法	公益財団法人静岡県予防医学協会、NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会へ業務委託		
実施主体	県（公益財団法人静岡県予防医学協会、NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会）		
事業内容	<p><b>【検査対象疾患】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性代謝異常（19 種）  <u>フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、シトルリン血症 1 型、アルギニノコハク酸尿症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、イソ吉草酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、ヒドロキシメチルグルタル酸血症、複合カルボキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症 1 型、中鎖アシル CoA 脱水素酵素（MCAD）欠損症、極長鎖アシル CoA 脱水素酵素（VLCAD）欠損症、三頭酵素／長鎖 3-ヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素（TFP/LCHAD）欠損症、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-1（CPT1）欠損症、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-2（CPT2）欠損症、全身性カルニチン欠乏症、ガラクトース血症</u>            ※下線部がタンデムマス法による検査</li> <li>・先天性副腎過形成症</li> <li>・先天性甲状腺機能低下症</li> </ul>		

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児検査・健診事業	52	49	47
合計	52	49	47

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
乳幼児検査・健診事業	—	—	47	100%	—	—	47
合計	—	—	47	100%	—	—	47

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
乳幼児検査・健診事業	—	—	47	100%	—	—	47
合計	—	—	47	100%	—	—	47

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

## ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
乳幼児検査・健診事業	随意契約	(公財) 静岡県予防医学協会	47
		NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会	0
合計			47

### < 随意契約の理由 >

#### ・公益財団法人静岡県予防医学協会（検査）

先天性代謝異常等検査は、特殊な検査方法であり、専門的な分析を要する。現在、この検査の技術を持つ人員や器材を完備し、県下全域から極めて多くの検体を集め検査しているのは、公益財団法人静岡県予防医学協会のみである。

#### ・NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会（精度管理）

先天性代謝異常等検査は、対象疾患患児の発見漏れ及び過剰診断等を防ぐため、検査の正確度の維持・向上が極めて重要であり、検査機関の検査精度の保証及び判定基準の標準化など、適切なスクリーニング体制を構築することが必要である。NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会は、精度管理業務の実施能力を備え、かつ全国的なコンサルテーション体制を有している唯一の機関である。

## (4) 事業の活動と成果

### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
乳幼児検査・健診事業	検査者数	15,749人	15,128人	14,411人	なし

### < 活動指標の目標がない理由 >

検査者数は、県内医療機関での出生者数等により増減するため、検査者数の増加又は減少のいずれかが望ましいとも言えないため、目標設定が困難である。

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
乳幼児検査・健診事業	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数	54.2人	47.8人	48.5人	45人以下

## 2 監査結果

### (1) 指摘

該当なし

### (2) 意見

#### ① 契約単価の適切性の検証について

本事業では、代謝異常等の疾患を発見するために、新生児に対して血液検査を行っている。本事業は昭和52年に開始し、昭和57年に先天性甲状腺機能低下症の検査が加わって以降は、公益財団法人静岡県予防医学協会（以下、予防医学協会）に継続して検査を委託している。委託は随意契約となっているが、予防医学協会が「タンデムマス法により21疾患すべての検査ができる県内唯一の検査機関」のためである。

契約に際しては、予防医学協会から見積書入手し、県が設定した予定価格を上回っていないなければ契約成立となる。平成30年度分においては、見積書・予定価格表共に単価は3,170円であった。なお、過去5年間の予定価格と契約単価を比較すると、以下のとおりである。なお、その間、対象疾患数は、平成26年度では19であったのに対し、平成28年に20、平成30年に21に増えている。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
契約単価	3,100円	3,100円	3,170円	3,170円	3,170円
予定価格	3,100円	3,100円	3,170円	3,170円	3,170円

今回の監査にあたり、他県及び政令市の同事業の実施状況についてのヒアリングを依頼した。結果、以下の情報が得られた。

- ・ 契約方法は、随意契約のところは 2/3 程度を占めるが、一般競争入札、指名競争入札の結果契約している自治体もある。
- ・ 21 以上の疾患を対象として実施している自治体の中では、静岡県単価は比較的高めであった。
- ・ 県外の事業者へ委託しているケースもある（競争入札等の結果、県外事業者になった場合と、県内に実施可能な事業者がない場合の両者が含まれると考える）。

本事業は、専門的知識や設備が要求されサービスを供給可能な委託先に限られることから、適切な方法で牽制をかけないと、価格が不合理に高くなってしまいうリスクがある。検査内容の詳細が異なる可能性もあるため単純な比較はできないが、積算根拠の詳細なヒアリングの実施や、他の都道府県等との契約単価の定期的な比較等を通じて、委託先の提示した単価が適切であるかを検討する必要があると考える。

## B-25 難病・医療活動事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	昭和 57 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やか学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・育児ができる環境づくり		
事業目的	心臓病児・者とその家族への支援を主な目的として活動している団体に助成し、難病児の福祉向上を図る。		
事業の必要性	「全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部」の活動を促進し、先天性心疾患の理解や心臓病児・者に対する支援を充実させる必要がある。		
事業対象	心臓病児・者とその家族		
実施方法	実施団体への定額補助		
実施主体	全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部運営委員会の開催と活性化</li> <li>・機関紙の作成、発行</li> <li>・難病団体連絡協議会への参加 等</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
難病・医療活動事業費	0	0	0
合計	0	0	0

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
難病・医療活動事業費	—	—	0	100%	—	—	0
合計	—	—	0	100%	—	—	0

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
難病・医療活動事業費	0	100%	—	—	—	—	0
合計	0	100%	—	—	—	—	0

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
難病・医療活動事業費	全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部	0

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
難病・医療活動事業費	先天性心疾患への理解促進事業実施回数	43人	38人	40人	40人
	会員の資質向上事業実施回数	21人	23人	29人	25人

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
難病・医療活動事業費	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数	54.2人	47.8人	48.5人	45人以下

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 補助事業の実績報告の適切性について

本事業では、全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部（以下、「守る会」とする）に対して、「保健衛生活動事業費補助金」の交付を行っている。今回、守る会から提出された実績報告を検証したところ、補助対象事業ではない事業にかかる経費が、補助金の実績報告に記載されていた。

補助対象事業ではない事業にかかる経費は、補助金ではなく守る会の会費から充当されていたため、実質的な問題にはならないと考えるが、補助金の実績報告は補助金の用途の適切性を検証するために作成されるものであるから、実績報告には補助対象事業にかかる経費のみを含めることが適切と考える。

また、守る会へは、この補助金のほかに、「民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金」も支給されている。守る会の活動実績を確認したところ、「保健衛生活動事業費補助金」の対象となる事業と、「民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金」の対象となる事業とが、同一日に行われていることがあった。効率性などの点で合理性があれば、守る会が、複数の事業を一体として行うこと自体には問題はない。しかし、実績報告を確認したところ、複数の事業に係る共通経費（例えば交通費等）の按分方法が明確にはなっていないかった。

「民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金」と「保健衛生活動事業費補助金」とでは、補助対象事業・補助割合等が異なることから、実績報告にあたっては、共通経費が適切に按分されていることが分かるような形式で報告を求めることが、経費の重複計上等を防止・発見するためには適切と考える。

これまで県では、提出された収支決算書・事業報告書等について、上記の観点からの検討は行っていなかった。今後は、守る会に対して、補助金の用途の適切性が確認できるような実績報告資料の提出を求め、検証を行う必要があると考える。

## B-26 「健やか親子 21（第2次）」強化推進事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	昭和 54 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	21 世紀の母子保健の基本ビジョンである「健やか親子 21（第2次）」に関する各施策の推進と意識啓発を図る。		
事業の必要性	医療関係者や母子保健関係者の知識・意識の向上を図ることにより、県内の母子保健事業を推進する必要がある。		
事業対象	医師・歯科医師・母子保健等関係者・未就学児とその保護者等		
実施方法	静岡県医師会・静岡県歯科医師会へ業務委託		
実施主体	県（静岡県医師会・静岡県歯科医師会）		
事業内容	委託先	事業名	内容
	静岡県医師会	「健やか親子 21（第2次）推進連携事業	医療従事者等を対象に意識向上及び普及を目的とした講演会の開催
	静岡県歯科医師会	小児う歯予防指導者養成事業	小児歯科保健指導や幼児の保育に携わる者を対象としたう歯予防指導者講習会の開催
		早分かり保育所（園）・幼稚園歯科マニュアル作成	こどもの成長状況の把握及び病気の早期発見のためマニュアル作成
		静岡 8020 双葉モデル事業	こどもの成長状況の把握及び病気の早期発見のため、歯科衛生士による訪問指導を実施

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健やか親子 21 強化推進事業	3	3	3
合計	3	3	3

(3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
健やか親子21 強化推進事業	—	—	3	100%	—	—	3
合計	—	—	3	100%	—	—	3

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
健やか親子21 強化推進事業	—	—	3	100%	—	—	3
合計	—	—	3	100%	—	—	3

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
健やか親子21強化推進事業	随意契約	(一社) 静岡県医師会	1
		(一社) 静岡県歯科医師会	2
合計			3

<随意契約の理由>

事業の効果的かつ円滑な運営を図るためには、高いレベルの医学知識を基に、県内全域の医療従事者を対象に研修会を企画実施する能力が求められる。現委託先以外に、この要求を満たす機関は県内にはない。

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名 (※)	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
医師会研修会	研修参加者数	109人	81人	69人	80人
歯科医師会 う歯予防指導者養成	研修参加者数	209人	178人	186人	190人
歯科医師会 派遣歯科衛生士研修会	研修参加者数	33人	33人	36人	33人
歯科医師会 母親教室	研修参加者数	2,032人	1,563人	1,399人	1,400人

※ メニュー事業名は「健やか親子 21 強化推進事業」であり、上記は、研修会ごとの活動指標を記載している。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
健やか親子 21 強化推進事業	4 歳以下の乳幼児 10 万人当たりの死 亡数	54.2人	47.8人	48.5人	45人以下

## 2 監査結果

### (1) 指摘

該当なし。

### (2) 意見

#### ① 委託費の適切性の検討について

本事業は、一般社団法人静岡県医師会（以下、県医師会）及び一般社団法人静岡県歯科医師会（以下、県歯科医師会）に委託をし、医師・歯科医師・保護者等に対して研修やマニュアルの作成等を行っている。委託費の金額は、平成 21 年以降一定である。

委託費の積算根拠（様式 4 号の 4）と、両団体からの委託業務費の収支決算書（実績額）を比較すると、以下のとおりである。

【県医師会 「健やか親子 21」 推進連携事業】

(単位：円)

	実績	委託費積算根拠	差額
講師謝金	322,934	600,000	277,066
旅費	109,884	148,080	38,196
会場使用料	279,840	57,200	△ 222,640
印刷代、看板製作費、広告宣伝費等	149,482	252,000	102,518
職員賃金 (ア)	89,160	-	△ 89,160
管理費 (ア)	105,700	-	△ 105,700
合計	1,057,000	1,057,280	280

【県歯科医師会 「う歯予防指導者養成事業」】

(単位：円)

	実績	委託費積算根拠	差額
委員旅費	62,940	63,600	660
講師旅費	102,475	48,600	△ 53,875
講師報償費	328,144	300,000	△ 28,144
通信運搬費等	187,162	128,400	△ 58,762
会場費	27,300	85,800	58,500
食糧費	55,000	-	△ 55,000
委員報償費 (ア)	60,000	-	△ 60,000
合計	823,021	626,400	△ 196,621

【県歯科医師会 「マニュアル作成及び静岡 8020 双葉モデル事業」】

(単位：円)

	実績	委託費積算根拠	差額
歯科衛生士講師料	530,696	700,000	169,304
研修会開催費(イ)	-	150,000	150,000
印刷費	291,600	300,000	8,400
通信運搬費等	75,819	58,000	△ 17,819
委員旅費 (ア)	178,820	-	△ 178,820
委員報償費 (ア)	196,000	-	△ 196,000
合計	1,272,935	1,208,000	△ 64,935

上述のとおり委託費積算根拠と実績額では、内訳金額に差異が生じている。たとえば、差異の要因は以下のとおりである。

- (ア)積算資料では委託費の中に含めていない、医師会・歯科医師会の職員・委員の旅費・報償費や、管理費等が、実績には含まれている。
- (イ)積算資料では衛生士に対する研修会の費用を含めているが、実際には研修会が歯科医師会館で行われたためか、支出実績に相当の費用がない。

本事業はいずれも随意契約であり、競争原理が働かないことを考えると、実績に照らして委託費の積算を適切に行わないと、委託費が過大になる恐れがある。

毎年、実績報告の内容を把握し、委託の趣旨に沿った支出がなされているか検討するとともに、翌年の委託費の積算の見直しに反映させるべきであると考えます。

## ② 研修会の内容の検討について

本事業では、医師・歯科衛生士等の専門家に対する研修会の委託を行っており、活動指標は研修参加人数となっている。

直近年度の研修参加者の推移は、以下のとおりである。

			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
県医師会委託分		回数	2	2	2
		人数	109	81	69
県歯科医師 会委託分	う歯予防 指導者養成	回数	4	4	4
		人数	209	178	238
	派遣歯科衛 生士研修会	回数	3	3	3
		人数	33	33	36
	母親教室	回数	42	42	42
		人数	2,032	1,563	1,399

各研修会の研修参加人数は、年によってばらつきが見られる。そのうち、母親教室の研修参加人数（参加保護者数）が減少傾向にあるが、より低年齢からの予防指導の機会を増やすために、子育て支援センターでの実施を開始したことから、それまでの幼稚園・保育園での開催に比べて、1回当たりの参加者数が減っていることが要因とのことである。それ以外の研修会の参加人数については、テーマ・開催日等により増減があるとのことである。

本事業の実施要項では、研修内容については、「静岡県と協議のうえ、事業計画を立案する（県医師会委託分）」、「保健所と協議のうえ、市町の協力を得て立案する（県歯科医師会委託分、う歯予防指導者養成事業）」と規定されているが、実質的には、委託先に任せているとのことである。そのため、県では、研修の内容・実施時期等が適切であったか、ニーズに応じたものになっていたかどうかなどの検証は行っていない。

本事業の活動指標は研修参加者数であり、その目標を達成するには受託者との連携を深めることが重要であると考え。例えば、研修参加人数の目標を共有し、それを達成するための方策についてのコミュニケーションを強化するとともに、実績報告書に研修内容の選定理由を記載して内容を振り返るとともに、次に活かしていくことなどが必要であると考え。

## B-27 小児救急電話相談事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部医療健康局地域医療課		
事業開始	平成 18 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	急に具合が悪くなった子どもにどう処置したらよいのかを電話で相談する事業を実施できる体制を整備する。		
事業の必要性	子どもの病気時の対処方法を知るツールとして定着しており、廃止した場合は県民サービスが大きく低下することとなり、かつ、軽症小児患者の夜間受診の増加が想定されることから継続が不可欠である。		
事業対象	県民		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
事業内容	夜間等の子どもの急病時の対処方法等について、看護師や医師がアドバイスをを行う相談電話（「静岡子ども救急電話相談」）を設置する。		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小児救急電話相談事業	66	65	71
合計	66	65	71

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

（単位：百万円）

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
小児救急電話相談事業	47	66%	24	33%	—	—	71
合計	47	66%	24	33%	—	—	71

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
小児救急電話相談事業	—	—	66	93%	4	6%	71
合計	—	—	66	93%	4	6%	71

その他は、役務費である。

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
小児救急電話相談事業	随意契約	ティーペック(株)	66

<随意契約の理由>

本事業の性格上、事業の実施には経験やノウハウが必要であることから、本事業を委託する能力を有すると思われる業者をあらかじめ選定した上で企画提案競技を実施している。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

(単位：件)

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
小児救急電話相談事業	相談件数	41,437	41,188	43,480	42,000

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
小児救急電話相談事業	自分が住んでいる まちが子どもを産 み、育てやすいと ころと感じている 人の割合	51.6%	52.3%	55.2%	80.0%

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 委託事業者の選定について

本事業では、厚生労働省が進める、こども救急電話相談（#8000 事業）を静岡県で展開しているものであり、全国同一の短縮番号#8000で、自分の住む都道府県の相談窓口へ転送される仕組みになっている。相談窓口は都道府県ごとに分かれているので、委託事業者との契約もそれぞれの都道府県ごとに行われ、実施時間帯も都道府県によって多少違いがある。

委託事業者には、病気やケガに関する幅広い相談に対応することが求められるため、国は電話医療相談サービスを行っている事業者一覧を通知している。ただし、国からの事業者の通知は事業がスタートした2006年7月以降なく、当時9社あったのが、現在は6社しか事業を行っておらず、静岡県では当該6社に提案競技会の案内を出しているものの、平成29年度以降は、下表のような状況になっている。

	提案競技会の 参加者	最低価格提案 事業者	評価点数が 高い事業者	選定事業者
平成29年度	A社	—	—	A社
平成30年度	A社、B社	A社	B社	B社
令和元年度	A社、B社	A社	A社	A社

平成30年度も令和元年度も、評価点数が高い方が選ばれている

今回の監査で、平成 29 年度以降の選定手続きに関する資料を確認したが、手続的には不備はなかった。しかし、提案競技会に参加する事業者が少ない状況が続いており、担当課には、案内を出しても参加しない 4 業者に対して参加してもらえない理由の確認や、厚生労働省への受託しうる事業者一覧の更新依頼などの努力を求めたい。

## ② 事業の有効性の評価について

本事業は上述のとおり国が進めている事業ではあるが、委託業者の選定など実際の運用は都道府県が行っている。したがって、事業の認知度の調査や、委託業者による対応についての満足度調査を県としても行うべきである。

本事業の認知度や不満については、国が調査を行っているが、都道府県別の調査結果は公表されていないため、静岡県の場合については確認できない状況である。担当課では、子どもの病気やケガについて相談をしている利用者に対して利用時にアンケートに答えてもらえない、また、事後的に利用者が確認できないという理由から、今まで、このような調査を行っていないが、今後は、県としても調査することが望ましいと考える。

なお、実現はしなかったものの、以前の提案競技会の中で 1 社から電話相談の利用者に対するアンケート調査についても提案されている。実施に踏み切らなかった主な理由としては、回答が県に直接来るのではなく、委託業者を通して来ることから回答の網羅性が担保できないということと、他の業者が変わったときに継続して行えなくなる可能性があるということであった。今まで県による調査は一度も行われていないため、利用者の声を確認することは有益と考える。事業者が手間とコストをかけずに、かなりの割合の利用者にアンケートを送ることが可能であるならば、具体的な調査方法や追加で要するコスト等について、事業者と検討を進めることが望ましいと考える。

## B-28 産科医療施設等整備事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部医療健康局地域医療課		
事業開始	平成 29 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	安心して暮らせる医療・福祉の充実		
・政策の柱	安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸		
事業目的	分娩取扱施設の確保		
事業の必要性	分娩取扱医療機関の開設を促すことで、安心して子どもを産むことができる環境を整備できる。		
事業対象	分娩取扱施設の開設者		
実施方法	補助金等		
実施主体	県内分娩取扱施設		
事業内容	身近な地域で安心して子どもを産める場所を確保するため、施設・設備を整備する分娩取扱施設に対し、その費用の一部を助成する。		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
分娩取扱施設 施設・設備整備費助成	—	11	55
合計	—	11	55

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
分娩取扱施設 施設・設備 整備費助成	55	100%	—	—	—	—	55
合計	55	100%	—	—	—	—	55

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
分娩取扱施設 施設・設備 整備費助成	55	100%	—	—	—	—	55
合計	55	100%	—	—	—	—	55

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
分娩取扱施設 施設・設備整備費助成	分娩取扱施設 13件	55

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
分娩取扱施設 施設・設備整備費助成	整備事業実施施設数	—	7	13	なし

<活動指標の目標がない理由>

整備事業実施施設数は、各分娩取扱施設から提出される事業計画数と国からの内示の有無に応じて変動する数値であり、県として増加を促進できる性格のものではないため、令和3年度の目標は設定できない。ただし、要望施設が翌年度に事業を実施できるよう、県として、計画書類の作成等、補助事業者の関係作業の支援を行うため、要望施設数に基づく翌年度の目標を設定している。

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
分娩取扱施設 施設・設備整備費助成	4歳以下の乳幼児 10万人あたり死亡数	—	47人	(※)	36人以下

※ 実績値の根拠となる厚生労働省の統計が公表されていないため、確認することができない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、分娩取扱施設の施設または設備の整備に対し、国が整備費用の半分を助成する制度について、市町を介さず県が、直接、県内の分娩取扱施設に対して申請受付や補助金交付手続き等を行っている。事業の目的は、分娩取扱施設の新設やリニューアルを促進し、身近な地域で安心して子どもを産める環境を整備することである。したがって、本事業の成果としては、本来、県内の分娩取扱施設の整備がどれだけ進んだか、身近な地域の分娩取扱施設をどれだけ維持できたか、という直接的な観点で測るべきである。しかしながら、担当課が掲げる本事業の成果指標は、「4歳以下の乳幼児の10万人当たりの死亡数」というものになっている。4歳以下の乳幼児の死亡数は、分娩取扱施設の施設や設備の整備状況も1つの要因にはなると思われるが、医師や助産師の数や地域の周産期医療体制など、他の要因も強く関連するものであり、本事業の成果が直接的に反映されにくい指標になっている。

なお、本事業は、以下の理由から、単純に本事業の助成制度を利用した施設の数やカバー率を事業の成果指標としてとらえることが難しい。

- ・ 施設によって設備等の更新の必要性の度合いが異なるため、一律に整備の進捗状況を数値化しにくい
- ・ 整備費用に対して国からの補助があるが、半分は施設の自己負担であり、制度を利用するかどうかの判断は施設に委ねられ、担当課の努力で制度の活用を増やすということが馴染まない

- ・ 一定の要件を満たした施設または設備の整備計画を国に申請しても、必ず国から助成が出るとは限らず、その採択結果を見ても、どのような基準で選定されているのかが担当課にはわからないため、担当課の努力を結果に反映させにくい

そこで、直接的な活動結果を指標にしようとする、たとえば、「国の内示を受けた分娩取扱施設の事業をこれだけサポートした」とか「各施設の事業の進捗管理を適切に行った」といったものになってしまい、成果指標というよりは活動指標になってしまうため、成果指標としては適切ではない。

本事業の目的は、身近な地域で安心して子どもを産める環境を整備することであり、具体的には、施設及び設備の整備を支援することで県内の周産期医療を支える分娩取扱施設を維持することである。よって、分娩取扱件数が減少している中でも分娩取扱施設数の減少を抑制することが本事業の成果であるべきである。

分娩取扱施設数を変動させる要因を施設、設備の整備のみに限定することはできないが、以上の考え方から、約 90 ある県内の分娩取扱施設数を指標とし、その施設数が維持されている（大きく減少していない）ことを基準に本事業を評価することが、より適当であると考えられる。

## ② 事業計画の顛末書の取扱いについて

本事業では、分娩取扱施設に対して、施設や設備を整備する際は複数の業者による入札を行うことを求めている。

今回、平成 30 年度に顛末書が提出された案件 5 件について、内容を確認したところ、4 件については、いずれも、調達内容について細かな説明をしなくてよい、手続きが簡便という理由から入札を実施せず懇意にしている業者に頼ってしまった、という説明が記載されていた。

自分たちの状況をよく理解してくれていて、信頼できる業者と契約したいという分娩取扱施設の意向は理解できる。しかしながら、費用の半分について公的資金の補助を受けるのであれば、取引の公正性や客観性を担保するために入札手続きを徹底する必要がある。

その意味で、担当課は、平成 30 年度に 4 件の入札未実施があった点について、入札手続きに関する事前説明と、入札未実施の案件の取扱いについて、次のように取り組むべきである。

- ・内示を受けた施設に対して、入札の必要性に関する説明をより丁寧に行い、事業の進捗状況や手続きの内容の確認をこまめに行うべきである。
- ・入札未実施が発見された場合、施設から顛末書を受領するだけでなく、その入札未実施の事実に対する担当課の判断を顛末書に付記するなり、実施報告書にコメントするなり、明文に残すべきである。

なお、国から助成を受けて整備を行う施設に対して、入札の実施を含め、補助金交付要綱等に基づく適正な手続きを指導するとともに、必要に応じ各施設の進捗管理を行うなど、確実に整備を進めることは、分娩取扱施設数の維持に寄与すると推察されることから、本事業の実施においては重要であると考えます。

## B-29 産科医療確保事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部医療健康局地域医療課		
事業開始	平成 21 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	安心して暮らせる医療・福祉の充実		
・政策の柱	安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸		
事業目的	産科医師等の処遇改善による周産期医療体制の維持		
事業の必要性	本制度の創設により手当を支給する施設は増加しており、産科医等の処遇改善に寄与している。		
事業対象	産科医師、新生児医療担当医師、妊婦等		
実施方法	補助金等		
実施主体	県内分娩取扱施設、県		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過酷な勤務状況にある産科医、助産師及び新生児科医の処遇改善を図るため、医師及び助産師へ支給する手当の一部を助成する。</li> <li>・将来の産科医療を担う医師の育成を支援するため、後期研修医に支給する研修医手当の一部を助成する。</li> <li>・産科医療の現状について県民の理解促進を図るため、ガイドブック等の広報資材の配布、貸出を行っている。</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
産科医確保支援事業	75	72	72
新生児医療担当医確保支援事業	0	0	0
産科医育成支援事業	—	—	—
その他	0	0	1
合計	76	73	74

(3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
産科医確保支援事業	47	66%	24	33%	—	—	72
新生児医療担当医確保支援事業	0	66%	0	33%	—	—	0
産科医育成支援事業	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	66%	0	33%	—	—	1
合計	49	66%	25	33%	—	—	74

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
産科医確保支援事業	72	100%	—	—	—	—	72
新生児医療担当医確保支援事業	0	100%	—	—	—	—	0
産科医育成支援事業	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	1	100%	1
合計	72	98%	—	—	1	1%	74

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
産科医確保支援事業	分娩取扱施設 68件	72
新生児医療担当医確保支援事業	(福)恩賜財団済生会支部 静岡県済生会	0
産科医育成支援事業	実績なし	—
	合計	72

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
全事業メニュー共通	分娩取扱施設	97 施設	97 施設	94 施設	97 施設
産科医確保支援事業	手当支給者数	520 人	530 人	504 人	590 人
	手当支給施設数	69 施設	66 施設	68 施設	78 施設

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
全事業メニュー共通	4歳以下の乳幼児 10万人あたり死亡 数	53 人	47 人	(※1)	36 人
産科医確保支援事業	手当支給施設の 産科・産婦人科 医師数	199 人	224 人	228 人	230 人
	分娩 1,000 件当 たりの分娩取扱医療 機関勤務産婦人科 医師数	7.9 人	9.4 人	(※2)	10 人

※1 実績値の根拠となる厚生労働省の統計が公表されていないため、確認することができない。

※2 実績値の根拠となる他所属による調査が完了していないため、確認することができない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、主には、病院や診療所が産科医や助産師に支給する分娩手当等に対して助成を行うもので、30年度の予算額100百万円のうち97百万円が占め、その他には、妊婦やその家族向けの産科医療に関するガイドブックの作成なども含まれている。

本事業の目的は、産科医や助産師の待遇を改善し、その数を増やすこと（減らさないこと）にあるが、成果指標は以下のとおりであり、ア及びウは、本事業の成果を直接的に測りにくい指標になっている。

ア：4歳児以下の乳幼児10万人当たりの死亡数

イ：手当支給施設の産科・産婦人科医師数

ウ：分娩1,000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数

また、この制度を活用するかどうかを判断するのは、個々の産科医や助産師ではなく、病院や診療所である。その意味では、イの医師数よりも病院や診療所の数の方が、より直接的に本事業の活用状況を示すものである。しかし、制度を活用するかどうかは、あくまでも病院や診療所の判断に委ねられ、担当課の努力が直接反映するものではない。そのため、本事業の目的である、産科医や助産師の待遇を改善し、その数を増やすこと（減らさないこと）に合わせて、イのように、産科医や助産師の数から成果を測ることがより適切と考える。

#### ② 実績報告書の確認について

本事業では病院や診療所が産科医や助産師に支給する分娩手当等に対して助成を行っているが、産科医や助産師に対しては病院から月々の給与に加算されて手当が支給され、助成金は4月から3月までの年度分を病院や診療所が集計した実績報告書に基づき、県から病院や診療所に対して翌年度の5月に交付が行われる流れになっている。

今回、平成 30 年度の実績報告書を通覧したところ、病院や診療所から産科医や助産師に対して集計データどおりに手当が支給されているかどうかを確認するために、給与明細などの基礎資料が添付されていたが、その様式は病院や診療所によってバラバラであった。また、制度を利用する病院や診療所（平成 30 年度の実績で 68）が作成する実績報告書（基礎資料含）は、4 月に県へ提出されるため、県担当者は県庁内部での支払手続きに間に合わせるために、そのチェック作業に追われることになっている。そのため、事前にチェックすべき項目とその結果を見えるようにしておかないと、チェック作業の進捗状況がわかりにくい状況にある。

平成 30 年度分の実績報告書のチェック状況について県担当者にヒアリングしたところ、4 月に異動したばかりの現担当者が 1 人でチェック作業を行い、平成 30 年度分から補助金交付要綱に定める書類の過不足を確認するためのチェックリストを作成し、次回の令和元年度分については、手当支給対象の医師数など基礎資料でチェックすべきポイントなどをまとめたチェックリストを使用していくことを検討しているとの回答があった。チェックリストによって作業を見えるようにすることで、業務の引継ぎをスムーズにするだけでなく、複数人での分担も可能になることから非常に有効な取り組みであると評価できる。さらに、上記のチェックリストは県担当者の個人的なメモレベルのものにとどまっているが、これを担当課内で正式な手続きとして、上席者がチェックリストでのチェックマークを見て、県担当者のチェック状況を確認する、というレベルまで引き上げることを期待する。なお、本事業は平成 21 年度から行われているため、もっと早いタイミングでチェック状況を確認しやすくする取組が実施されているべきであったと考える。

## B-30 東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部医療健康局地域医療課		
事業開始	平成 28 年度	事業終了予定	平成 30 年度
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸		
・政策の柱	医療を支える人材の確保・育成		
事業目的	安心安全な出産と、充実した子育て支援を目的に、分娩及び産前産後のケア等を行う助産師を養成する		
事業の必要性	県東部地区に助産師養成施設がなく助産師が不足していることから、東部市長会の要請を受けて養成課程を設置すべく事業を実施		
事業対象	県立看護専門学校		
実施方法	直接実施（県）、請負		
実施主体	県立看護専門学校、工事請負業者		
事業内容	教育内容等検討、設計、建築工事、設備整備		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	1	11	122
合計	1	11	122

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

（単位：百万円）

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	16	13%	41	33%	65	53%	122
合計	16	13%	41	33%	65	53%	122

その他は、県債である。

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	—	—	—	—	122	100%	122
合計	—	—	—	—	122	100%	122

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	助産師養成数	—	—	—	10人

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	人口10万人当たりの看護職員数	976.8人	—	1,028.4人	1,080人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、助産師を増やすための事業であるにもかかわらず、成果指標は「人口 10 万人当たりの看護職員数」としている。

看護職員には、看護師だけでなく助産師や保健師、准看護師も含まれるが、助産師以外の看護職員の数や人口の変動によって成果指標が変わるため、仮に、本事業で定員である 10 人全員が試験に合格し、助産師として働くことになったとしても、看護師や保健師等がそれ以上に離職してしまえば、今の成果指標では本事業の成果を正しく評価することはできない。

これについて、担当課は、平成 28 年度の都道府県別の人口 10 万人当たり看護職員数について静岡県が 41 位であり、これを引き上げることが県の重要なテーマになっており、助産師も看護職員に含まれるので、本事業の成果もこれにつながる、と主張している。しかし、本事業については、毎年定員の 10 人を全員、着実に助産師に育て上げることこそが成果であるということは明らかなので、それをそのまま成果指標にするべきと考える。また、上記の県の重要なテーマである人口 10 万人当たり看護職員数との関連や他県との比較上、人口 10 万人当たりの数にこだわるのであれば、将来の助産師の需給バランスと専門課程の定員の設定を考えるうえでは、人口 10 万人当たりの助産師数の目標値を人口で割り返して、助産師の目標数を指標としてもよいと考える。

#### ② 設置検討時の中長期的なプランについて

本事業は、東部看護専門学校に助産師養成課程を設置するための事業であり、予定どおり、平成 30 年度中に設置準備が行われ、平成 31 年 4 月から助産師養成課程は開始されている。現時点で本事業は完了し、今後は、東部看護専門学校の運営事業に助産師養成課程の分も含められて継続的に事業が展開されることになる。

今回、東部看護専門学校の助産師養成課程の設置に関する基礎資料を確認したところ、事業の概要をまとめている、いわゆる「行政資料」には、設置の背景として、平成 26 年度末の助産師の需給状態(県東部では不足数 22 人)と県内助産師養成所の定員が示されているだけであった。この資料だけを見る限り、助産師養成課程の定員は 10 人であり、単純に計算すると 2、3 年で不足が解消されてしまうことになるが、県東部の助産師の数を中長期的にどのくらい増やしたいのか、そのために定員は何人にすべきなのか、中長期的に定員の生徒数は確保できる見通しがあるのか、といった重要な検討事項について、説明がされていなかった。

一方、設置準備会の資料には、助産師の不足状況について、人口 10 万人当たりの助産師数が全国平均の 26.7 人に対して、静岡県全体は 25.7 人と全国 30 位であり、さらに県東部地区は 18.8 人、助産師一人当たりの出生数も全国平均の 1.33 倍といったデータが示されていた。県東部の助産師不足が深刻な状況にあること、県内既存の助産師養成施設における卒業者の就業状況が養成施設のある地区に偏り、県東部での就業者数が非常に少ない状況であること、定員についても分娩取り扱い実習施設の確保の面から 10 人が上限になること等が示されている。また、助産師養成所の指定申請資料には、開設後 5 年間の学生の確保の見込も示されており、検討が十分に行われていなかったというわけではないが、検討過程の重要なポイントが複数の資料に点在していて、1 つにまとまっていなかった。

このような設置時点における検討過程をいわゆる「行政文書」のような事業の概要をまとめた資料の中に明確に残しておき、将来の状況が変化した時に見直しをしやすいしておくことが重要である。

そのうえで、今後、助産師の専門課程を維持していくにあたり、「行政文書」と照らし合わせながら、入学志願者の状況、卒業生の実業状況、県東部の助産師の需給状況などの推移をモニタリングしていくべきである。

## B-31 児童虐待防止対策事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成12年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	児童虐待防止対策（予防、早期発見・対応、再発防止等）を図るため		
事業の必要性	増加を続ける児童虐待相談への適切な対応を図るとともに、虐待防止に向けた関係機関の連携強化等を実施するものであり、必要不可欠な事業である。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	弁護士の配置、児童福祉司をサポートする職員の配置等により、児童相談所の体制強化を図る。 また、児童相談所を中心に関係機関のネットワークによる虐待防止援助体制の強化、親子への心理ケアによる絆の再構築に重点を置いた事業等を展開することにより、虐待防止、早期発見・対応、再発防止を図る。		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法的対応機能強化事業	1	2	2
虐待防止、早期発見・対応のための広報啓発	0	0	0
子ども家庭総合支援拠点設置促進・人材育成研修事業	—	—	0
その他	29	29	32
合計	31	33	36

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
法的対応機能強化事業	1	50%	1	50%	—	—	2
虐待防止、早期発見・対応のための広報啓発	0	50%	0	50%	—	—	0
子ども家庭総合支援拠点設置促進・人材育成研修事業	0	50%	0	50%	—	—	0
その他	14	44%	14	44%	3	10%	32
合計	16	45%	16	45%	3	9%	36

その他は、保険料収入である。

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
法的対応機能強化事業	—	—	1	39%	1	60%	2
虐待防止、早期発見・対応のための広報啓発	—	—	—	—	0	100%	0
子ども家庭総合支援拠点設置促進・人材育成研修事業	—	—	—	—	0	100%	0
その他	—	—	—	—	32	100%	32
合計	—	—	1	3%	35	96%	36

その他は、その他報償費・その他需用費・その他旅費等である。

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
法的対応機能強化事業	随意契約	弁護士 6 名	1

< 随意契約の理由 >

児童相談所の業務に関する正しい知識及び児童相談所の法的申立に関する経験を有する弁護士に、委託する必要がある。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
法的対応機能強化事業	弁護士相談の回数	48 回	109 回	86 回	なし
虐待防止、早期発見・対応のための広報啓発	普及啓発活動参加者	—	—	475 人	400 人
子ども家庭総合支援拠点設置促進・人材育成研修事業	子ども家庭総合支援拠点設置市町数	—	4 市町	6 市町	33 市町

< 活動指標の目標がない理由 >

本事業は、児童虐待防止対策（予防、早期発見・対応、再発防止等）を目的としており、弁護士相談の回数の増加又は減少のいずれかが望ましいとはいえないため、目標値を設定していない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
法的対応機能強化事業 他	虐待による死亡児童数	0 人	1 人	0 人	0 人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 市区町村子ども家庭支援拠点の設置に向けて

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭支援拠点）の整備に努めなければならないと規定された。具体的には、令和 4 年度までに、県は拠点の設置促進のための市町への働きかけを行い、市町村は地域のリソースや必要なサービスを有機的に繋いでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努めることになる。

平成 30 年度の設置状況は全 35 市町中 6 市町であり、令和元年度設置状況は 4 市町増えて 10 市町となっている。県及び拠点未設置の市町は、令和 4 年度までに拠点を設置することを目標としているが、拠点の設置に際しては、拠点が施設の設置基準を満たすだけでなく、拠点に児童人口規模に応じた子ども家庭支援員や虐待対応専門員等を配置する必要がある。ここで、拠点未設置の市町においては、各市町村単位で、専門職である子ども家庭支援員や虐待対応専門員等の募集をしているが、一般職と同じ募集方法であり、なかなか採用に結びつかないと考えられる。

現在、令和 4 年度まで間もない時期となってきたため、県においては、市町における専門職の募集をサポートするなど、拠点未設置の市町の問題解決に向けた、具体的な支援を検討する時期が来ていると考える。

#### ② 弁護士が職務を行い得るか否かの確認について

法的対応機能強化事業においては、子どもの安全な身柄保護やその後の継続援助を円滑に行なえるよう、弁護士による司法的な調整や援助を得ることとしている。具体的には、令和元年度より、特別職非常勤職員として弁護士を配置し、主として児童相談所の業務に係る法律相談業務に当たっている。

ここで、担当課は、特別職非常勤職員として弁護士を配置する際に、弁護士法及び弁護士職務基本規程による弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないか、静岡県弁護士会（子どもの権利委員会）に依頼して確認している。

そもそも、弁護士が職務を行い得るか否かの判断は、第一次的には当該弁護士にて行なうものであるため、担当課としては自ら確認するものではないとも考えられる。しかし、当該弁護士の過誤等により、後日になって弁護士が職務を行い得ないと判明することもある。この場合、担当課は、職務を行い得ない場合に該当しない弁護士を他に探して配置しなおす必要がある等、事業の混乱を招く可能性がある。そのため、担当課においても、事業の混乱をできるだけ避けるために、当該弁護士が職務を行い得るか否か、できるだけ確認すべきと考える。

具体的には、現在行っている静岡県弁護士会への確認手続に加え、担当課が、委嘱予定の弁護士から、弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しない旨の文書入手し内容を確認するとともに、委嘱予定の弁護士を法務文書課に連絡して、弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないこと（報告されている事例がないこと）を確認することが考えられる。

## B-32 児童相談所等職員専門研修事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成19年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会作り		
事業目的	子どもたちが安全安心に生活をして健やかに成長するため、子ども達に関わる職員（児童相談所職員、施設職員、市町職員）の資質向上を図る。		
事業の必要性	児童相談所の虐待対応件数が増加するなか、対応困難な事例も多くなっており、それらに対応する職員にはこれまで以上に専門性が求められる。子どもの最善の利益を実現し、安全に生活し健やかに成長するために、職員の継続的な資質向上は不可欠である。		
事業対象	県民		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	<p>児童虐待相談件数が年々増加し、また、児童やその家族が抱える問題の多様化・複雑化などにより、支援が難しいケースが増えている中、児童虐待相談対応や被虐待児等の支援を行う市町職員、児相相談所職員、施設職員に対し専門研修等を実施することで多様な事例に対応する高い専門性を有した人材の計画的な育成を図る。</p> <p>児童福祉法改正（平成29年4月1日施行）において児童虐待対応・支援に従事する職員の「質の向上」として、①要対協調整機関専門職員の研修、②児童福祉司任用前講習、③児童福祉司任用後研修、④指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）研修の実施が都道府県の義務となったため、政令市と合同で実施する。</p>		

(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童相談所等職員専門 研修事業	5	6	5
合計	5	6	5

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
児童相談所等職員専門研修事業	2	44%	3	55%	—	—	5
合計	2	44%	3	55%	—	—	5

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
児童相談所等職員専門研修事業	—	—	0	15%	5	84%	5
合計	—	—	0	15%	5	84%	5

その他は、普通旅費・その他報償費・使用料等である。

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

## ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
児童福祉司スーパーバイザー研修	随意契約	(福)横浜博萌会	0
児童相談所長研修	随意契約	(福)横浜博萌会	0
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	随意契約	静岡県児童養護施設協議会	0
合計			0

### <随意契約の理由>

- ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童相談所長研修  
児童福祉司スーパーバイザー、児童相談所長を対象とした研修を実施しているのは、(福)横浜博萌会以外にない。
- ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業  
施設職員の資質向上のため、適切な研修を選択して受講させる派遣業務を効果的に実施できるのは、最も多くの施設が参加している静岡県児童養護施設協議会以外には考えられない。

## (4) 事業の活動と成果

### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
児童相談所等職員専門研修	研修受講者数	1,849人	1,527人	1,820人	1,900人

### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
児童相談所等職員専門研修	虐待による死亡児童の数	0人	1人	0人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 予算の未執行について

少子高齢化、家族形態の変化など家庭を取り巻く環境の急速な変化の中で、こどもに関する虐待、いじめ、不登校、引きこもり、自殺、家庭内暴力、少年犯罪等の問題が年々増加しており、また、障害のある方々への支援についても、障害者自立支援法の施行に伴い新たな支援施策への取り組みが求められている。このように、社会全体として対人援助業務に対するニーズが高まるとともに、その内容が高度・複雑化している中、対人援助業務に携わる職員は、今まで以上に高い専門性や技術が求められている。県においては、「児童相談所等職員専門研修実施要綱」を定め、研修に係る基本方針及び基本計画に基づいた研修の推進を図っている。

直近3年度の「児童相談所等職員専門研修執行額比較表」を閲覧したところ、予算の未執行率は以下のとおりであった。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
賀茂児童相談所	37%	18%	33%
東部児童相談所	25%	27%	7%
富士児童相談所	42%	20%	21%
中央児童相談所	17%	△8%	△22%
西部児童相談所	15%	△3%	28%
吉原林間学園	25%	2%	23%
三方原学園	△1%	17%	6%
女性相談センター	△0%	△36%	25%
発達障害者支援センター	△19%	△23%	0%
磐田学園	3%	△36%	—
浜松学園	24%	△22%	14%
こども家庭	※	—	—

- ・ 予算の未執行率 = (当初予算 - 最終実績) ÷ 当初予算 で計算
- ・ 予算の未執行率がマイナスの場合は、当初予算 < 最終実績を示す
- ・ 表内の※は、当初予算なし、最終実績あり

予算の未執行率が20%を超える相談所等が散見される。これは、主として、計画された研修の未受講によるものであるが、未受講の理由としては、以下があげられる。

- ・業務の都合上、研修に参加できなかった
- ・申込予定の研修が、申込時点で定員オーバーであり、研修に参加できなかった
- ・体調不良等により、研修に参加できなかった
- ・申込予定の研修の、受講申込期限がわかっていなかったため、申込できず、研修に参加できなかった
- ・誰が受講申込手続きを行うのか、所属内ではっきりしておらず、申込できず、研修に参加できなかった

「児童相談所等職員専門研修実施要綱」を定め、研修に係る基本方針及び基本計画に基づいた研修の推進を図る趣旨からすると、研修の未受講は、職員の専門性や技術を磨く機会を奪い、職員の質の向上を阻害することになる。そのため、予算の未執行率が高い状況は望ましい姿ではないと考える。

研修の未受講によって、予算の未執行率が高くなるのであれば、できるだけ、未受講とならないようにすべきである。研修受講予定者だけでは対応できないのであれば、相談所等全体で、未受講防止に向けた取組みを行うべきである。また、現状、未受講理由を記録、集計していないため、未受講理由の傾向がわからない。未受講理由を記録・集計し、未受講防止に向けた取組みに活かすべきと考える。

一方、保守的に予算を多めにとっているため、予算の未執行率が高くなるのであれば、限られた予算を計画以上に確保して他相談所等の研修機会を奪うことになることから、予算設計を見直すべきである。

## B-33 DV相談体制強化事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成13年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	DV被害者からの相談体制を強化するため DV防止施策推進のため		
事業の必要性	休日・夜間を問わず、相談を受けられる体制の確保や、 DV被害者等の保護など適時適切な対応やその自立に向けた支援は、DVのない社会づくりとDV被害者の自立に欠くことができない。		
事業対象	DV被害者、要保護女子		
実施方法	直接実施		
実施主体	県		
事業内容	女性相談センターの休日・夜間相談対応（電話相談員配置）、女性相談員等を対象とした専門研修実施 等		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
女性相談センター休日・夜間相談体制強化事業	6	6	6
DV被害者保護支援ネットワーク設置事業	0	0	0
女性相談員等専門研修事業	0	0	0
その他	0	0	0
合計	6	7	6

(3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
女性相談センター 休日・夜間相談 体制強化事業	1	18%	4	70%	0	11%	6
DV被害者保護 支援ネットワーク 設置事業	0	50%	0	50%	—	—	0
女性相談員等 専門研修事業	0	50%	0	50%	—	—	0
その他	0	50%	0	50%	—	—	0
合計	1	21%	4	68%	0	10%	6

その他は、諸収入である。

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
女性相談センター休日・夜間相談体制強化事業	—	—	—	—	6	100%	6
DV被害者保護支援ネットワーク設置事業	—	—	—	—	0	100%	0
女性相談員等専門研修事業	—	—	—	—	0	100%	0
その他	—	—	—	—	0	100%	0
合計	—	—	—	—	6	100%	6

その他は、非常勤報酬・社会保険料・その他旅費等である。

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度
女性相談センター休日・夜間相談体制強化事業 ほか	なし				

<活動指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第四次静岡県DV防止基本計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
女性相談センター休日・夜間 相談体制強化事業 ほか	なし				

<成果指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第四次静岡県DV防止基本計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 成果指標及び活動指標の設定について

DV相談体制強化事業は、「売春防止法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいて実施している。実施すべき業務内容や職員配置の最低基準は国により示されているものの、具体的な実施方法や体制等については、県の判断に委ねられている。

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。また同様に活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業がDVの未然防止や早期支援によるDV被害者の減少を目的としていることから、過去1年間にDVを受けたことがある人の割合とするのが適当と考える。活動指標としては、事業内容がDV相談体制の強化であることから、DV相談受付件数が適当と考える。しかし、DV相談受付件数の増加又は減少のいずれが望ましいとも言えないため、目標値の設定が困難であるが、具体的な実施方法や体制等が変わらない条件下では、目標値は前年実績や過年度実績平均を目安にせざるを得ないと考えられる。

## ② DV相談ダイヤルの受付時間について

都道府県ごとにDV相談ダイヤルの受付時間は異なるが、静岡県においては、事業開始年度である平成18年度以降、受付時間は午前9時から午後8時となっている。平成30年度におけるDV相談受付数は、以下のとおりである。

時間帯	相談受付件数	比率
昼間（09：00～17：00）	862件	55%
夜間（17：00～20：00）	455件	29%
業務時間外（20：00～翌09：00）	235件	15%
合計	1,552件	100%

平成30年度のDV相談受付数の実績を見ると、業務時間外のDV相談受付数が、全体の10%超を占めている。相談希望者が業務時間外に電話が繋がらない場合、業務時間内に電話を掛けなおしていることも考えられ、業務時間外のDV相談受付数の全件が、相談できなかった受付数にはならないが、電話を掛けた相談希望者全てに対応できているかわからない状況である。

理想としては、DV相談ダイヤルの受付時間は24時間対応であり、県は、過去、時間外のみ外部委託することで、業務時間外で相談できない受付数をなくそうとしたが、予算の都合上、断念している。資金的制約から、24時間対応は難しいかもしれないが、DV相談ダイヤルの受付時間を少し延長すれば、お金をあまりかけずに、業務時間外のDV相談受付数が減るかもしれない。

しかし、現状、県はDV相談ダイヤルの受付があった際、昼間・夜間・時間外の3区分で受付数をおさえているが、時間帯別の受付数をおさえていない。これでは、実績に応じた受付時間の見直しが行いづらく、受付時間帯も含めて記録すべきである。

## B-34 民間シェルター活用促進事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 15 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	DV被害者等の状況に応じ、一時保護所での保護ができない場合に一時保護委託するため		
事業の必要性	一時保護所の空室がない場合や、夜間で移送が困難な場合、中学生以上の男児を同伴する場合等に、一時保護委託を行うことは、要保護女子の安全確保のために欠くことができない。		
事業対象	DV被害者、要保護女子及びその同伴家族		
実施方法	補助、委託		
実施主体	民間シェルター等運営事業者		
事業内容	DV被害者以外の要保護女子の一時保護委託、民間シェルターの開設や運営に係る経費に対する助成 等		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民間シェルター設置促進事業	2	2	1
DV以外一時保護委託事業	0	0	0
合計	2	3	2

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
民間シェルター 設置促進事業	—	—	1	100%	—	—	1
DV以外一時 保護委託事業	—	—	0	100%	—	—	0
合計	—	—	2	100%	—	—	2

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
民間シェルター 設置促進事業	1	100%	—	—	—	—	1
DV以外一時 保護委託事業	—	—	0	100%	—	—	0
合計	2	67%	0	32%	—	—	2

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
民間シェルター設置促進事業	民間シェルター3か所	1

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
DV以外一時保護委託事業	随意契約	(福)浜松母子福祉苑	0
		DVサポートネット静岡 代表 横井美由紀	0
		コアラの会 会長 立岩友理子	0
合計			0

< 随意契約の理由 >

予定価格が 100 万円以下であり、少額随意契約に該当するため、入札手続きを省略している。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
民間シェルター設置促進 事業 ほか	なし				

< 活動指標がない理由 >

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第四次静岡県 DV 防止基本計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
民間シェルター設置促進 事業 ほか	なし				

< 成果指標がない理由 >

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第四次静岡県 DV 防止基本計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業は、DV被害者等の状況に応じ、一時保護所での保護が適当でない場合に一時保護委託するために実施している。

本事業は任意事業であり、その存廃は県の判断による。しかし、本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。また同様に活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業がDV被害者等の状況に応じ、一時保護所での保護が適当でない場合に一時保護委託することを目的としていることから、一時保護委託が適当と判断された場合のうち、一時保護委託を実施できた割合とすることが適当と考える。活動指標としては、事業内容がシェルター数確保のための運営費等の助成等であることから、民間シェルターの維持数とするのが適当と考える。

## B-35 里親養育援助事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成16年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	里親制度の普及促進及び里親支援の拡充により里親等委託の推進を図り、社会的養護における「家庭と同様の養育環境」を保障することにより、すべての児童の心身ともに健やかな成長と、将来の安定した自立を図る。		
事業の必要性	子どもの健全な発育のためには、できるだけ家庭的な環境での養育が求められているため、里親の存在は不可欠であり、里親委託推進のためには、支援の充実と社会への制度周知が必要である。		
事業対象	里親・里親希望者・要保護児童		
実施方法	直接実施、業務委託		
実施主体	県、児童家庭支援センター		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度等普及促進事業（里親制度周知広報事業、里親研修事業）：里親月間等における広報啓発、里親登録前の法定研修</li> <li>・里親委託推進等事業（里親委託支援事業、里親養育援助事業）：里親等依託調整員の配置、里親サロンの開催</li> <li>・里親支援機関指定事業（里親訪問等支援事業、里親力向上事業）：里親相談支援員・心理訪問支援員の配置、未委託里親の養育力向上研修</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
里親制度等普及促進事業	1	1	1
里親委託推進等事業	11	3	3
里親支援機関指定事業	—	31	35
合計	12	35	40

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
里親制度等普及促進事業	0	50%	0	50%	—	—	1
里親委託推進等事業	1	45%	1	45%	0	9%	3
里親支援機関指定事業	17	50%	17	50%	—	—	35
合計	19	49%	19	49%	0	0%	40

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
里親制度等普及促進事業	—	—	0	27%	1	72%	1
里親委託推進等事業	—	—	—	—	3	100%	3
里親支援機関指定事業	—	—	35	100%	—	—	35
合計	—	—	35	89%	4	10%	40

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

## ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
里親制度等普及促進事業	随意契約	川奈臨海学園、(福) 静岡恵明学園児童部、(福) 芙蓉会、(福) 誠信会、(福) 春風寮、(福) デンマーク牧場福祉会	0
里親支援機関指定事業	随意契約	(福) 春風寮、(福) 静岡恵明学園、(福) 誠信会	35
合計			35

### < 随意契約の理由 >

里親等への相談・支援に関するノウハウを有しており、本事業を適切に実施できる機関は、児童家庭支援センター（児童養護施設）以外には考えられない。

## (4) 事業の活動と成果

### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
(全事業共通)	里親登録者数	293人	285人	306人	350人

### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
(全事業共通)	虐待による死亡 児童数	0人	1人	0人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

里親制度の普及促進及び里親支援の拡充により里親等委託の推進を図り、社会的養護における「家庭と同様の養育環境」を保障することにより、すべての児童の心身ともに健やかな成長と、将来の安定した自立を図る本事業において、子どもの人権が尊重され、虐待のない、子どもが健全に育成される社会の実現のため、最も重要なものであり、欠かすことができないものであることから、成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。

たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定したいと考える。

成果指標としては、本事業が里親制度の普及促進及び里親支援の拡充により里親等委託の推進を図り、すべての児童の心身ともに健やかな成長と、将来の安定した自立を図ることを目的としていることから、たとえば里親委託率や、活動可能な里親の稼働率（委託や一時保護委託等による活動を行った里親数/活動可能里親数）等がより適当と考える。

#### ② 活動指標の設定について

子どもの健全な発育のためには、できるだけ家庭的な環境での養育が求められているため、里親の存在は不可欠であり、里親委託推進のためには、支援の充実と社会への制度周知が必要であることから、本事業では「里親制度等普及促進事業」、「里親委託推進等事業」、「里親支援機関指定事業」を実施しており、活動指標として「里親登録者数」を設定している。これは、里親制度の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め、里親を開拓することが重要であり、国の方針においても、第一に「里親制度等普及促進・リクルート」が掲げられているためである。

たしかに、児童と受入れ候補里親双方のマッチング状況により委託可否が決まることから、広くマッチングを行うためには、受け皿としての里親登録者数を増やしていくことは重要であるが、増加した里親登録者への里親委託が推進されずに「未委託里親」が増加したのでは、本事業の実質的効果が得られないことから、活動指標を「里親登録者数」のみとするのでは不十分と考えられる。

「里親登録者数」だけでなく、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」を活動指標に追加したうえで、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」の目標達成に向けた施策を実施することが本事業の目的に沿ったものとする。なお、その場合でも、児童と受入れ候補里親双方のマッチングをおろそかにしては子どもの健全な発育が図れないことに留意する必要があると考える。

③ 里親登録者数の増加に向けた対応について

本事業は上述のとおり活動指標である「里親登録者数」は増加傾向にあるが、様々な理由により里親を辞退される人もいるため、計画どおりには進捗していない。

里親の年度別認定状況（政令市除く） （単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標値
新規認定里親数	29	18	38	—
辞退里親数	10	26	17	—
年度末認定数	293	285	306	350

このような中、地区ごとに、児童相談所、里親支援機関（児童家庭支援センター）等関係機関との間で、里親登録者数を増やすための広報啓発活動について議論の上、計画を立てているとのことだが、県全体での、「里親登録者数」の目標数値達成に向けた要因分析や対応策の検討は実施していない。

「里親登録者数」を事業の活動指標として設定している以上、県は事業目的を達成するために積極的に関与するのが望ましいと考える。目標達成に向けた要因分析がなされないと、効果的な施策を立案・実施できないおそれがある。また、効果の薄い施策が立案・実施されることで、事業が非効率になり、目標達成率が低調となるおそれがある。

県が主体となって、目標達成に向けた要因分析を実施し、効果的な施策を実施する必要があると考える。その際には、平成 24 年度に実施している静岡県里親制度に関する県民意識調査や、新規認定里親や辞退里親に対するアンケートを実施するなどが考えられる。

④ 収支の算式（委託事業費収支決算書）について

里親支援機関指定事業は、県が児童家庭支援センターを里親支援機関（A型）に指定し、児童相談所の里親支援業務の一部を委託している事業である。

里親支援事業委託契約書では、児童家庭支援センターは、「委託事業が完了したときは、速やかに要領に定める委託事業実績報告書及び委託事業費収支決算書に必要な書類を添付して県に提出し、承認を受けなければならない。(第14条)」とされている。

県は、提出書類の受領後、委託事業が適正になされたかどうかを検証することになるが、今回、「委託事業費収支決算書」を閲覧したところ、予算額と決算額の増減について、プラスマイナスの符号が逆に記載されているものがあつた。「委託事業費収支決算書」の様式第5号では、収入・支出のそれぞれについて、左から「科目」、「予算額」、「決算額」、「増減」、「説明」を記載することとされている。一般的に「増減」は、「決算額」から「予算額」を控除して算定し、これがプラスであれば「決算額」が「予算額」に対して超過していることを、マイナスであれば「決算額」が「予算額」に達していないことを表すものである。

(正)

2 支出 (単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	説明
給料	8,000,000	9,000,000	1,000,000	

(誤)

2 支出 (単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	説明
給料	8,000,000	9,000,000	△1,000,000	

プラスマイナスの符号が逆に記載されたのは、「委託事業費収支決算書」の作成の手引きなどが無い中で、委託先事務職員の認識誤り、委託先及び県の確認不足により発生したと考えられる。形式上の不備がある書類については、その内容の信頼性が低いとの心証を受ける。また、形式上の不備がある書類が県において承認されることにより、委託事業が適正になされたかの県の検証業務が形骸化する可能性がある。その結果、委託事業者に対する牽制が効かなくなるおそれもあると考えられる。

様式のデータファイルに表計算ソフトの算式を組み込んで自動計算・表示する設定にすれば、プラスマイナスの符号が逆に記載されることはなくなると考える。また、提出された書類については、内容だけでなく、形式もきちんと確認し、不備があれば再提出させるといった対応が必要と考える。

## B-36 こどもの自立支援資金貸付事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 28 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	安心して出産・子育てができる環境づくり		
事業目的	児童養護施設等を退所した者の安定的な自立を図るため。		
事業の必要性	児童養護施設等を退所した者の安定的な自立を図ることにより、社会的コストを削減する。		
事業対象	就職や大学等への進学により児童養護施設等を退所した者、又は里親等への委託が解除された者で、安定した生活基盤の確保が困難な者等		
実施方法	補助金等		
実施主体	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職や大学等への進学により児童養護施設等を退所した者、又は里親等への委託が解除された者で、安定した生活基盤の確保が困難な者に対して家賃貸与を行う。</li> <li>・大学等への進学により児童養護施設等を退所した者、又は里親等への委託が解除された者で、安定した生活基盤の確保が困難な者に対して生活費貸与を行う。</li> <li>・児童養護施設等に入所中の児童、又は里親等に委託されている児童に対して、就職に必要な資格取得費用の貸付を行う。</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こどもの自立支援資金 貸付事業費助成	182	7	8
合計	182	7	8

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
こどもの自立支援資金貸付事業費助成	—	—	8	100%	—	—	8
合計	—	—	8	100%	—	—	8

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
こどもの自立支援資金貸付事業費助成	8	100%	—	—	—	—	8
合計	8	100%	—	—	—	—	8

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
こどもの自立支援資金貸付事業費助成	(福)静岡県社会福祉協議会	8

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
こどもの自立支援資金貸付 事業費助成	制度を活用して 就職・進学を達成 した人	5人	5人	5人	なし

##### <活動指標の目標がない理由>

本事業は、貸付を必要とする対象者が利用することを目的としており、利用者数の増加又は減少のいずれかが望ましいとはいえないため、目標値を設定していない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
こどもの自立支援資金貸付 事業費助成	児童養護施設 退所者の自立 達成率	-	-	-	100%

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 制度活用者数の増加に向けた対応について

児童養護施設等を退所した者の安定的な自立を図ることにより、社会的コストを削減するために、自立支援資金を貸付ける本事業においては、活動指標を「制度を活用して就職・進学を達成した人」を設定している。これは、制度の活用により退所児童の自立が促進されることで、事業利用者すべての将来的な自立に寄与することから、利用者数の把握が本事業の進捗の確認方法に適しているためである。

しかしながら、上述のとおり活動指標たる「制度を活用して就職・進学を達成した人」の目標値がない中で、制度活用者数が伸び悩んでいることから、平成 28 年度の当初予算と比べて貸出実績が低調となっている。

事業実施主体である(福)静岡県社会福祉協議会（以下、県社会福祉協議会）が利用に関する手引き等を作成し制度活用の働きかけを実施しているが、県が直接貸付を行う事業ではないため進捗を促す施策を実施していない。

本事業は、県が事業実施主体である県社会福祉協議会に対して補助金（貸付原資、事務費）を交付し、県社会福祉協議会が利用者に対してこどもの自立支援資金を貸付けているが、県社会福祉協議会の収支決算を閲覧したところ、平成 30 年度は貸付金が事務費を下回っていた。

収支決算（予算・決算）の推移

（単位：千円）

	平成 28 年度（※）		平成 29 年度		平成 30 年度	
	貸付金	事務費	貸付金	事務費	貸付金	事務費
予算	179,080	3,000	21,250	3,700	17,750	3,627
決算	2,332	2,282	4,764	3,093	2,666	2,966
乖離	△176,748	△717	△16,485	△606	△15,083	△660

※ 平成 28 年度の貸付金予算には、平成 28 年度から平成 30 年度分の国負担分である国庫支出金 178,200 千円が含まれている。

本事業は、広く利用されることで、より効果的に児童養護施設等を退所した者の安定的な自立を図ることができると考えられるが、今後も、貸付金が事務費を下回る状況が続くのであれば、事業の必要性について疑義が生じることになりかねない。

事業の活動指標として「制度を活用して就職・進学を達成した人」を設定している以上、県として事業の進捗を促す施策を実施すべきであり、実施主体である県社会福祉協議会と協力して、利用促進に向けた効果的な施策を実施する必要があると考える。

また、事務費については、交付要綱に従い年間 300 万円以内であれば必要経費と判断しており、おおむね固定費と考えられるが、平成 30 年度の状況が続くのであれば、事業規模（貸付需要）に沿った規模に見直すことも検討する必要があると考える。

## B-37 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 27 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	<p>児童養護施設等で暮らすこどもの大学等への進学を促進し、大学卒業後の進路選択を増やすことで、将来の安定的な自立を図る。</p> <p>児童にとって精神的な拠り所である施設等での継続的な支援により、本人が望む職業への就職を後押しするほか、離職した場合などの実家的機能を備えることを目的とする。</p>		
事業の必要性	<p>本事業がなければ、20 歳以上の経済的・精神的支援がないことで、学力があるにもかかわらず、大学や専門学校への進学を諦める児童がさらに増える。</p>		
事業対象	児童養護施設、里親、ファミリーホーム等にいる児童		
実施方法	業務委託、補助金等		
実施主体	児童養護施設、里親、ファミリーホーム等		
事業内容	<p>施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の養育を委託し、委託先に、養育のための居住費や生活費、学習費等を支援する。</li> <li>・高校卒業した児童のうち、卒業後に就職や進学をする児童に対し、自立に向けた一時金を支給する。</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業	7	17	29
高校卒業時等就職一時金	—	2	2
合計	7	19	32

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
施設で暮らす こどもの大学等 修学支援事業	4	15%	24	84%	—	—	29
高校卒業時等 就職一時金	—	—	2	100%	—	—	2
合計	4	14%	27	85%	—	—	32

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
施設で暮らす こどもの大学等 修学支援事業	—	—	29	100%	—	—	29
高校卒業時等 就職一時金	—	—	—	—	2	100%	2
合計	—	—	29	92%	2	7	32

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
施設で暮らすこどもの 大学等修学支援事業	随意契約	児童養護施設 10 件	24
		里親 3 件	2
		ファミリーホーム 1 件	2
合計			29

< 随意契約の理由 >

それまで児童を措置していた施設や里親、ファミリーホームに引き続き当該児童の養護を委託するのが当該児童にとって良いと判断した。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
施設で暮らすこどもの大学 等修学支援事業 ほか	児童養護施設等 からの大学等進 学者数	6人	10人	14人	なし

< 活動指標の目標がない理由 >

就職か進学か等の進路選択は、児童本人と保護者、支援機関との間で時間をかけて話し合った結果であり、目標値として定めることが困難である。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 2年度
施設で暮らすこどもの大学 等修学支援事業 ほか	社会的養護の児 童の大学進学率 (県)	48.0%	59.3%	(※)	65.6%

※ 平成30年度の実績は令和元年度中に厚生労働省が調査・集計を行うため、現段階では数値を記載できない。

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 実績報告書の提出時期について

本事業においては、県が施設で暮らすこどもの大学等就学支援事業の実施を、児童養護施設、里親、ファミリーホーム等（以下、実施主体という）に委託し、受託者である実施主体が事業を実施している。

施設で暮らすこどもの大学等就学支援事業委託契約書では、委託期間が、平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日とされており、実施主体は、「委託事業が終了したときは、要領に定める委託事業実績報告書及び委託事業収支精算書に必要な書類を添付して、直ちに県に提出しなければならない。(第 12 条第 1 項)」とされている。県は、「書類の提出を受けたときは、直ちに事業実績がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、実施主体に対して通知する(同条第 2 項)」とされている。

したがって、委託事業実績報告書等は、委託料の額を確定するためだけでなく、事業実績が委託契約内容に適合するものであるか検査するための重要な書類である。

「委託事業実績報告書」等を閲覧したところ、その提出が 5 月以降と委託期間終了から 1 カ月以上経過しているものが散見された。担当課によると、委託事業実績報告書等の提出時期については、4 月中を想定しているとのことであった。

#### 委託事業実績報告書等提出時期（平成 30 年度）

	4 月	5 月	6 月	計
児童養護施設	4 件	1 件	5 件	10 件
里親	3 件	—	—	3 件
ファミリーホーム	1 件	—	—	1 件
計	8 件	1 件	5 件	14 件

委託事業実績報告書等の提出が遅延すると、委託事業が適正になされたかの県の検証業務がそれだけ遅延することになる。その結果、委託事業の実施に問題があった場合の対応が適時になされず、事業の効果が十分に発揮されなくなるおそれがあると考え。そのため、委託事業実績報告書等の提出期限について、委託契約書に明示することで、適時の提出を図るのが望ましいと考える。また、委託事業実績報告書等の提出状況について県において適時に進捗を把握し、未提出の受託者に対しては提出の督促を実施するといった対応をすることで、適時の提出を促すことが望ましいと考える。

## B-38 社会的養護自立支援事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 29 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	里親への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除をされた者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適切な場合について、原則 22 歳に達する日の属する年度末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施し、将来の自立に結びつける。		
事業の必要性	施設退所者等が社会で自立するための支援を実施する。		
事業対象	里親への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除をされた者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適切な場合について、原則 22 歳に達する日の属する年度末日までの者		
実施方法	業務委託		
実施主体	社会福祉法人、民間事業者		
事業内容	継続支援計画の作成、生活相談、就労相談		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
社会的養護自立支援事業	—	11	26
合計	—	11	26

(3) 事業費の財源と支出 <平成30年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
社会的養護自立支援事業	12	47%	13	52%	—	—	26
合計	12	47%	13	52%	—	—	26

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
社会的養護自立支援事業	—	—	26	99%	0	0%	26
合計	—	—	26	99%	0	0%	26

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
社会的養護自立支援事業	随意契約	(株) 東海道シグマ	5
		(福) デンマーク牧場福祉会	5
		(福) 誠信会	6
		(福) 春風寮	6
		(福) 静岡恵明学園	1
		(福) 静岡県社会福祉協議会	1
合計			24

< 随意契約の理由 >

継続支援計画作成業務は、社会的養護を要する対象者の事情を理解し、対象者の自立に向けた支援内容を取りまとめた計画を策定するという特殊な業務であること、生活相談・就労相談は、事業の背景を理解し、対象者個々に応じた支援を行う特殊な業務であることから、価格競争ではなく、企画提案を募り、内容が優れている者を選定した。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
社会的養護自立支援事業	なし				

< 活動指標がない理由 >

対象者ごとに必要な支援内容が異なることや、対象者が不同意の場合には支援が実施できないことから、一律に活動内容を定め、数値目標を設定して評価することは適当ではないと判断した。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
社会的養護自立支援事業	社会的養護児童の18歳到達時進路決定率	100%	100%	100%	100%

2 監査結果

(1) 指摘

なし

## (2) 意見

### ① 活動指標について

本事業は、施設退所者等が社会で自立するための支援を実施しているが、上述のとおり活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、活動指標を設定すべきである。

活動指標としては、本事業は施設退所者等が社会で自立するための各種支援（継続支援計画の作成や生活相談、就労相談等）を実施していることから、支援者の満足度や支援希望対象者に対する支援実施率などが適切と考える。

## B-39 被措置児童等支援事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	昭和 63 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	「安心」の健康福祉の実現		
・政策の柱	安心して子どもを生み育てられる環境整備		
事業目的	家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図る。		
事業の必要性	家庭的な環境下での日常生活体験、児童の処遇向上及び就職支援を目的とした事業（助成）であるため、本事業を廃止した場合、これまでと同様の支援を実施できない。		
事業対象	家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする児童		
実施方法	直接実施		
実施主体	静岡県里親連合会（ショート・ルフラン里親事業）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショート・ルフラン里親事業 里親が、児童福祉施設等の入所児童のうち、家族との交流が困難な児童を週末や夏・冬休みに定期的に家庭に招き、日常生活を体験させる。</li> <li>・児童養護施設入所児童等処遇改善費 児童養護施設又は里親に措置及び一時保護委託された児童を対象として施設又は里親への助成、事業委託を行う。</li> </ul>		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ショート・ルフラン里親事業	1	0	1
児童養護施設入所者等処遇改善事業	4	4	3
合計	5	5	5

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ショート・ルフラン里親事業	—	—	1	100%	—	—	1
児童養護施設入所者等処遇改善事業	—	—	3	100%	—	—	3
合計	—	—	5	100%	—	—	5

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ショート・ルフラン里親事業	—	—	1	100%	—	—	1
児童養護施設入所者等処遇改善事業	—	—	—	—	3	100%	3
合計	—	—	1	24%	3	75%	5

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
ショート・ルフラン里親事業	随意契約	県里親連合会	1

<随意契約の理由>

本事業は、児童福祉施設入所児童の健全育成と退所後の自立を促進することを目的として実施するショート・ルフラン里親事業である。

本県の里親を統括している団体は、本県においては静岡県里親連合会のみであり、この事業を他の団体に委託することはできない。

また、静岡県里親連合会は本事業の目的達成のために静岡県、ショート・ルフラン里親、児童福祉施設等の関係機関との綿密な連携を図っている団体であり、委託先として適当である。

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ショート・ルフラン里親事業	ショート・ルフラン里親委託数	190人	158人	211人	238人
児童養護施設入所者等処遇改善事業	処遇改善実施・利用者数	1,376人	1,429人	1,292人	1,458人

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ショート・ルフラン里親事業	虐待による死亡児童数	0人	1人	0人	0人
児童養護施設入所者等処遇改善事業	虐待による死亡児童数	0人	1人	0人	0人

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、子どもの人権が尊重され、虐待のない、子どもが健全に育成される社会の実現のため、最も重要なものであり、欠かすことができないものとしていることから、成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。

たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。

成果指標としては、本事業が家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図ることを目的としていることから、関係者の満足度、社会的養護児童の18歳到達時進路決定率、自立達成率などがより適当と考える。

② 支弁額の限度額の見直しについて

児童養護施設入所児童等処遇改善事業において、民間児童福祉施設等の運営は、主に措置費によるが、これは施設の最低基準を維持するものであるので、入所児童等の処遇向上を図るため、県が単独で措置費対象外の経費（地域活動等参加費、里子児童費、自立援助費【運転免許取得】）を支弁している。

区分	単価	備考
地域活動等参加費	1人1回のみ 1,500円(限度額)	平成7年度から助成
里子指導費	1人月額 1,700円	昭和58～昭和62年度：1,100円 昭和63～平成2年度：1,200円 平成3年度～：1,700円
自立援助費 【運転免許取得】	1人1回のみ 200千円(限度額)	平成21年度から助成

これら支弁額の設定根拠について、過去資料を確認しても、明確な根拠を示す資料は見当たらないとのことであった。また、支弁額が妥当であるかどうかについても、定期的な見直しがなされていない状況であった。

支弁額の設定根拠が不明確であり、その妥当性についての定期的な見直しもなされていない状況では、仮に支弁額が不足していたとしても改善がなされることはなく、入所児童等の処遇向上が不十分となり、事業の効果が十分に発揮されない結果となる可能性がある。

そのため、支弁額の設定根拠を明確にし、その妥当性については定期的に検証をしていき、設定根拠について状況が変化した場合には支弁額を変更するといった対応が必要と考える。

③ ショート・ルフランの活性策について

ショート・ルフラン里親事業において、児童福祉施設等に入所している児童に、家庭生活を体験させ個別的な処遇の向上を図り、もって児童の健全育成に資するとともに将来の施設退所後の自立を促進することを目的として、里親が、児童福祉施設等の入所児童のうち、家族との交流が困難な児童を週末や夏・冬休みに定期的に家庭に招き、日常生活を体験させる事業である。

上述のとおり活動指標たる「ショート・ルフラン里親委託数」は年度により増減は見受けられるものの、概ね計画通りの水準にある。

しかしながら、ショート・ルフラン里親事業は、生活体験を学ばせる重要な機会であり、「ショート・ルフラン里親委託数」が増加することにより、

児童の健全育成により資することができると考えられることから、利用者数の増加にむけた施策を積極的に実施することが望ましいと考える。

この点、県は児童養護施設との里親委託推進担当委員会や里親連合会理事会において、原因を分析し、利用者数の増加に向けた話し合いを実施しており、多くの意見が出ているものの、今後の具体的な施策までは十分に検討されていない状況にある。

そのため、さらなる利用者数の増加にむけた具体的な施策を実施して、事業の効果を一層高めることが望ましいと考える。そのためには、児童養護施設との里親委託推進担当委員会や里親連合会理事会において、原因を分析し、利用者数の増加に向けた話し合いを実施するだけでは十分ではない。それらの話し合いの結果に基づいて、具体的な施策を立案し、それを実施したあと、結果を検証して次の施策に活かしていくことで、より効果的な事業が運営されると考える。

## B-40 ひとり親家庭就学支援事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 27 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため		
事業の必要性	経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図るために、義務教育就学時の負担軽減は不可欠である。		
事業対象	児童扶養手当受給者であって、小学校に入学する児童を監護する者		
実施方法	補助		
実施主体	市町（政令市を除く）		
事業内容	児童扶養手当受給者であって、小学校に入学する児童を監護する者に対して、ランドセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ひとり親家庭就学支援事業費	4	4	3
合計	4	4	3

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

（単位：百万円）

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ひとり親家庭就学支援事業費	—	—	3	100%	—	—	3
合計	—	—	3	100%	—	—	3

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ひとり親家庭 就学支援事業費	3	100%	—	—	—	—	3
合計	3	100%	—	—	—	—	3

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
ひとり親家庭就学支援 事業費	県内の市町 14 件	3

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
ひとり親家庭就学支援事業費	なし				

<活動指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第三次ひとり親家庭自立促進計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ひとり親家庭就学支援事業費	なし				

### <成果指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第三次ひとり親家庭自立促進計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業は、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ランドセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成している。

本事業は任意事業であり、その存廃は県の判断による。しかし、本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。また同様に活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業がひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的としていることから、支援率（＝利用者数/想定利用者数）、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業は実施市町数の拡充による助成件数の増加が課題であることから、実施市町数や助成件数などが適当と考える。

## ② 市町の意向調査について

本事業の実施主体は政令市以外の各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。しかし、本事業は、経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図るために、義務教育就学時の負担軽減は不可欠としていることから、全市町で実施し、地域における差が出ないことが望ましいと考える。直近の実施市町数の推移は、以下のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施市町数	13	14	14
未実施市町数	20	19	19
市町数(政令市除く)	33	33	33
実施市町数の割合	39%	42%	42%

県では、毎年9月に、次年度当初予算要求における算定基礎資料を作成するために、各市町に実施予定調査票を送付して執行見込額を把握している。実施予定調査票には、実施予定なし・検討中の場合、その理由・状況等が記載されるが、県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。

全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり、公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。なお、事業の趣旨から、同様の事業を市町独自で実施済みの市町は、その要綱などを確認した上で、実施を促進する対象としないなどの対応も考えられる。

## B-41 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 28 年度	事業終了予定	平成 30 年度
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	ひとり親の自立の促進を図るため		
事業の必要性	経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進するためには、安定した就労による自立の実現が不可欠であり、高等職業訓練促進給付金等のほか、入学準備金や就職準備金の支弁が困難なひとり親に対しては、当該貸付金制度が必要である。		
事業対象	高等職業訓練促進給付金利用者		
実施方法	補助及び貸付け		
実施主体	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会		
事業内容	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金や就職準備金の貸付けを実施する団体（静岡県社会福祉協議会）に助成		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業費助成	112	4	4
合計	112	4	4

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業費助成	—	—	4	100%	—	—	4
合計	—	—	4	100%	—	—	4

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業費助成	4	100%	—	—	—	—	4
合計	4	100%	—	—	—	—	4

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業費助成	(福)静岡県社会福祉協議会	4

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

#### (4) 事業の活動と成果

##### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業費助成	なし				

##### <活動指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第三次ひとり親家庭自立促進計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

##### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業費助成	なし				

##### <成果指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第三次ひとり親家庭自立促進計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標及び活動指標について

本事業は、ひとり親の自立の促進を図ることを目的としており、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金や就職準備金の貸付けを実施する団体（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会）に助成している。

本事業は任意事業であり、その存廃は県の判断による。しかし、本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果(アウトカム)」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。また同様に活動指標がないため、事業活動の「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業が経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進することを目的としていることから、自立達成率、返還免除率、貸付けを受けた者の満足度、自分の住んでいるまちが子どもを生子、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業の事業内容から貸付件数などを活動指標に設定すべきと考える。

## B-42 吉原林間学園改築整備事業費

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 27 年度	事業終了予定	令和 2 年度
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	入所児童の処遇及び治療効果の改善		
事業の必要性	昭和 57 年の改築後、37 年余りが経過した吉原林間学園の施設の老朽化、狭隘化を解消し、居室の個室化等により入所児童の生活環境の改善を図るとともに、入所児童や県東部地域の児童に対して、専門的な心理治療を行う児童精神科診療所を新たに設置するため、移転改築事業を実施した。		
事業対象	吉原林間学園		
実施方法	県が工事施工、工事監理、設計等について請負、委託契約を締結		
実施主体	県		
事業内容	園舎の移転・改築		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
吉原林間学園改築整備事業	125	400	1,790
合計	125	400	1,790

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
吉原林間学園改築整備事業	186	10%	98	5%	1,505	84%	1,790
合計	186	10%	98	5%	1,505	84%	1,790

その他は、県債である。

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
吉原林間学園 改築整備事業	—	—	43	2%	1,747	97%	1,790
合計	—	—	43	2%	1,747	97%	1,790

その他は、工事請負費、その他需用費、役務費、備品購入費である。

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
吉原林間学園改築整備事業	随意契約	(株)山下設計	37
		(株)エコアップ	0
	指名競争	(株)小林建築事務所	5
合計			43

<随意契約の理由>

業務内容が、本工事の設計に基づいて適切に施工されるよう、工事監理業務の一部を発注者である県に代わり行うものであり、設計の背景や趣旨、設計内容、現場の状況に精通していることが求められることから、設計者と単独随意契約を締結した。

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
吉原林間学園改築整備事業	なし				

<活動指標がない理由>

園舎の移転改築を目的とした事業であり、数値目標の設定には馴染まないと判断した。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
吉原林間学園改築整備事業	虐待による死亡 児童数	0人	1人	0人	0人

2 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 活動指標の設定について

吉原林間学園改築整備工事は、平成 28 年度に工事開始、平成 30 年度に工事完了の計画であったが、工事の遅延により、平成 31 年度に工事完了となった。工事の遅延理由は、以下のとおりである。

遅延影響	遅延理由
平成 27 年度に遅延 (平成 28 年度へ繰越)	設計業務の仕様、現在地からの移転改築の適否等の検討・調整に日時を要したほか、用地を提供する富士市による地権者との交渉に日時を要したことにより、契約締結時期が年度末となった。
平成 28 年度に遅延 (平成 29 年度へ繰越)	地質調査の結果、支持地盤が溶岩となることが判明したため、基礎構造形式の検討に日時を要し、これに基づいて行う造成設計業務の進捗に遅れを生じた。
平成 29 年度に遅延 (平成 30 年度へ繰越)	溶岩層を支持層とする杭工事の施工に当たり、当初の想定以上に溶岩が硬く、杭打機 2 台で一日 6 本打設する計画としていた杭本数が 3 本程度に限られたことにより、不測の日数を要したことから、年度内に鉄骨建方工事に着手することが困難となった。

平成 30 年度に遅延 (平成 31 年度へ繰越)	東京オリンピックによる鋼材需要の高まりのため、鉄骨建方工事に用いる柱材（BCP 鋼材）の納期が遅延したことにより、建築工事の外足場撤去が 10 月末頃となり、それに伴い、グラウンド整備工事の工期も概ね 3 か月程度の延長となった。
------------------------------	---

工事の遅延は、吉原林間学園の利用開始が遅れ、工事費の拡大に繋がる可能性が高まるため、工事の進捗管理は非常に重要である。担当課へのヒアリングから、工事の進捗管理は、毎週の定例会に加え、月初に月次定例会を開催し、その都度、工事進捗状況を確認していたとのことである。また、吉原林間学園の利用開始は遅れたが、工事費は予算の枠内で収まったとのことである。

ここで、当該事業は、園舎の移転改築を目的とした事業であることから、担当課は数値目標設定には馴染まないと判断し、活動指標を設定していない。しかし、上述したとおり工事の進捗管理の重要性から、活動指標を工事進捗率（目標進捗率に対して実際の進捗率がどうなっているか）に設定して、目標値との比較から当初の計画通りに工事が完了できるよう、関係各所で目を光らせるべきであったと考える。

今回の工事においては、遅延理由を見る限り、やむを得ないものが多いため、活動指標として工事進捗率を設定しても、同じ結果になったかもしれない。しかし、工事に係る事業については、活動指標として各年度の工事進捗率を設定し、目標を明確化したうえで、関係各所で進捗管理していくべきと考える。

## B-43 ふじのくに型学びの心育成支援事業費

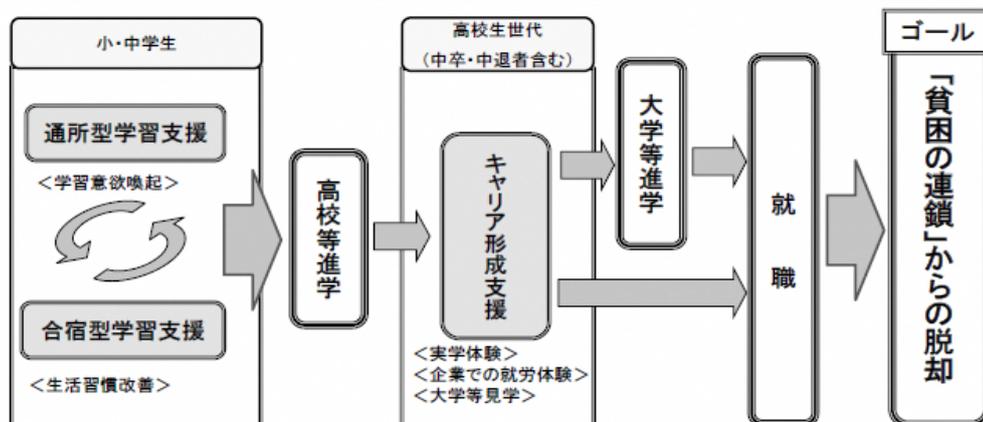
### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課		
事業開始	平成 27 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
・政策の柱	子どもの貧困対策の充実		
事業目的	生活困窮世帯の子どもへの支援をとおり、貧困の連鎖を断ち切り、自立心を促す。		
事業の必要性	生活困窮者自立支援法の支援メニューの一つとして位置づけられている。		
事業対象	生活困窮世帯の子ども、生活保護受給世帯の子ども等(主として未就学児～高校生世代)		
実施方法	学びの場（通所、合宿）の提供 キャリア形成の場（合宿）の提供 健全育成支援員による支援		
実施主体	県		
事業内容	下図のとおり		

#### ふじのくに型学びの心育成支援事業

「貧困の連鎖」の脱却に向けて、困窮世帯の子どもの  
学力向上とキャリア形成支援を実施



(2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ふじのくに型学びの心 育成支援事業	18	20	31
合計	18	20	31

(3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ふじのくに型 学びの心育成 支援事業	15	48%	16	51%	—	—	31
合計	15	48%	16	51%	—	—	31

② 支出

ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ふじのくに型 学びの心育成 支援事業	—	—	24	77%	7	22%	31
合計	—	—	24	77%	7	22%	31

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
該当なし		

## ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
ふじのくに型学びの心 育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約（プロポーザル）</li> <li>・ 随意契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SUNTO-TAGATA スタディ・サポートコ ンソーシアム</li> <li>・ (福)天竜厚生会</li> <li>・ 各町社会福祉協議会</li> </ul>	24

### < 随意契約の理由 >

小規模の町部において、生活困窮の子どもへの参加を促し、アウトリーチ等の参加勧奨を実施するには自立支援機関、町や教育委員会と密接な連携が行える事業者でなければならず、それに該当するのは各町の社会福祉協議会のみである。

## (4) 事業の活動と成果

### ① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 2年度
ふじのくに型学びの心 育成支援事業	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援実施市町数	21市町	28市町	28市町	35市町

### ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 2年度
ふじのくに型学びの心 育成支援事業	なし				

### < 成果指標がない理由 >

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は「学習」だけでなく「居場所」の役割も大きい。また、生活困窮世帯の子どもに不足している様々な社会体験や日常生活の支援を行う必要があり、例えば「学力向上」というような数値的な目標はなじまない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業は、家庭環境等の問題から学習意欲の喚起や生活習慣の改善が必要な子どもや、将来への希望を失っている子どもが存在し、「貧困の連鎖」につながっており、これを断ち切るため、学習の場や意識向上の機会を与える必要があり、子どものいる困窮世帯への個別支援や、学習の場の提供、キャリア形成の場の提供を実施している。

本事業は任意事業であり、その存廃は県の判断による。しかし、本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しは、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業が貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の中高生の自立促進を図るという趣旨からすると、高等学校卒業を一つの目標とすることが適当であり、そのためには、事業参加者のうちの中学3年生の高校進学率（通所・合宿事業）や、事業参加者のうちの高校生の中退防止率（キャリア形成事業）が適当と考える。

#### ② 活動指標の設定について

本事業の実施に当たって、県からの助成はないため、市町は自己財源（国庫補助 1/2）で事業を行うことになる。県としては、成果指標を達成するために、各市町に対して当該事業の実施を働きかけているが、実施の有無は、財源を負担する市町の判断次第である。

本事業の活動指標は学習支援実施市町数としているが、上述のとおり事業実施の有無は市町次第であり、県の目標としては直接的ではなく、県が努力して達成可能な目標を活動指標として設定すべきと考える。

活動指標としては、本事業がより多くの生活困窮世帯の子どもに対し支援を行い、貧困の連鎖から脱却するため、学習・生活支援の場を提供することを目的として、県と市町は協力して対象者の参加を促していることから、事業参加人数を設定することがより適当と考える。

### ③ キャリア形成の場の提供について

本事業の1つとして、平成30年度から、「キャリア形成の場の提供」事業を開始している。事業内容は、郡部に居住する生活困窮世帯の高校生等に対して、困窮に起因する様々な問題を解消し、また、将来の自立に向け、技芸を磨く実学を習得するため、本県の特色ある農林水産業、ものづくり工業、商業等を現場で実際に体験する合宿型（夏季 4泊5日、冬・春季 2泊3日）のキャリア形成支援を行うことである。

平成30年度の合宿の参加人数は20人と想定していたが、実際の参加者数は7人であった。また、平成31年度の合宿の参加人数は10人と想定しているが、参加者数は平成30年度と同程度になる見込みである。

県が当初想定していた参加人数と比べて少ない状況が続いているが、その理由として、次のことがあげられる。

- ・生活困窮世帯の高校生等は、生活費を稼ぐためバイトで忙しく、長期間の合宿に参加することが難しい。
- ・県及び委託先は、郡部に在住の対象者（生活困窮世帯の高校生等）を把握するのが難しく、合宿の案内を出すことが難しい。

上記の参加人数が少ない理由を鑑みると、合宿型である当該メニュー事業においては、対象者が置かれている状況から、改善しづらい内容に起因しており、今後も参加人数増が見込みづらい状況である。

4泊5日等の長期合宿が参加者の参加阻害要因となっていると考えられるため、事業の目的である実学等の体験については、例えば1デイのイベント形式や、1泊2日の短期合宿で対応可能なカリキュラムに変更する必要があると考えられる。

### ④ 入札方法について

本事業の委託方法は、プロポーザルを採用している。これは、プロポーザル参加事業者の独自性を含む、様々な提案を募集することにより、貧困世帯の子どもにとって、より効果的な支援方法を採択するためである。

直近3ヶ年（平成28～30年度）のプロポーザル参加事業者数は、以下のとおりである。

- ・平成28年度 2社
- ・平成29年度 2社
- ・平成30年度 1社

担当課は、参加者数が少ない理由として、事業者からすると、当該事業は合宿（泊まり）を伴うため、医療体制の整備も必要で、事業実施の難易度が高いためと考えられる。

平成 30 年度にプロポーザル参加者数が 2 社から 1 社に減少し、平成 31 年度も同様に 1 社のみであった。これでは、委託方法としてプロポーザルを採用した目的を十分に活かせていないと考える。

そのため、プロポーザルの参加者を増やすための取組みを、今後も継続して実施すべきである。例えば、県外の業者は、県内の宿泊施設を手配する必要があり参入障壁が高いと考えられるが、もっと声をかけてみてはどうか。また、事業の性質上、プロポーザルの参加者を増やすことが難しいと判断するのであれば、事務処理上の便宜や費用対効果から、単独随意契約とすることも検討してはどうだろうか。

## B-44 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	平成 29 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため		
事業の必要性	経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図るために、放課後児童クラブ利用料の軽減は不可欠である。		
事業対象	児童扶養手当受給者		
実施方法	補助		
実施主体	市町（政令市を除く）		
事業内容	児童扶養手当受給者に対して、放課後児童クラブの利用料の一部を助成		

#### (2) 事業費の推移

(単位：百万円)

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	—	10	13
合計	—	10	13

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

(単位：百万円)

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	—	—	13	100%	—	—	13
合計	—	—	13	100%	—	—	13

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	13	100%	—	—	—	—	13
合計	13	100%	—	—	—	—	13

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	県内の 16 市町	13

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の放課後児童クラブ利用料軽減市町数	—	11 市町	17 市町	35 市町

## ② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 3年度
ひとり親家庭放課後児童 クラブ利用支援事業費助成	なし				

### <成果指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第三次ひとり親家庭自立促進計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標の設定について

本事業はひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当受給者に対して、放課後児童クラブの利用料の一部を助成している。

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業が経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図ることを目的としていることから、支援率（＝利用者数/想定利用者数）、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。

#### ② 市町の意向調査について

本事業の実施主体は政令市以外の各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。本事業は、経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図るために、放課後児童クラブ利用料の軽減は不可欠としていることから、全市町で実施し、地域における差が出ないことが望ましいと考える。

直近の実施市町数の推移は、以下のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施市町数	—	11	17
未実施市町数	—	22	16
市町数(政令市除く)	—	33	33
実施市町数の割合	—	33%	51%

※ 平成 29 年度に事業開始であり、平成 28 年度の実績はない。

県では、毎年 9 月に、次年度当初予算要求における算定基礎資料とするために、各市町に実施予定調査票を送付して執行見込額を把握している。実施予定調査票には、実施予定なし・検討中の場合、その理由・状況等が記載されるが、県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。

全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。

## B-45 母子家庭等医療費助成

### 1 事業の概要

#### (1) 概要

担当部局	健康福祉部こども未来局こども家庭課		
事業開始	昭和 55 年度	事業終了予定	—
次期総合計画における位置付け（主たるもの）			
・政策	子どもが健やかに学び育つ社会の形成		
・政策の柱	すべての子どもが大切にされる社会づくり		
事業目的	母子家庭等の経済的負担を軽減するため		
事業の必要性	経済的に不利な状況にある母子家庭等が安心して医療を受けられるために、医療費補助は不可欠である。		
事業対象	母子家庭の母子、父子家庭の父子、両親のいない子ども		
実施方法	補助		
実施主体	市町（政令市を除く）		
事業内容	母子家庭の母子、父子家庭の父子及び両親のいない子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成		

#### (2) 事業費の推移

（単位：百万円）

メニュー事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子家庭等医療費助成	233	224	207
合計	233	224	207

#### (3) 事業費の財源と支出 <平成 30 年度>

##### ① 財源

（単位：百万円）

メニュー事業名	財源						
	国庫支出金		一般財源		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
母子家庭等 医療費助成	—	—	207	100%	—	—	207
合計	—	—	207	100%	—	—	207

② 支出  
ア 内訳

(単位：百万円)

メニュー事業名	支出						
	補助金等		委託料		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
母子家庭等医療費助成	207	100%	—	—	—	—	207
合計	207	100%	—	—	—	—	207

イ 補助金等の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	交付先名称	補助金等
母子家庭等医療費助成	県内の 33 市町	207

ウ 委託料の概要

(単位：百万円)

メニュー事業名	契約方法	委託先	委託料
該当なし			

(4) 事業の活動と成果

① 活動指標

メニュー事業名	活動指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
母子家庭等医療費助成	なし				

<活動指標がない理由>

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第三次ひとり親家庭自立促進計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

② 成果指標

メニュー事業名	成果指標	実績値			目標値
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
母子家庭等医療費助成	なし				

＜成果指標がない理由＞

静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」及び分野別計画（第三次ひとり親家庭自立促進計画）において、本事業により達成すべき目標値が存在しない。

## 2 監査結果

### (1) 指摘

なし

### (2) 意見

#### ① 成果指標及び活動指標の設定について

本事業は、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的として実施している。

本事業は上述のとおり成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。また同様に活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。

成果指標としては、本事業が母子家庭等の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思う人の割合とするのが適当と考える。また、活動指標としては、事業内容が県内の母子家庭等の経済的負担を等しく軽減するため、医療費の自己負担分を補助する市町に助成するものであることから、当該医療費助成制度の導入・維持市町数が適当と考える。

#### ② 情報提供について

母子家庭等医療費助成は、経済的に不利な状況にある母子家庭等の負担軽減を目的としており、助成に当たっては以下の制限がある。

項目	条件
対象者	母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、両親のいない児童（児童の定義：20歳の誕生日の前日までの児童）
対象経費	健康保険法による医療保険自己負担分
所得制限	所得税非課税世帯

当該制限は都道府県ごとに異なるが、静岡県ホームページでは、母子家庭等医療費助成に係る記載は以下のみであり、制限を含めた制度概要の記載がない。

- ・母子家庭等医療費市町助成制度一覧（平成〇年〇月〇日）
- ・母子家庭等医療費市町助成担当課一覧（平成〇年〇月〇日）

県のホームページに制度概要の記載がないのは、母子家庭等に補助する直接の実施主体はあくまで市町であり、県は市町に対してその補助額の1/2を助成するに過ぎないためである。

県内各市町のホームページには、母子家庭等医療費助成の制度概要が記載されているため、県民はそれを見ることで制度概要を理解することができ、実質的な問題はないかもしれない。しかし、制度概要の記載がある他都道府県のホームページもあるため、県のホームページにおいても、県民に対する情報提供の観点から、静岡県の母子家庭等医療費助成の制度概要も記載することが望ましいと考える。

## 第7 結び

今年度の監査のテーマは、「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」であり、県においては新ビジョンに基づく各種の目標達成に向けて、具体的な施策や主な取組が事業化されているが、成果指標や活動指標の設定がない事業が散見され、複数の意見を述べた。

事業の実施内容によっては成果や結果が測定しづらい等から、直接的な成果指標や活動指標の設定が難しいことは理解できる。口で言うほど簡単なことではないであろう。しかし、繰り返しとなるが、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、事業目的を達成するために必要不可欠と考える。

また、「子ども・子育て支援事業」には補助金事業が多く、その事業内容は様々であり、県担当課においては補助対象経費の確認を行っているが、その確認方法等について、複数の意見を述べた。

ヒアリングした限りでは、補助対象経費の確認件数や対象が多く、限られた人員、期間で行われることから、各担当者の頑張り（残業対応等）により業務をこなしていると感じた。単純に人員増加や期間延長による解決が図れればよいが、それが難しいのであれば、現行の確認方法等を継続的に見直していくことが必要であり、働き方改革の取組みと併せて検討することが望ましいと考える。

今回の包括外部監査が、県民にとって身近で、県にとって重要度が高い「子ども・子育て支援事業」の更なる推進に役立てば幸いである。

<監査結果一覧>

A 総論

結果	項目	内容
意見	①成果指標と活動指標について	<p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊶成果指標がない」、「㊷活動指標がない」、「㊸成果指標及び活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㊶㊷については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㊸については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>
	②補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について	<p>県の補助金事業では、それぞれの補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>監査対象事業の補助金事業について、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、「03. ふじのくに少子化突破戦略応援事業費（以下、事業03）」で、県への報告漏れが発見された。事業03は県から市町を通じて民間事業者に補助金を間接交付するケースであり、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していた。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町（及び県）への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

B-01 しずおかふじさんっこ推進事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業では、メニュー事業ごとの活動指標が設定されていないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>そのため、各メニュー事業の活動指標を設定すべきである。また、各メニュー事業は委託に出しているケースが多いため、委託先に対して、仕様書や契約書等で活動指標の目標値を明示し、県と目標を共有することも有益と考える。</p>
	②「ふじさんっこ応援隊の参加状況」の達成にむけて、インターネットモニターアンケートの活用について	<p>本事業の成果指標は「ふじさんっこ応援隊の参加団体数」であり、目標数は2,000団体としている。参加団体数を増やすためには、まず、ふじさんっこ応援隊の存在を知ってもらい、その目的を理解してもらう必要がある。ここで、県は、「子育ては尊い仕事」という理念の浸透に関する意識調査として、インターネットモニターアンケートを実施している。その中に、「知らない」と回答した人は、ふじさんっこ応援隊に参加する可能性は低く、「知らない」を「知っている」にするため、どのような広報方法が適当か、情報収集が重要である。</p> <p>そのため、「知らない」と回答した人に対して、どのような広報方法だと知る機会があるか、確認してはどうだろうか。「知っている」と回答した人とは異なる媒体が選択される可能性があり、今後の広報方法の見直しに繋げていくことができると考える。</p>
	③単独随意契約先からの委託事業費収支計算書の入手について	<p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、事業者が提出した見積額が委託費の積算根拠額以内であれば、見積額が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。</p> <p>現状、メニュー事業の一部については、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていない。これでは、委託費の</p>

		積算根拠に基づく契約額が適切か否か、実績を基にした検証ができないと考える。そのため、毎年、委託事業費収支決算書を入手して、委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。
--	--	---

## B-02 ふじのくに少子化対策特別推進事業費

結果	項目	内容
意見	①プロポーザルの参加者数について	<p>はっぴー子育てモデル事業では、業務の委託方法としてプロポーザル方式を採用しているが、平成30年度のプロポーザル参加者数は、4地区のうち3地区が各1者であった。各参加者は、全て基準点を満たしているため、手続き上の問題点はない。しかし、4地区中3地区のプロポーザル参加者数が1者では、プロポーザル方式を採用した効果が、十二分に発揮されていないと考える。また、基準点を設ける評価形式であることから、基準点を下回る結果が出る可能性があり、再度プロポーザルを実施することで業務開始が遅れる可能性がある。</p> <p>今後も同様のケースが起こりうるため、プロポーザル参加者数が少ない理由や原因を把握し、同様の事態にならないように準備する（繋げていく）ことが望ましいと考える。</p>
	②委託事業費収支決算書の記載について	<p>さんきゅうパパピカイチコンテスト事業について、平成30年度の委託事業費収支決算書を閲覧したところ、各科目の予算額と決算額が、全て一致していた。一致の理由を、県を通じて委託先に対して確認したところ、委託事業費収支決算書は、取組単位で委託事業費収支予算書と一致させるもの、との理解だった。これでは、委託事業費の各科目の予算が実績に対して適当な金額か否か、事後的に確認することができない。また仮に事業が継続する場合、委託事業費の実績を基に予算を適切に見直すことができない。そのため委託先に対し、委託事業費収支決算書に収支を正確に記載するよう指導すべきである。</p>

B-03 ふじのくに少子化突破戦略応援事業費

結果	項目	内容
意見	①消費税仕入控除税額等に係る取扱いについて	<p>本事業では、補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、市町から県への報告漏れが1件、発見された。これは、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していたためである。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>
	②補助対象経費の確認	<p>今回、補助金関連書類を閲覧したところ、市町の会計伝票を、支出の根拠資料として添付している市町があった。その伝票には、支払い先は「〇〇明細参照」と記載されているが、その明細は添付されず、誰に対して支払われているのかわからないものがあった。</p> <p>県による補助対象経費の確認に際して、具体的な取引内容を把握する必要があるが、枚数が複数にわたる〇〇明細を電話で確認するのは、効果性や効率性に疑問が残る。また、県の手元に〇〇明細が残っていないため、事後的な検証も行いづらい。</p> <p>補助対象経費か否かの確認は、補助金事業において、非常に重要な手続きである。現行の方法が、効果的かつ効率的とは考えづらく、紙資料の提出を該当部分に限って枚数を減らす、又はデータで入手するなど、現行の方法を改善すべきと考える。</p>

B-04 こども体験・交流推進事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業には活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えることから、活動指標を設定すべきである。</p>

		活動指標としては、事業内容が体験教室事業や普及・実践事業であることから、その参加人数が適当と考える。
	②委託費の積算根拠について	<p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていなかった。</p> <p>委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>
	③メニュー事業の参加人数について	<p>県は、メニュー事業の各個別事業について、毎年、目標参加人数を設定している。平成30年度の各個別事業の参加人数は、平成29年度より減少していた。</p> <p>県は、各個別事業の具体的な内容（実地時期や子供会の選択）は委託先に委任しているが、参加人数の目標を明示していないため、各個別事業の計画段階で、適切な指示を出すべきである。例えば、委託要領に各個別事業の目標参加人数を記載し、委託先に対して目標値を具体的に明示すべきである。</p>

#### B-05 認定こども園整備事業費助成

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の竣工年月日について	<p>原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。</p> <p>契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。</p>

### B-06 保育所等整備事業費助成

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の竣工年月日について	原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースはなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。

### B-07 子育て支援施設整備費助成

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の竣工年月日について	原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。 契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。
	②放課後児童クラブの設置について	今回、市町別の放課後児童クラブの数と小学校の数を比較してみたところ、放課後児童クラブ数÷小学校数でみると、100%以下の市町が8つあることが確認できた。 放課後児童クラブは、放課後にそのまま小学校の教室を利用して、そこに、教職員のOBに参加してもらうような形で運営できれば、児童の安全管理上も教育上も望ましいと考える。静岡県でも、放課後や週末等に教室や公民館を利用した放課後子供教室という取り組みも行われており、放課後児童クラブについて、小学校の設置状況を考慮し、優先的に学校施設を活用していくことで利用希望者の増加に対応しながら、待機児童解消を図っていくべきである。

**B-08 保育対策促進事業費助成**

結果	項目	内容
意見	①消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて	<p>本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。しかし、他事業では報告漏れが発見されたため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

**B-09 多様な保育推進事業費助成**

結果	項目	内容
意見	①消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて	<p>本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。しかし、他事業では報告漏れが発見されたため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

**B-10 年度途中入所サポート事業費助成**

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業では、年度途中の低年齢児待機児童の増加を抑制することを目的とし、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業での成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p>

		<p>成果指標（又は成果指標を補足する指標）としては、本事業は年度途中に増加する低年齢児（0～2歳児）の待機児童解消を図る目的で実施されることから、年度途中入所する児童のための保育士等を配置した施設の数を設定することが適切と考える。</p>
--	--	--

#### B-11 子育て支援事業費助成

結果	項目	内容
なし		

#### B-12 放課後児童クラブ運営費助成

結果	項目	内容
意見	①市町からの交付申請や実績報告のチェックについて	<p>担当課では、市町からの交付申請や実績報告のチェックを行っている。平成30年度のファイルを確認したところ、申請書類や内容に関するチェックリストに、本来、全ての項目について問題がないことを確認して「はい」の欄にチェックマークがついているべきところ、「いいえ」の欄にチェックマークがついたままのものや、空欄のままになっているものが散見された。</p> <p>今後の内部統制の整備・運用を進める観点からも、毎年、エラー事項が発見されることが多いのであれば、チェックリストに一次チェックと二次チェックの欄を設けることや、一次チェックと二次チェックの実施日や上長の確認日を記録することなど、チェックリストの様式や活用方法を見直すべきである。</p>

#### B-13 保育士等確保対策事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は、待機児童解消のため、保育所及び認定こども園を整備し保育の受入枠を増加させることを目的としており、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではな</p>

	<p>く、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業は潜在保育士の掘り起こしや就職支援、保育士と保育所とのマッチング、保育士資格未取得者への支援等を通じて保育士増員を目的とすることから、保育士等の就業数とすることがより適当と考える。</p>
②活動指標の設定について	<p>本事業は、新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。</p> <p>活動指標としては、各メニュー事業の実施内容を踏まえると、イベント・就職説明会・研修の開催数あるいは参加者数とすることがより適当と考える。</p>
③イベント・就職説明会（以下、イベント等）の参加者数について	<p>担当課では、イベント等の開催告知について、一般的に就職という意図をもって訪れる場所でない箇所も含まれており、広告箇所として効果的かつ効率的とは言えないと考える。一方、参加者アンケートを見る限り、イベント等の内容についての参加者の評価は高く、参加者のニーズに沿った広告方法にすることで、さらに多数の参加者を募集できたとしたら、イベント等の効果をより高めることが可能になると考える。</p> <p>参加者を増やすために、また、広報活動の評価及び見直しに向けて、できるだけアンケート項目を充実して確認すべきと考える。</p>
④保育士・保育所支援センター事業の委託業務の随意契約について	<p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていなかった。</p> <p>委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>

⑤再委託の承認について	<p>保育士・保育所支援センター事業においては、県社会福祉協議会に事業全般を委託し、同会は外部業者へ事業の一部を再委託している。ここで、県と県社会福祉協議会との間で交わされている委託契約書の第9条（権利義務の譲渡等の禁止）において、再委託を行う場合には、県に事前承認を求めることとなっている。しかし当該契約書では、再委託を実施する場合の具体的な指針は記載されていないため、その承認請求の範囲が不明確となっている。</p> <p>現状の方法を継続するのであれば、契約書等で、委託事業のうち核心的な部分を明確にすべきである。また、契約書等で核心的な部分を明確にしづらるのであれば、再委託については全て県へ承認請求を行うこととすべきである。</p>
-------------	---

#### B-14 保育士修学資金等貸付事業費助成

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業は新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。</p> <p>活動指標としては、本事業の実施内容を踏まえると、貸付件数及び貸付者数とすることが適当と考える。</p>

#### B-15 保育士等キャリアアップ研修事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は、処遇改善を伴う専門性の高い指導的役割を担う保育士の養成を目的とした研修を実施することを目的としており、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修修了者数とすることがより適当と考える。</p>

	②活動指標の設定について	本事業の活動指標は新規求職登録者数としているが、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修開講数とすることがより適当と考える。
--	--------------	---

#### B-16 保育士登録制度事業費

結果	項目	内容
意見	①保育士登録事務処理について	<p>保育士登録内容に変更があった場合、保育士は委託先に対し保育士証書換交付申請書を用いて、変更内容を申請することになっている。しかし、保育士証書書換交付申請書に申請者の捺印を要する様式であるにもかかわらず、申請者の捺印がないものが複数散見された。</p> <p>県では、捺印箇所には捺印のないものも、自署されていることから、法的効力には問題はないとして、捺印のない申請書も受け付けている。申請者の手間を省く観点から、申請書様式から捺印欄を除くことも検討してはどうだろうか。</p>

#### B-17 子育て支援員養成事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業の成果指標は、ふじさんっこ応援隊参加団体数を2,000団体にすることとしているが、その成果は、本来、子育て支援員（として働く人）がどれだけ増えたのかで測るべきであり、現在の成果指標は直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>そのため成果指標は、各市町における子育て支援員の充足状況（どのレベルまで引き上げられたか）が適当と考える。そのうえで、充足状況が遅れている市町については、研修方法の見直しとあわせて事業を進めるべきである。</p>
	②今後の事業の継続と研修プログラムの検討について	<p>本事業の活動指標は子育て支援員養成人数（研修修了者数）であり、その目標値を2,000人としている。令和2年度には、ほぼ目標に到達する見込みであり、目標値の妥当性を再検証したうえで、今後の事業の継続性を検討すべき時期に来ている。</p>

		<p>また、研修は、全国共通のカリキュラムに沿って、各都道府県で展開されている。静岡県では、研修の運営は民間事業者に委託しているが、これからも今までどおりのやり方で研修を継続する必要があるのか、また、継続的に研修を行うとしても、今までよりも小規模、ローコストで行えるようなやり方がないのか、ということを検討する必要がある。</p>
--	--	---

#### B-18 安心こども基金積立金

結果	項目	内容
意見	①基金の運用について	<p>県は、将来の事業に充てるために積み立てている基金について、目的を損なわない範囲で、出納局が一括運用している。基金の運用方法については、出納局が各担当課から希望に基づき、運用方法を預金と債券で分けている。</p> <p>預金と債券の運用利回りに差が大きい現状下において、基金の運用に当たっては、目的を損なわない範囲で、できるだけ運用益が確保できるよう、債券運用を行い、事業実施に回せる資金を自ら増やしていく姿勢を求めたい。</p>

#### B-19 身体障害児育成医療等扶助費

結果	項目	内容
意見	①平成 30 年度「福祉行政報告例」「実績調査」の誤りについて	<p>平成 30 年度の「福祉行政報告例」及び「実績調査」の資料を確認したところ、2市の報告内容に誤りがあった。最終的な国との精算は、6月の「実績報告」をもとに行っており、この報告の前に誤りに気がつき修正したことから、補助金の交付は正しい数値を基礎に行われている。しかし、実績調査は国の施策反映等に用いられるものであるから、この数値が誤ったままでは適切でない。また、実績報告の提出前に、集計をやり直したことで、事務が不効率となっている。</p> <p>県は報告数値の誤りを減らすために、県による確認作業の明確化や他市町への注意喚起等の対応をとることが望ましいと考える。</p>

### B-20 未熟児養育医療扶助費

結果	項目	内容
なし		

### B-21 こども医療費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、事業が子育て家庭の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思う人の割合とするのが適当と考える。</p>
	②受給者証の自動更新の取り扱いについて	<p>現状、「こども医療費助成事業事務取扱要領（以下、県の要領）」では、受給者証の自動更新を認めるか否かは明示されていないが、事務調査を行った市町に対しては、調査結果で実質的に認めている状況である。</p> <p>事務の効率性の観点から、現状の市町の自動更新の取り扱いを認めるのであれば、県の要領においても、自動更新の取り扱いも可能である旨を明示することが望ましいと考える。</p>

### B-22 不妊治療費助成

結果	項目	内容
意見	①データの入手と分析について	<p>日本産科婦人科学会が作成・公表している資料は、全都道府県のデータが集計対象とされているため、静岡県制度利用者の特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過に関するデータは把握できていない。また、当該データがないため、実態の分析等も行っていない。</p> <p>本事業に県負担（1/2）があることから、県は厚生労働省・日本産科婦人科学会等に静岡県の詳細な情報の提供を働きかけ、実績を把握すべきと考える。</p>

		<p>そのうえで、現制度（年齢制限、年収要件等）の適切性や、実施医療機関の治療の適切性の検討、事業の指標の一つとしての活用等を行うべきと考える。</p>
	<p>②「保健所チェックリスト」の様式及び運用について</p>	<p>各健康福祉センターが作成した「特定不妊治療費助成 保健所チェックリスト」を閲覧したところ、チェック欄が空白になっているもの、担当者欄に記載がないもの等が散見された。</p> <p>現状の運用では、空白となっている部分については、該当なしなのか、フォローが必要なものなのかが判別できない。また、受付者が記載されていないと、受付の担当者が分からず、個別対応が必要となった場合に時間がかかってしまう恐れがある。</p> <p>チェックリストの各項目について、その要否の検討を行い、内容の見直しを行うべきと考える。そのうえで、チェックリストの記載方法について、マニュアルを設けるべきと考える。</p>

#### B-23 不妊・不育総合支援事業

結果	項目	内容
意見	<p>① 不妊・不育専門相談センター電話相談事業について</p>	<p>本制度では、毎週2回、保健師及び助産師が電話で不妊症・不育症に関する相談に応じており、相談件数は減少傾向にある。県において相談件数の減少要因を検討しているが、利用者アンケート等を行っていないため、詳細な分析はできていない。本事業をより効果的に実施するためには、まずは、利用者ニーズの把握・分析と、それに沿った活動指標の設定が必要である。</p> <p>本事業に関しては、今後、委託事業とすることも検討中とのことである。委託化に際しては、「事業評価につなげるためには、どのような情報が必要か」という観点を十分検討し、当該情報の収集についても、委託の要領の中に盛り込む必要があると考える。</p>
	<p>② 不妊・不育専門相談センターの面接相談事業について</p>	<p>平成30年度において面接相談を実施したのは18枠であり、残りの78枠は面談がなかった。その理由は、面接相談を担当する医師の日程調整がつかない点と面接相談の予約がない点があげられる。</p>

		それぞれの現状を踏まえると、本事業の運営は、利用率の向上、医師の負担軽減、サービスへのアクセスの公平性・容易性の向上といった面で改善が必要である。従来と比較して不妊治療が一般的になる中で、本事業の役割期待を踏まえ、事業の在り方・必要性の観点から、見直しをする必要があると考える。
	③一般不妊治療費助成・不育症治療費助成 事務調査について	<p>平成 30 年度の事務調査結果を閲覧したところ、この年に補助制度の一部が変更になったこともあり、いくつかの市町に対して改善指導・助言事項があった。</p> <p>県内市町への事務調査は 3 年周期で行っているため、全ての市町に指導が行き届くまでにはタイムラグがある。市町の誤りを防止する観点から、県は定期的に市町に対して情報発信することが望ましいと考える。</p>

#### B-24 乳幼児検査・健診事業費

結果	項目	内容
意見	①契約単価の適切性の検証について	<p>本事業は昭和 52 年に開始し、昭和 57 年に先天性甲状腺機能低下症の検査が加わって以降は、公益財団法人静岡県予防医学協会（以下、予防医学協会）に継続して検査を委託している。委託は随意契約となっているが、予防医学協会が「タンデムマス法により 21 疾患すべての検査ができる県内唯一の検査機関」のためである。</p> <p>本事業は、専門的知識や設備が要求されサービスを供給可能な委託先が限られることから、適切な方法で牽制をかけないと、価格が不合理に高くなってしまいうリスクがある。積算根拠の詳細なヒアリングの実施や、他の都道府県等との契約単価の定期的な比較等を通じて、委託先の提示した単価が適切であるかを検討する必要があると考える。</p>

B-25 難病・医療活動事業費

結果	項目	内容
意見	①補助事業の実績報告の適切性について	<p>今回、全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部（以下、「守る会」とする）から提出された実績報告を検証したところ、補助対象事業ではない事業にかかる経費が、補助金の実績報告に記載されていた。</p> <p>補助対象事業ではない事業にかかる経費は、補助金ではなく守る会の会費から充当されていたため、実質的な問題にはならないと考えるが、補助金の実績報告は補助金の用途の適切性を検証するために作成されるものであるから、実績報告には補助対象事業にかかる経費のみを含めることが適切と考える。</p> <p>また、守る会へは、この補助金のほかに、「民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金」も支給されている。実績報告を確認したところ、複数の事業に係る共通経費（例えば交通費等）の按分方法が明確にはなっていないかった。</p> <p>実績報告にあたっては、共通経費が適切に按分されていることが分かるような形式で報告を求めることが、経費の重複計上等を防止・発見するためには適切と考える。</p>

B-26 「健やか親子 21（第2次）」強化推進事業費

結果	項目	内容
意見	①委託費の適切性の検討について	<p>委託費の積算根拠と、両団体からの委託業務費の収支決算書（実績額）を比較すると、委託費積算根拠と実績額では、内訳金額に差異が生じている。</p> <p>本事業はいずれも随意契約であり、競争原理が働かないことを考えると、実績に照らして委託費の積算を適切に行わないと、委託費が過大になる恐れがある。毎年、実績報告の内容を把握し、委託の趣旨に沿った支出がなされているか検討するとともに、翌年の委託費の積算の見直しに反映させるべきであるとする。</p>
	②研修会の内容の検討について	<p>各研修会の研修参加人数は、年によってばらつきが見られる。そのうち、母親教室の研修参加人数（参加保護者数）が減少傾向にある。</p>

		<p>本事業の実施要項では、研修内容については、「静岡県と協議のうえ、事業計画を立案する（医師会委託分）」、「保健所と協議のうえ、市町の協力を得て立案する（歯科医師会委託分、う歯予防指導者養成事業）」と規定されているが、実質的には、委託先に任せているとのことである。そのため、県では、研修の内容・実施時期等が適切であったか、ニーズに応じたものになっていたかどうかなどの検証は行っていない。</p> <p>本事業の活動指標は研修参加者数であり、その目標を達成するには受託者との連携を深めることが重要であると考えます。</p>
--	--	---

#### B-27 小児救急電話相談事業費

結果	項目	内容
意見	①委託事業者の選定について	<p>本事業では、厚生労働省が進める、こども救急電話相談（#8000 事業）を静岡県で展開しているものであり、相談窓口は都道府県ごとに分かれているので、委託事業者との契約もそれぞれの都道府県ごとに行われ、実施時間帯も都道府県によって多少違いがある。</p> <p>今回の監査で、平成 29 年度以降の選定手続きに関する資料を確認したが、手続的には不備はなかった。しかし、提案競技会に参加する事業者が少ない状況が続いており、担当課には、案内を出しても参加しない 4 業者に対して参加してもらえない理由の確認や、厚生労働省への受託しうる事業者一覧の更新依頼などの努力を求めたい。</p>
	②事業の有効性の評価について	<p>本事業は国が進めている事業ではあるが、委託業者の選定など実際の運用は都道府県が行っている。本事業の認知度や不満については、国が調査を行っているが、都道府県別の調査結果は公表されていないため、静岡県の状況については確認できない状況である。</p> <p>したがって、事業の認知度の調査や、委託業者による対応についての満足度調査の実施を県として検討すべきである。</p>

B-28 産科医療施設等整備事業費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業の目的は、分娩取扱施設の新設やリニューアルを促進し、身近な地域で安心して子どもを産める環境を整備することである。</p> <p>したがって、本事業の成果としては、本来、県内の分娩取扱施設の整備がどれだけ進んだか、身近な地域の分娩取扱施設をどれだけ維持できたか、という直接的な観点で測るべきである。</p>
	②事業計画の顛末書の取扱いについて	<p>本事業では、分娩取扱施設に対して、施設や設備を整備する際は複数の業者による入札を行うことを求めているが、今回、平成30年度事業について顛末書が提出された案件5件について内容を確認したところ、4件については、いずれも、調達内容について細かな説明をしなくてよい、手続きが簡便といった理由から入札を実施しなかった、という内容の顛末書が提出されていた。</p> <p>今後は、取引の公正性や客観性を担保するため、入札手続きの実施をより一層徹底するとともに、顛末書（もしくは実績報告書）には、入札未実施に対する担当課の判断を付記すべきである。</p>

B-29 産科医療確保事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業の目的は、産科医や助産師の待遇を改善し、その数を増やすこと（減らさないこと）にあるが、成果指標は以下のとおりであり、ア及びウは、本事業の成果を直接的に測りにくい指標になっている。</p> <p>ア：4歳児以下の乳幼児10万人当たりの死亡数  イ：手当支給施設の産科・産婦人科医師数  ウ：分娩1,000件当たりの分娩取り扱い医療機関勤務産婦人科医師数</p> <p>本事業の目的である、産科医や助産師の待遇を改善し数を増やすこと（減らさないこと）に合わせて、イのように、産科医や助産師の数から成果を測ることがより適切と考える。</p>

	②実績報告書の確認について	<p>制度を利用する病院や診療所（平成 30 年度の実績で 68）が作成する実績報告書（基礎資料含）は、4 月に県へ提出されるため、担当者は県庁内部での支払手続きに間に合わせるために、そのチェック作業に追われることになっている。</p> <p>そのため、事前にチェックすべき項目を明確化するとともに、その結果を見えるようにしてチェック作業の進捗状況を誰もが把握しやすい状態にすべきである。</p>
--	---------------	--

### B-30 東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は、助産師を増やすための事業であるにもかかわらず、成果指標は「人口 10 万人当たりの看護職員数」としている。</p> <p>本事業については、毎年定員の 10 人を全員、着実に助産師に育て上げることこそが成果であるということは明らかなので、それをそのまま成果指標にするべきと考える。また、県の重要なテーマである人口 10 万人当たり看護職員数との関連や他県との比較上、人口 10 万人当たりの数にこだわるのであれば、将来の助産師の需給バランスと専門課程の定員の設定を考えるうえでは、人口 10 万人当たりの助産師数の目標値を人口で割り返して、助産師の目標数を指標としてもよいと考える。</p>
	②設置検討時の中長期的なプランについて	<p>今回、東部看護専門学校の助産師養成課程の設置に関する基礎資料を確認したところ、県東部の助産師の数を中長期的にどのくらい増やしたいのか等の重要な検討事項（過程）の説明がなかった。一方、設置準備会の資料には、重要な検討事項（過程）の説明はあるものの検討過程の重要なポイントが複数の資料に点在していて、1 つにまとまっていなかった。</p> <p>このような設置時点における検討過程をいわゆる「行政文書」のような事業の概要をまとめた資料の中に明確に残しておき、将来の状況が変化した時に見直しをしやすくしておくことが重要である。</p>

		<p>そのうえで、今後、助産師の専門課程を維持していくにあたり、「行政文書」と照らし合わせながら、入学志願者の状況、卒業生の就業状況、県東部の助産師の需給状況などの推移をモニタリングしていくべきである。</p>
--	--	---

### B-31 児童虐待防止対策事業費

結果	項目	内容
意見	①市区町村子ども家庭支援拠点の設置に向けて	<p>平成 30 年度の市区町村子ども家庭支援拠点の設置状況は全 35 市町中 6 市町であり、令和元年度設置状況は 4 市町増えて 10 市町となっている。拠点未設置の市町においては、各市町村単位で、専門職であるこども家庭支援員や虐待対応専門員等の募集をしているが、一般職と同じ募集方法であり、なかなか採用に結びつかないと考えられる。</p> <p>現在、令和 4 年度まで間もない時期となってきたため、県においては、市町における専門職の募集をサポートするなど、拠点未設置の市町の問題解決に向けた、具体的な支援を検討する時期が来ていると考える。</p>
	②弁護士が職務を行い得るか否かの確認について	<p>本事業においては、令和元年度より、特別職非常勤職員として弁護士を配置し、主として児童相談所の業務に係る法律相談業務に当たっている。担当課は、特別職非常勤職員として弁護士を配置する際に、弁護士法及び弁護士職務基本規程による弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないか、静岡県弁護士会（子どもの権利委員会）に依頼して確認している。</p> <p>後日になって弁護士が職務を行い得ないと判明することもあるため、事業の混乱をできるだけ避けるために、当該弁護士が職務を行い得るか否か、現在の方法に加えて、できるだけ確認すべきと考える。</p>

**B-32 児童相談所等職員専門研修事業費**

結果	項目	内容
意見	①予算の未執行について	<p>予算の未執行率が 20%を超える相談所等が散見される。これは、主として、計画された研修の未受講によるものである。「児童相談所等職員専門研修実施要綱」を定め、研修に係る基本方針及び基本計画に基づいた研修の推進を図る趣旨からすると、研修の未受講は、職員の専門性や技術を磨く機会を奪い、職員の質の向上を阻害することになる。そのため、予算の未執行率が高い状況は望ましい姿ではないと考える。</p> <p>研修の未受講によって、予算の未執行率が高くなるのであれば、できるだけ、未受講とならないようにすべきである。また、保守的に予算を多めにとっているため、予算の未執行率が高くなるのであれば、限られた予算を計画以上に確保して他相談所等の研修機会を奪うことになることから、予算設計を見直すべきである。</p>

**B-33 DV相談体制強化事業費**

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がDVの未然防止や早期支援によるDV被害者の減少を目的としていることから、過去1年間にDVを受けたことがある人の割合とするのが適当と考える。活動指標としては、事業内容がDV相談体制の強化であることから、DV相談受付件数が適当と考える。</p>

	②DV相談ダイヤルの受付時間について	<p>平成30年度のDV相談受付数の実績を見ると、業務時間外のDV相談受付数が、全体の10%超を占めている。相談希望者が業務時間外に電話が繋がらない場合、業務時間内に電話を掛けなおしていることも考えられ、業務時間外のDV相談受付数の全件が、相談できなかった受付数にはならないが、電話を掛けた相談希望者全てに対応できているかわからない状況である。</p> <p>現状、県はDV相談ダイヤルの受付があった際、昼間・夜間・時間外の3区分で受付数をおさえているが、時間帯別の受付数をおさえていない。これでは、実績に応じた受付時間の見直しが行いづらく、受付時間帯も含めて記録すべきである。</p>
--	--------------------	---

#### B-34 民間シェルター活用促進事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がDV被害者等の状況に応じ、一時保護所での保護が適当でない場合に一時保護委託することを目的としていることから、一時保護委託が適当と判断された場合のうち、一時保護委託を実施できた割合とすることが適当と考える。活動指標としては、事業内容がシェルター数確保のための運営費等の助成等であることから、民間シェルターの維持数とするのが適当と考える。</p>

#### B-35 里親養育援助事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p>

		<p>成果指標としては、本事業が里親制度の普及促進及び里親支援の拡充により里親等委託の推進を図り、すべての児童の心身ともに健やかな成長と、将来の安定した自立を図ることを目的としていることから、たとえば里親委託率や、活動可能な里親稼働率（委託里親数/活動可能里親数）等がより適当と考える。</p>
	②活動指標の設定について	<p>本事業は活動指標を「里親登録者数」としている。たしかに、児童と受入れ候補里親双方のマッチング状況により委託可否が決まることから、受け皿としての里親登録者数を増やしていくことは重要であるが、「未委託里親」が増加したのでは本事業の実質的効果が得られないことから、活動指標を「里親登録者数」のみとするのでは不十分と考えられる。</p> <p>「里親登録者数」だけでなく、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」を活動指標に追加したうえで、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」の目標達成に向けた施策を実施することが本事業の目的に沿ったものと考ええる。</p>
	③里親登録者数の増加に向けた対応について	<p>本事業の活動指標である「里親登録者数」は増加傾向にあるが、様々な理由により里親を辞退される人もいるため、計画どおりには進捗していない。</p> <p>このような中、県全体での、「里親登録者数」の目標数値達成に向けた要因分析や対応策の検討は実施していない。</p> <p>「里親登録者数」を事業の活動指標として設定している以上、県は事業目的を達成するために主体となって、目標達成に向けた要因分析を実施し、効果的な施策を実施する必要があると考える。</p>
	④収支の算式（委託事業費収支決算書）について	<p>今回、「委託事業費収支決算書」を閲覧したところ、予算額と決算額の増減について、プラスマイナスの符号が逆に記載されているものがあつた。プラスマイナスの符号が逆に記載されたのは、「委託事業費収支決算書」の作成の手引きなどがない中で、委託先事務職員の認識誤り、委託先及び県の確認不足により発生したと考えられる。</p>

		<p>様式のデータファイルに表計算ソフトの算式を組み込んで自動計算・表示する設定にすれば、プラスマイナスの符号が逆に記載されることはなくなると考える。また、提出された書類については、内容だけでなく、形式もきちんと確認し、不備があれば再提出させるといった対応が必要と考える。</p>
--	--	--

#### B-36 こどもの自立支援資金貸付事業費助成

結果	項目	内容
意見	①制度活用者数の増加に向けた対応について	<p>本事業は、県が事業実施主体である県社会福祉協議会に対して補助金（貸付原資、事務費）を交付し、県社会福祉協議会が利用者に対してこどもの自立支援資金を貸付けているが、県社会福祉協議会の収支決算を閲覧したところ、平成30年度は貸付金が事務費を下回っていた。今後も、貸付金が事務費を下回る状況が続くのであれば、事業の必要性について疑義が生じることになりかねない。</p> <p>事業の活動指標として「制度を活用して就職・進学を達成した人」を設定している以上、県として事業の進捗を促す施策を実施するべきであり、実施主体である県社会福祉協議会と協力して、利用促進に向けた効果的な施策を実施する必要があると考える。</p> <p>また、事務費については、平成30年度の状況が続くのであれば、事業規模（貸付需要）に沿った規模に見直すことも検討する必要があると考える。</p>

#### B-37 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の提出時期について	<p>「委託事業実績報告書」等を閲覧したところ、提出日が5月以降で、委託期間終了から1カ月以上経過しているものが散見された。担当課によると、委託事業実績報告書等の提出時期については、4月中を想定しているとのことであった。</p> <p>委託事業実績報告書等の提出が遅延すると、委託事業が適正になされたかの県の検証業務がそれだけ遅延することになる。</p>

		<p>その結果、委託事業の実施に問題があった場合の対応が適時になされず、事業の効果が十分に発揮されなくなるおそれがあると考え。そのため、委託事業実績報告書等の提出期限について、委託契約書に明示することで、適時の提出を図るのが望ましいと考える。また、委託事業実績報告書等の提出状況について県において適時に進捗を把握し、未提出の受託者に対しては提出の督促を実施するといった対応をすることで、適時の提出を促すことが望ましいと考える。</p>
--	--	---

#### B-38 社会的養護自立支援事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標について	<p>本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業は施設退所者等が社会で自立するための各種支援（継続支援計画の作成や生活相談、就労相談等）を実施していることから、支援者の満足度や支援希望対象者に対する支援実施率などが適当と考える。</p>

#### B-39 被措置児童等支援事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図ることを目的としていることから、関係者の満足度、社会的養護児童の18歳到達時進路決定率、自立達成率などがより適当と考える。</p>

	②支弁額の限度額の見直しについて	<p>入所児童等の処遇向上を図るため、県が単独で措置費対象外の経費（地域活動等参加費、里子児童費、自立援助費【運転免許取得】）を支弁している。</p> <p>これら支弁額の設定根拠について、過去資料を確認しても明確な根拠を示す資料は見当たらないとのことであった。また、支弁額が妥当であるかどうかについても、定期的な見直しがなされていない状況であった。そのため、支弁額の設定根拠を明確にし、その妥当性については定期的に検証をしていき、設定根拠について状況が変化した場合には支弁額を変更するといった対応が必要と考える。</p>
	③ショート・ルフランの活性策について	<p>ショート・ルフラン里親事業の活動指標である「ショート・ルフラン里親委託数」は年度により増減は見受けられるものの、概ね計画通りの水準にあるが、利用者数の増加にむけた施策を積極的に実施することが望ましいと考える。この点、県は児童養護施設との里親委託推進担当委員会や里親連合会理事会において、原因を分析し、利用者数の増加に向けた話し合いを実施しており、多くの意見が出ているものの、今後の具体的な施策までは十分に検討されていない状況にある。</p> <p>話し合い結果に基づいて、具体的な施策を立案し、それを実施したあと、結果を検証して次の施策に活かしていくことで、より効果的な事業が運営されると考える。</p>

#### B-40 ひとり親家庭就学支援事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的としていることから、支援率（＝利用者数/想定利用者数）、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う</p>

		人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業は実施市町数の拡充による助成件数の増加が課題であることから、実施市町数や助成件数などが適当と考える。
	②市町の意向調査について	<p>本事業の実施主体は政令市以外の各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。</p> <p>全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり、公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。</p>

#### B-41 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進することを目的としていることから、自立達成率、返還免除率、貸付けを受けた者の満足度、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業の事業内容から貸付件数などを活動指標に設定すべきと考える。</p>

#### B-42 吉原林間学園改築整備事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	吉原林間学園改築整備工事は、平成 28 年度に工事開始、平成 30 年度に工事完了の計画であったが、工事の遅延により、平成 31 年度に工事完了となった。

		<p>工事の遅延は、吉原林間学園の利用開始が遅れ、工事費の拡大に繋がる可能性が高まるため、工事の進捗管理は非常に重要である。そのため、活動指標を工事進捗率（目標進捗率に対して実際の進捗率がどうなっているか）に設定して、目標値との比較から当初の計画通りに工事が完了できるよう、関係各所で目を光らせるべきであったと考える。</p> <p>工事に係る事業については、活動指標として各年度の工事進捗率を設定し、目標を明確化したうえで、関係各所で進捗管理していくべきと考える。</p>
--	--	---

### B-43 ふじのくに型学びの心育成支援事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業が貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の中高生の自立促進を図るという趣旨からすると、高等学校卒業を一つの目標とすることが適当であり、そのためには、事業参加者のうちの中学3年生の高校進学率（通所・合宿事業）や、事業参加者のうちの高校生の中退防止率（キャリア形成事業）が適当と考える。</p>
	②活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標は学習支援実施市町数としていますが、事業実施の有無は市町次第であり、県の目標としては直接的ではなく、県が努力して達成可能な目標を活動指標として設定すべきと考える。</p> <p>活動指標としては、本事業がより多くの生活困窮世帯の子どもに対し支援を行い、貧困の連鎖から脱却するため、学習・生活支援の場を提供することを目的として、県と市町は協力して対象者の参加を促していることから、事業参加人数を設定することがより適当と考える。</p>
	③キャリア形成の場の提供について	<p>直近年度の合宿参加人数は、県が当初想定していた参加人数と比べて少ない状況が続いている。その理由を鑑みると、合宿型である当該メニュー事業に</p>

		<p>おいては、対象者が置かれている状況から、改善しづらい内容に起因しており、今後も参加人数増が見込みづらい状況である。</p> <p>4泊5日等の長期合宿が参加者の参加阻害要因となっていると考えられるため、事業の目的である実学等の体験については、例えば1デイのイベント形式や、1泊2日の短期合宿で対応可能なカリキュラムに変更する必要があると考えられる。</p>
	④入札方法について	<p>本事業の委託方法は、プロポーザルを採用しており、直近3ヶ年（平成28～30年度）のプロポーザル参加事業者数は、平成28年度と29年度が2社であり、平成30年度は1社であった。参加事業者数が少ない状況が続いており、委託方法としてプロポーザルを採用した目的を十分に活かしていないと考える。</p> <p>そのため、プロポーザルの参加者を増やすための取組みを、今後も継続して実施すべきである。例えば、県外の業者は、県内の宿泊施設を手配する必要があり参入障壁が高いと考えられるが、もっと声をかけてみてはどうか。また、事業の性質上、プロポーザルの参加者を増やすことが難しいと判断するのであれば、事務処理上の便宜や費用対効果から、単独随意契約とすることも検討してはどうだろうか。</p>

#### B-44 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業は、経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図ることを目的としていることから、支援率＝利用者数/想定利用者数、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。</p>

	②市町の意向調査について	<p>本事業の実施主体は政令市以外の各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。</p> <p>全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり、公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。</p>
--	--------------	--

#### B-45 母子家庭等医療費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が母子家庭等の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思う人の割合とするのが適当と考える。また、活動指標としては、事業内容が県内の母子家庭等の経済的負担を等しく軽減するため、医療費の自己負担分を補助する市町に助成するものであることから、当該医療費助成制度の導入・維持市町数が適当と考える。</p>
	②情報提供について	<p>母子家庭等医療費助成は、経済的に不利な状況にある母子家庭等の負担軽減を目的としており、助成に当たっては、対象者や対象経費、所得の制限がある。当該制限は都道府県ごとに異なるが、静岡県ホームページでは、母子家庭等医療費助成に係る記載は母子家庭等医療費市町助成制度一覧と、母子家庭等医療費市町助成担当課一覧のみであった。</p> <p>県のホームページにおいても、県民に対する情報提供の観点から、静岡県の母子家庭等医療費助成の制度概要も記載することが望ましいと考える。</p>